



奈良市第4次総合計画

まほろば VISION2020

市民が育む世界の古都奈良へ豊かな自然と活力あふれるまちへ

奈良市



市民が育む世界の古都奈良
～豊かな自然と活力あふれるまち～

奈良市第4次総合計画

まほろば VISION2020



はじめに



奈良市は、人と自然・歴史が1300年にわたり共生してきた世界に誇るまちです。これまで市民の皆様と行政が一体となって、美しい自然を守り、優れた文化財を大切に、国際文化観光都市として発展を遂げてきました。

しかし現在、少子高齢化による人口減少社会の到来、地球規模での環境問題、長期にわたる景気低迷やグローバル化する経済情勢、地方分権の進展など、本市の市政を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、多様化する市民ニーズに対応し、市民の皆様と協働して進めるまちづくりの指針として奈良市第4次総合計画を策定いたしました。

この第4次総合計画は、豊かな環境の中で、市民の皆様が相互に、また多くの来訪者と交流することにより、にぎわいにあふれたまちで生き生きと暮らすことを目指して、『市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～』を都市の将来像に設定いたしました。

本計画では、本市の将来像やまちづくりの基本方向を明確に示し、特に本市が取り組む政策として、「少子化対策」「環境」「観光」の3分野を重点戦略と位置づけています。

また、各施策に目標指標を設定し、第三者評価を取り入れた施策評価を導入することによって、計画を着実に推進してまいりますので、今後の施策の取組につきまして、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成24年2月

奈良市長



奈良市第4次総合計画

序 論

1 総合計画策定の経緯	2
2 計画の構成と期間	3
3 自然条件	4
4 まちづくりの歩み	7
5 奈良市の現況	9

基本構想

第1章 基本構想策定に当たって

1 基本構想の目的	12
2 基本構想の目標年度	12
3 基本構想策定の背景 奈良市の主要課題	
1. 人口の減少、少子高齢化への対応	12
2. 財政健全化の推進	14
3. 環境保全と地域資源の活用	14
4. 安全・安心のまちづくりへの対応	15
5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築	15
6. 多様な地域特性への配慮	15

第2章 まちづくりの基本的な考え方

1 基本理念	16
2 都市の将来像	19
3 基本方向	19
4 まちの指標	21

第3章 施策の大綱

 26

基本計画

総 論

第1章 前期基本計画策定に当たって

1 基本計画の目的	30
2 前期基本計画の目標年度	30
3 計画フレーム	
1. 人口の見通し	30
2. 土地利用の方向	31

第2章 重点戦略

1 少子化対策	35
2 環境	36
3 観光	36

第3章 計画の実現に向けて

1 計画推進体制	37
2 進行管理の仕組み	37

各論

体系図	40
「各論」の構成と見方	42
第1章 市民生活	
1-01 地域コミュニティ、交流 (地域間交流)	44
1-02 男女共同参画	47
1-03 人権・平和	49
第2章 教育・歴史・文化	
2-01 学校教育	52
2-02 青少年の健全育成	57
2-03 生涯学習	59
2-04 文化遺産の保護と継承	62
2-05 文化振興	64
2-06 スポーツ振興	66
第3章 保健福祉	
3-01 地域福祉	70
3-02 子育て	73
3-03 障がい者・児福祉	77
3-04 高齢者福祉	79
3-05 医療	81
3-06 保健	83
第4章 生活環境	
4-01 危機管理と地域の安全・安心 (防災・消防・防犯・交通安全)	88
4-02 環境保全	93
4-03 生活・環境衛生	95
4-04 廃棄物処理	98

第5章 都市基盤

5-01 土地利用	102
5-02 景観	104
5-03 交通体系	106
5-04 道路	108
5-05 市街地整備	110
5-06 公園・緑地	112
5-07 居住環境	114
5-08 上水道	116
5-09 簡易水道	118
5-10 下水道	120
5-11 河川・水路	122

第6章 経済

6-01 観光	126
6-02 交流(国際交流)	128
6-03 農林業	130
6-04 商工・サービス業	132
6-05 勤労者対策(労働環境)	134
6-06 消費生活	136

第7章 基本構想の推進

7-01 市政情報の発信・共有	140
7-02 市民参画・協働	142
7-03 情報化	144
7-04 行財政運営	146

附属資料	149
------	-----



○奈良市第4次総合計画の愛称『まほろばVISION2020』について

今後10年間のまちづくりの方向性を示す、最も重要な長期計画であるこの奈良市第4次総合計画について、より親しみのある計画になるようにと、市議会で愛称を募集したところ、20件の応募があり、市議会総合計画検討特別委員会において選考を行った結果、内藤千夏さん（奈良市立伏見中学校2年（当時））の応募された、『まほろばVISION2020』が選ばれました。

この愛称には、「奈良は歴史があり、世界遺産もあるまちです。なので、奈良に住んでいる人は、住んでいて誇りに思えるまちであつたらいいし、外国の人とか、旅行とかで来た人は、奈良っていいところだなあと思えるようなまちになってほしいです。」との想いが込められています。



奈良市第4次総合計画

序論

序 論

① 総合計画策定の経緯

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。

2001年（平成13年）2月に策定した「奈良市第3次総合計画」が、2010年（平成22年）に目標年度を迎え、これまでの計画による成果と課題を踏まえ、人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、「奈良市第4次総合計画」を策定しました。

◆総合計画の変遷

1982年 奈良市基本構想

1984年 奈良市基本計画

「未来にのびゆく国際文化観光都市
－伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくり」



1991年 奈良市新総合計画

「歴史と自然と生活文化が織りなす、
創造と交流の世界都市－奈良」



2001年 奈良市第3次総合計画

「世界遺産に学び、ともに歩むまち－なら」



2011年 奈良市第4次総合計画

「市民が育む世界の古都奈良
～豊かな自然と活力あふれるまち～」

② 計画の構成と期間

第4次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

(1) 基本構想

基本構想は、2020年度（平成32年度）を目標年度として、奈良市の都市の将来像を設定し、その実現に向けた市政運営の基本方針を定めています。

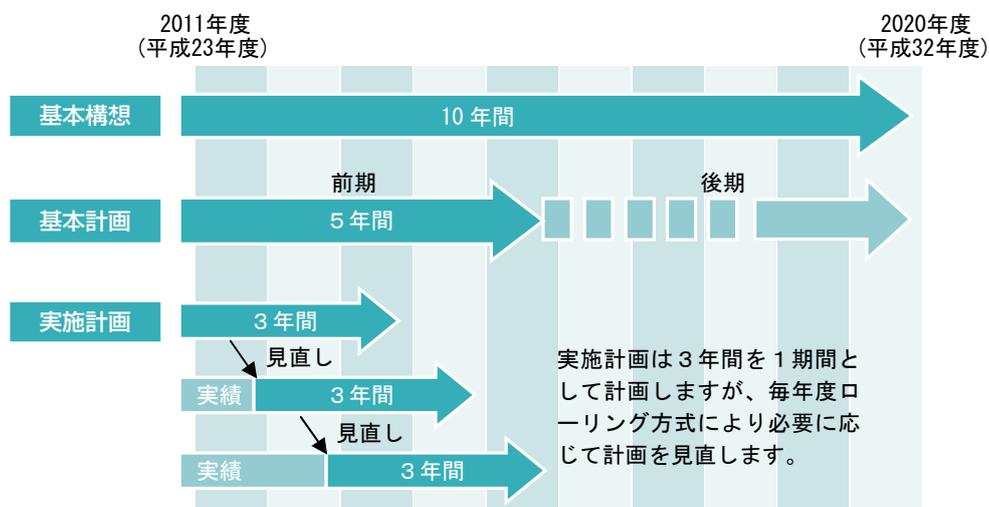
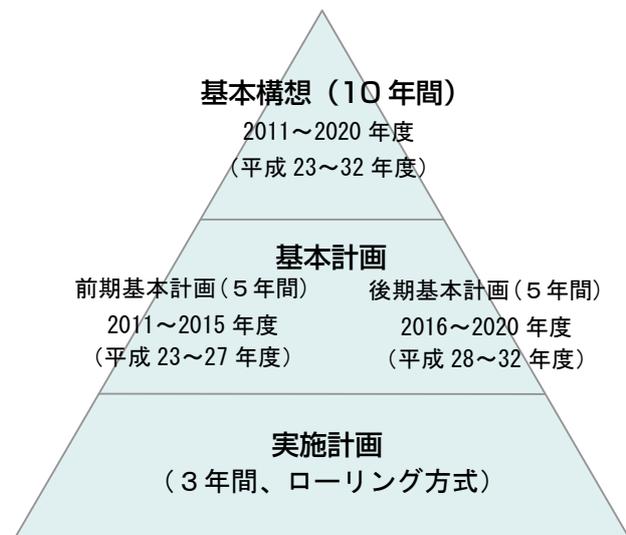
(2) 基本計画

基本計画は、都市の将来像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示し、施策目標と展開方向を明らかにします。計画期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）を前期、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）を後期とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策に基づいた具体的な事業の実施内容を示します。2011年度（平成23年度）を初年度に毎年度、向こう3年間の計画として見直しを行います。

奈良市第4次総合計画



③ 自然条件

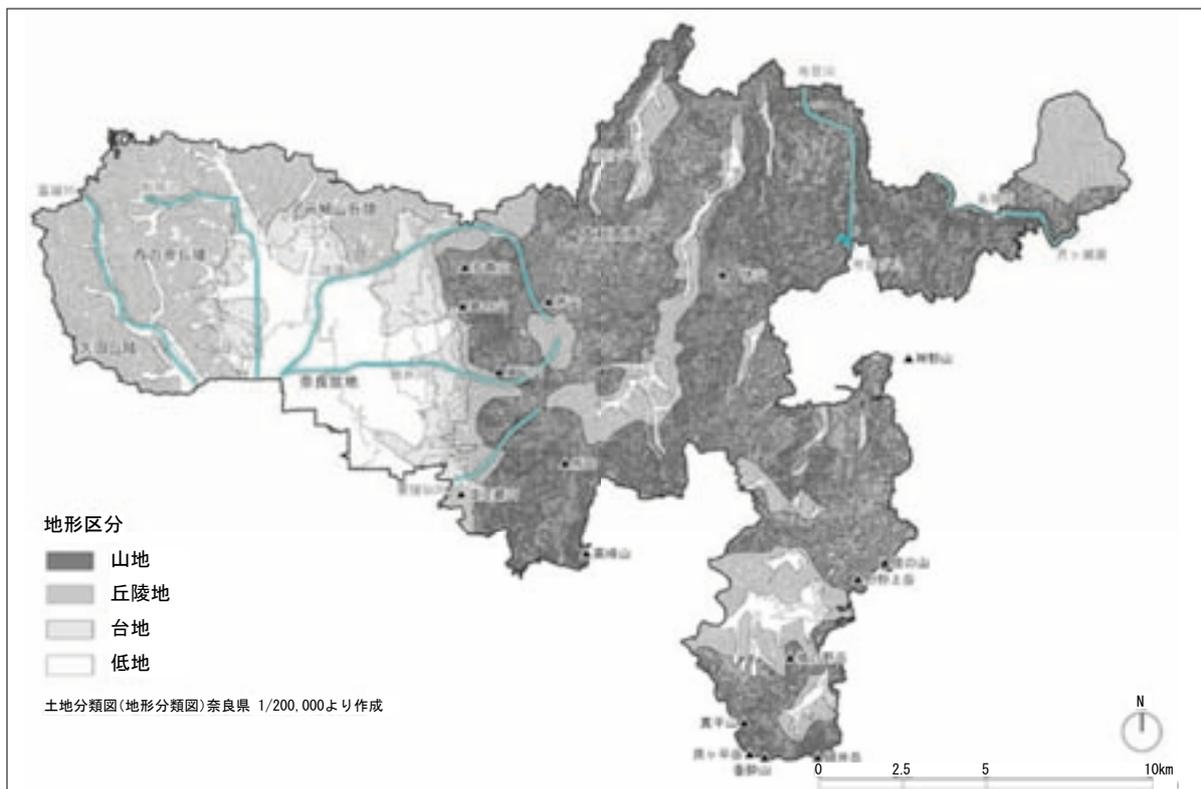
(1) 地勢

本市は、奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡2町1村と接しています。面積は276.84km²、東西33.51km、南北22.22kmで東西に長い形をしている本市は、春日山を境に地勢が異なります。

春日山以东の地区は、標高200～600mのなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置し、布目川、名張川などが山あいを北に向かって流下し、木津川に合流します。南端には、大和高原第一の高山である貝ヶ平山(標高822m)をはじめ香酔山(標高796m)、額井岳(標高812.6m)などが笠置山地に連なっています。春日山以西の地区は、奈良盆地(大和平野)の北端に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川、岩井川などが盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流します。地区西部には西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、両丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流しています。地区北部は、いわゆる平城山丘陵で京都府南端の丘陵地に接しています。

本市の自然環境は、その地勢上、東部地域は山林など緑や自然が豊富ですが、西部地域を中心に宅地開発が進み、自然や緑が減少してきました。

しかし、中央市街地を囲む自然は、春日山・佐保山・平城山風致地区として保全され、世界的な歴史的文化遺産の風情を醸し出す要素となっています。



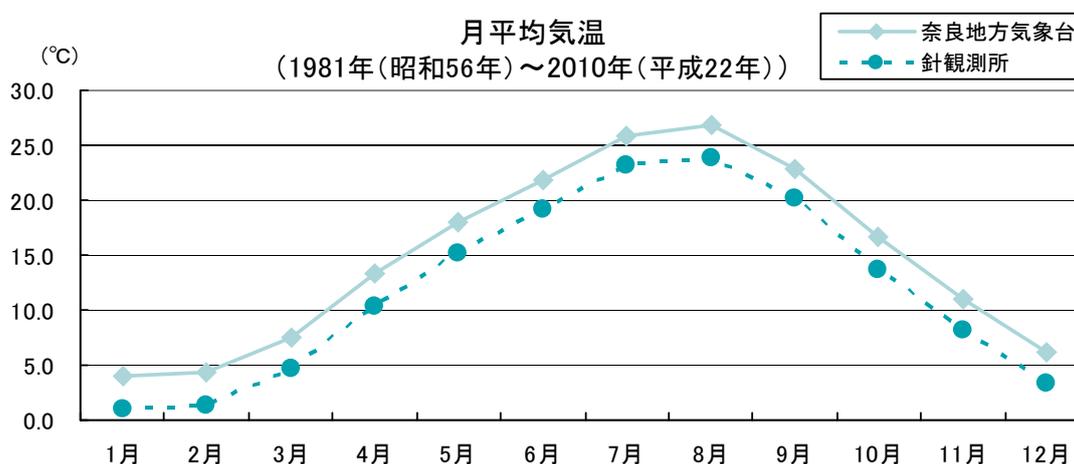
(2) 気 象

本市は、山岳によって海岸から隔てられているため、年間を通じて寒暖の差が大きい内陸性の気候を現します。

■気 温

本市の月平均気温分布をみると、夏は高温で冬は低温と年較差は大きく、大和高原地区は奈良盆地地区に比べ年間を通して2～3℃低くなっています。

最低気温は、奈良地方気象台では1977年（昭和52年）2月16日に-7.8℃、針観測所では1984年（昭和59年）2月20日に-12.2℃、最高気温は、1994年（平成6年）8月8日に奈良地方気象台で39.3℃、針観測所で35.3℃を記録しています。

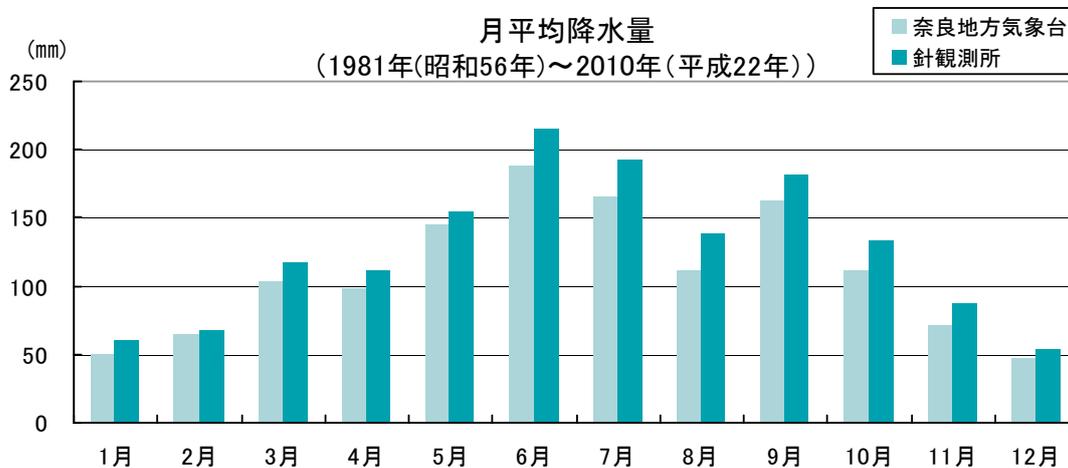


■降水量

本市の年平均降水量は、1,300mm程度（平成18年～平成22年平均）であまり多いとはいえず、このため、水田かんがい用水の不足を補うため池が多数つくられています。

月平均降水量は、6、7月の梅雨期と9月が多く、大和高原地区は奈良盆地地区に比べ年間を通して降水量が多くなっています。

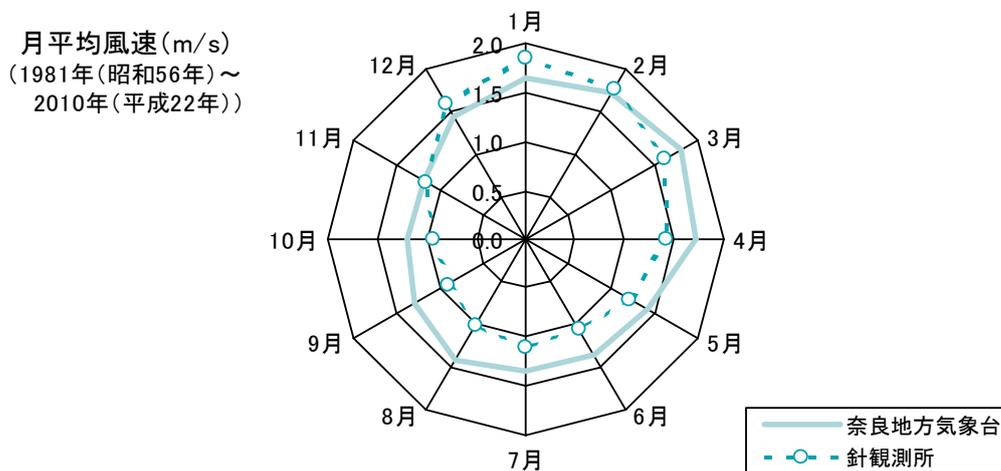
最大日降水量は、奈良地方気象台では1959年（昭和34年）8月13日に182.3mm、針観測所では1982年（昭和57年）8月1日に220mmを記録しています。



■風速

本市における風の強さは、真冬から春先にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかです。

最大瞬間風速は、奈良地方気象台で1979年(昭和54年)9月30日に47.2m/s(風向:南)を記録しています。



④ まちづくりの歩み

ナラの地名については、『日本書紀』の崇神天皇の条に「大彦命（おおひこのみこと）と彦国葺（ひこくにぶく）の軍が武埴安彦（たけはにやすひこ）の軍を迎え撃つため陣を布いたとき、兵士たちが草木を踏みならしたので、その山を那羅山といった」という伝説がのせられています。また、一般に古代人の住居に適したなだらかな丘陵地を意味する平地（なるじ）、平（なら）などのナラとする説や、渡来人の居住地を古代の朝鮮で国を意味する言葉からナラと名付けたことから、ナラの地名がおこったとする説もあります。

ナラには、那羅・奈良・奈羅・櫛・平城・乃楽・寧楽などの漢字が当てられ、奈良時代の官用には主に「平城」と記述され、平安時代以降は「奈良」が広く用いられるようになりました。

奈良を歴史の表舞台に登場させたのは平城京の造営でした。710年（和銅3年）に都が藤原京からこの地に遷されてから70余年の間、奈良は、古代日本の首都として栄え、天平文化の華を咲かせました。

都が奈良から遷されると政治都市であった平城京は荒廃しましたが、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わり、政治の中心である平安京に対して、南都と呼ばれるようになりました。

東大寺や興福寺が発展するにつれ、寺の仕事に携わる者など多くの人が集まり、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形づくられ、境内地の外にできた「まち」は郷（ごう）と呼ばれ、商工業が盛んになるにつれて新しい郷が生まれました。1180年（治承4年）の平氏による東大寺、興福寺の焼討ちにより、諸郷も大きな被害を受けましたが、両寺院の再建が進むとともに郷も復興し、13世紀には、郷の組織も整うようになり、今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。

室町時代から奈良の名産として、酒、墨、刀、甲冑、団扇などが知られていましたが、江戸時代になってめざましい発展をとげたのは麻織物を白く晒しあげた奈良晒で、江戸時代初期の奈良は奈良晒をはじめとする産業の町として活気を呈しました。その後、戦国時代の兵火で焼け落ちていた大仏が復興された江戸時代中頃から奈良見物に訪れる人が多くなり、奈良はしだいに観光都市としての性格を強めていきます。

明治維新の後、1871年（明治4年）の廃藩置県により奈良県が誕生しますが、一時期堺県や大阪府に合併されたため近代都市化が立ち後れてしまいました。

1887年（明治20年）奈良県が再設置され、奈良に県庁が置かれました。1889年（明治22年）には町制がしかれ、1898年（明治31年）2月1日面積23.44km²人口29,986人で市制が施行されると、近代都市として発展する素地や施設が徐々に整い、奈良市は政治、文化、交通の中心となる県都として発展しました。

奈良は幸いにも第二次世界大戦の大きな戦禍を免れ、貴重な自然や文化財を残すことができました。1950年（昭和25年）「奈良国際文化観光都市建設法」が住民投票の結果を受けて成立し、

奈良市のもつ文化的、観光的価値を将来に生かした近代都市づくりを進めていくことになりました。

また、この頃から近鉄学園前駅周辺において宅地開発が進められ、高度成長期に入ってから、西北部丘陵一帯にも宅地開発が広がり、近畿圏から多くの人々を迎え、住宅都市としての機能も併せ持つこととなりました。

1988年（昭和63年）に策定された「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」においては、奈良市の「平城宮跡地区」と奈良市を含む「平城・相楽地区」が文化学術研究地区に指定されました。

1998年（平成10年）2月に奈良市は市制100周年を迎え、同年12月には「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されました。

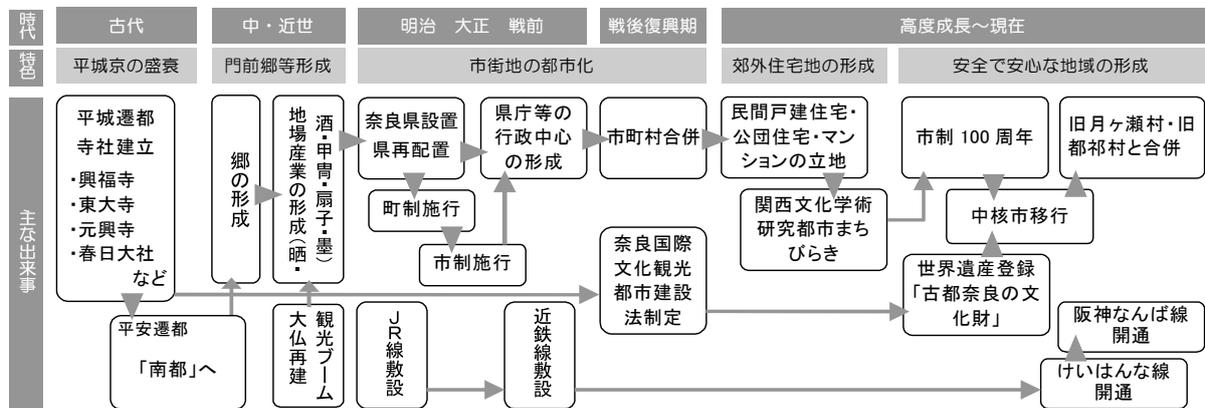
2002年（平成14年）4月には、全国で29番目の中核市に移行し、保健福祉や都市計画などのさまざまな分野で多くの権限が移譲され、これまで以上に主体的なまちづくりに取り組むことができるようになりました。

2005年（平成17年）4月、月ヶ瀬村、都祁村を編入合併しました。旧月ヶ瀬村は豊かな自然と名勝「月瀬梅林」を持つ景勝の地であり、大和茶の産地としても知られています。

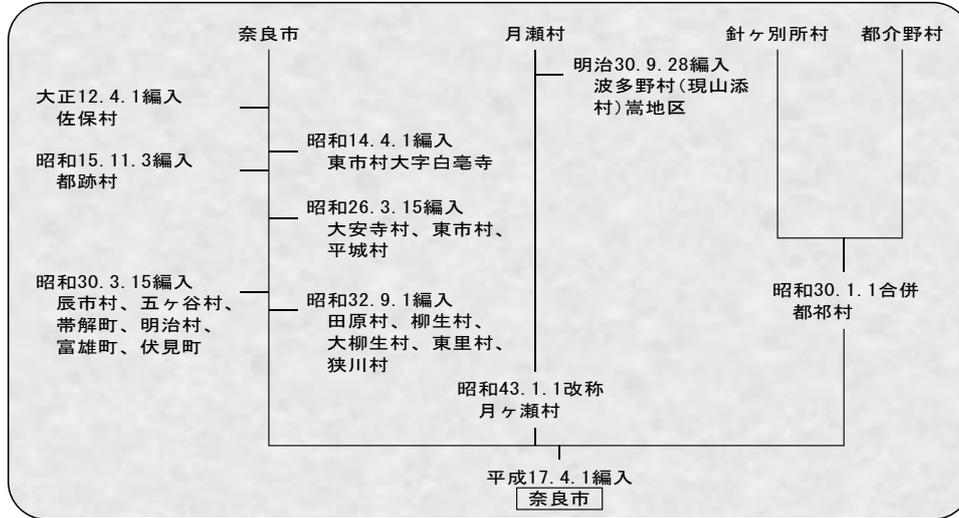
また、旧都祁村は、伊勢や伊賀に通ずる伊勢街道の要衝の地として文化交流が盛んな土地がらで、1965年（昭和40年）の国道25号（名阪国道）の開通以降、工業団地や住宅の開発も進んできた土地でもあります。

2006年（平成18年）3月には、「けいはんな線」が開通したことで、西北部地域と大阪・東大阪沿線エリアとの結合が、2009年（平成21年）3月には「阪神なんば線」が開通したことで、阪神エリアとの結合が容易になり、人・物・情報・文化・産業の交流が一層活発になるものと期待されています。

◆奈良市の歩み



◆市村域の変遷



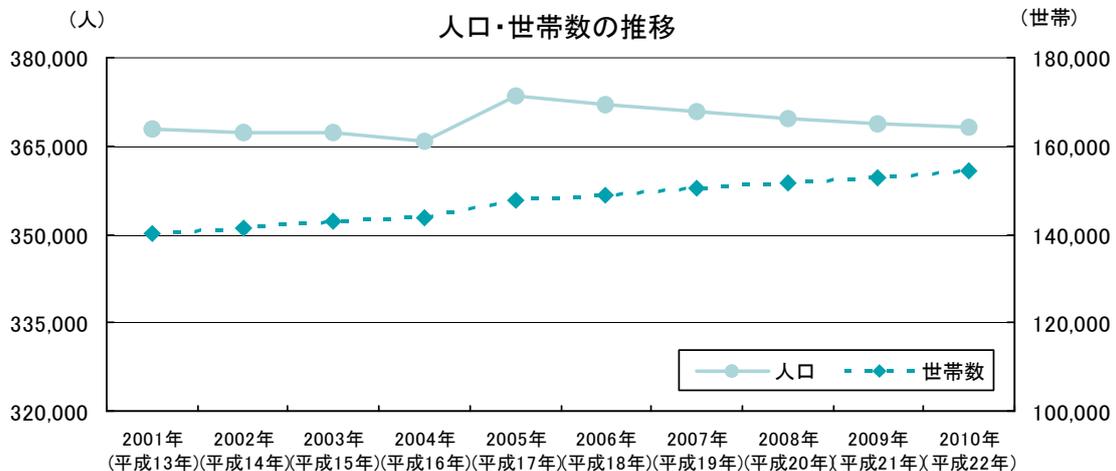
⑤ 奈良市の現況

(1) 人口・世帯

本市の人口は、2000年（平成12年）の37.5万人（※旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む。）をピークに減少傾向が続いており、2010年（平成22年）10月現在36.8万人となっています。

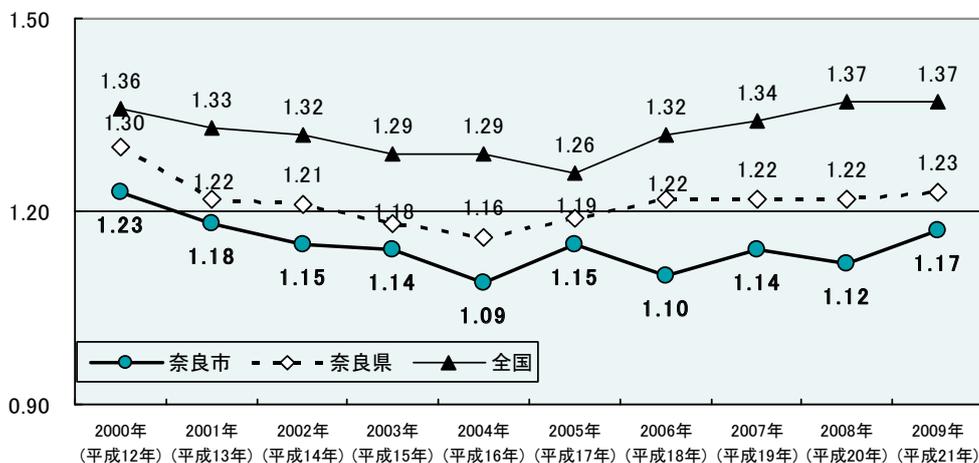
また、本市の合計特殊出生率は全国、県と比較しても低い状況にあり、14歳以下の年少人口が徐々に減少する一方で、65歳以上の高齢人口は増加し、2000年（平成12年）には高齢人口が年少人口を上回るようになりました。

本市の世帯数は、2010年（平成22年）10月現在154,323世帯で、増加が続いています。これに伴い、1世帯当たりの人員は、単独世帯の増加や核家族化の進行等により減少しており、1975年（昭和50年）の3.5人／世帯から2010年（平成22年）10月には2.4人／世帯に減少しています。



各年10月1日現在 平成16年までは月ヶ瀬村、都祁村を含まない

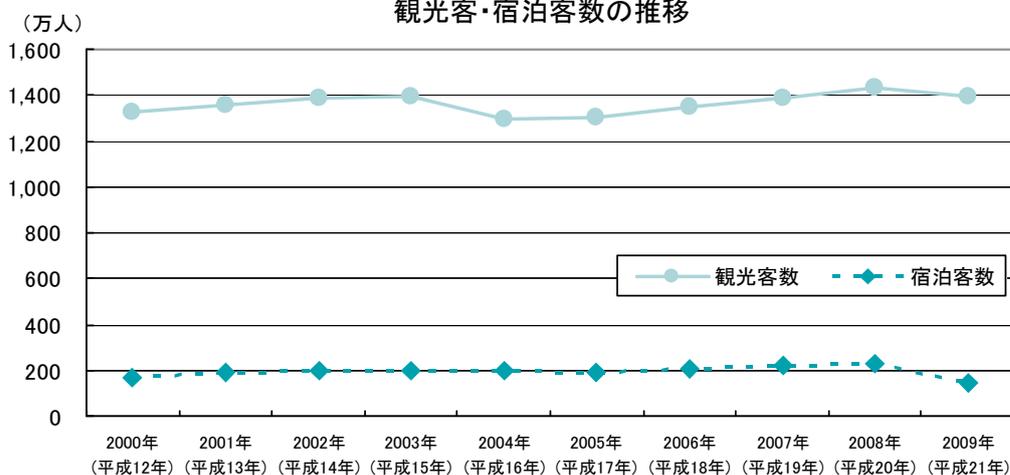
合計特殊出生率の推移



(2) 観光客

本市の観光入込客数は、過去10年間およそ1,300万人から1,400万人の間で推移しており、2009年の宿泊客数は143万人で観光入込客数(1,397万人)に占める割合は10.2%になっています。

観光客・宿泊客数の推移





奈良市第4次総合計画

基本構想

第1章 基本構想策定に当たって



1 基本構想の目的

基本構想の目的は、本市を取り巻く社会経済環境の変化や主要課題に対応しながら、市民と協働して創り上げる本市が目指すべき将来像と、これを実現していく市政運営の基本方針を示すことです。



2 基本構想の目標年度

基本構想の目標年度は、2020年度（平成32年度）とします。



3 基本構想策定の背景

奈良市の主要課題

1. 人口の減少、少子高齢化への対応

【現状】

人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響をもたらすとともに、社会保障制度の維持の困難化、地域社会のせい弱体化、既存施設の遊休化など、市民生活にも大きな影響をもたらします。

本市の人口は、1950年代からの高度経済成長期に合わせて、大阪・京都などの大都市への近接性を生かした住宅地が形成されてきたことなどにより、2000年（平成12年）頃までは着実な人口増加を遂げてきました。しかし、近年は全国的な傾向と同様に、本市においても、人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。

本市の人口は、2000年（平成12年）の37.5万人（※旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む。）をピークに減少傾向が続き、2010年（平成22年）は36.8万人となっています。

今までの推移から将来人口の見通しを予測すると、2020年（平成32年）には34.1万人、2030年（平成42年）には30.2万人まで減少することが見込まれます。

年齢構成をみても、年少人口（0歳～14歳）は、2010年（平成22年）の4.7万人（12.8%）から2020年（平成32年）には3.5万人（10.3%）まで減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）も23.5万人（63.9%）から20.0万人（58.6%）に減少することが予測され、高齢人口（65歳以上）は、8.6万人（23.3%）から10.6万人（31.1%）に推移し、およそ2万人増加することが見込まれています。

【課題】

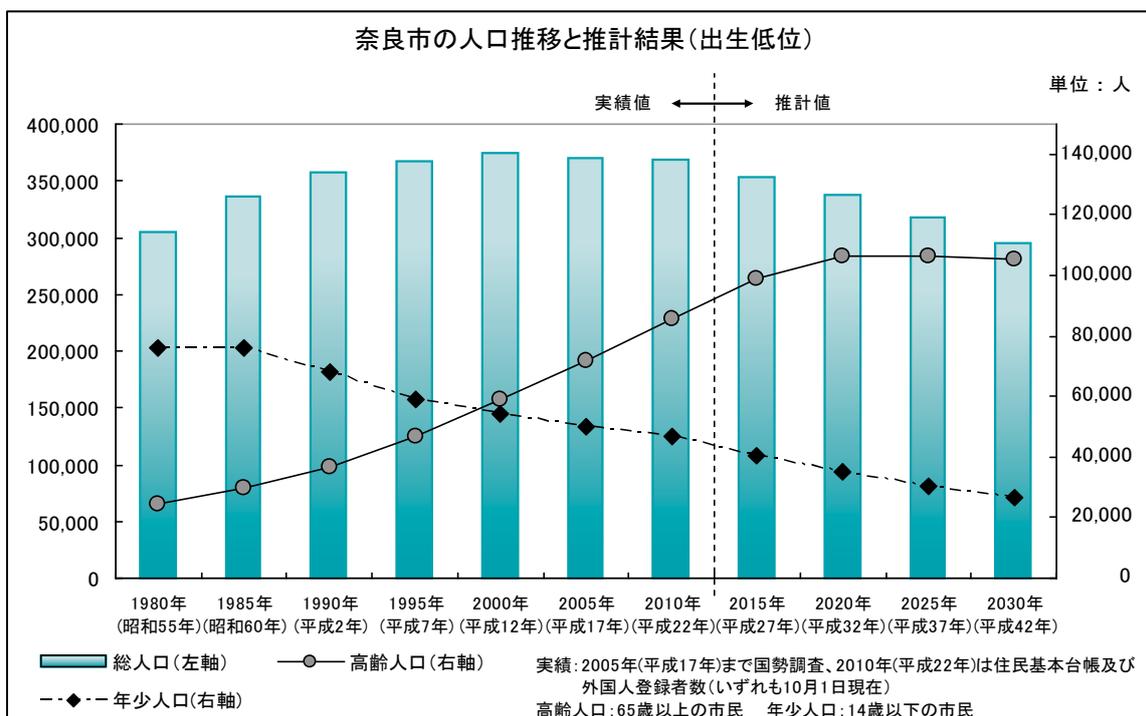
人口減少社会にあって、今後、人口を維持していくことは容易なことではありませんが、行政サービスを維持するため、ある程度の規模、構造の人口を確保することが必要です。

豊かな自然と歴史的環境という本市の魅力に加えて、市民ニーズを満たすサービスを積極的に提供できれば、新しい市民を呼び込むことができます。

また、年齢構造のバランスを考えると、子育て環境、教育環境、住環境、雇用環境等を整備し、特に、若い世代の流入を図ることが必要です。

本市が将来にわたって健全な行財政運営を持続していくためには、若い世代の流入促進及び流出防止、観光客を中心とする交流人口の増加に努めるとともに、様々な施策に取り組むことで人口を確保していく必要があります。

今後、少子高齢化が進む中でも「子どもが健やかに育つ社会」、「高齢者が心身の健康を維持しながら、生きがいを持って豊かに生き生きとして暮らすことができる社会」であり続けることが必要です。



2. 財政健全化の推進

【現状】

本市は、職員数の削減や事業の見直し等の行財政改革に取り組んできましたが、社会保障関連経費の増加や市税の減少などにより、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率[※]は、平成21年度決算において98.8%（2010年（平成22年）4月1日現在の中核市40市中38位）となっています。この指標は、比率が高いほど本市独自の施策に使える財源が少ないことを示しています。

また、本市の平成21年度末の債務残高は約3,116億円であり、1世帯当たり換算すると約203万円となり、本市の財政状況は厳しいものとなっています。

【課題】

財政の健全化を図るためには、今まで以上に市職員の意識改革と簡素で効率的な行財政システムの確立が急務となっています。加えて、財政基盤の強化を図るためには、税収入の増加につながるよう、本市経済の安定を図ることが欠かせません。

戦後の高度成長時代には、人口や税収入は右肩上がり伸びていました。しかし、現在の景気は足踏み状態にあり、税収入は減少傾向にあります。

税収入を回復させるためには、産業の振興とそれに伴う雇用の創出が必要ですが、本市では、文化遺産や自然環境の保護の観点もあり、長い間企業や大学等の積極的な誘致を図ってきませんでした。また、主要産業である観光も、年間を通しての安定的な収益の確保には、まだ課題があるといえます。

今後、行政としての機能を維持し、市民の暮らしを守るためには、財政の健全化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、奈良にふさわしい産業の振興と活性化による経済基盤の強化に取り組むことが求められています。

3. 環境保全と地域資源の活用

【現状】

大量生産、大量消費の社会システムが、今や地球環境に深刻な影響を及ぼしており、国際的に地球環境問題への取組が進められています。また、社会のグローバル化が進展する中、地域固有の歴史的・文化的環境を大切にしようとする動きも広がっています。

【課題】

本市は、自然環境に恵まれ、今まで受け継ぎ、育まれてきた世界遺産をはじめとする歴史的な文化遺産も極めて豊かです。これらを守るためにも、環境負荷の低減や循環型社会の形成など持続可能な社会の構築に向けた取組が求められます。また、環境の保全や歴史的な文化遺産の保存と併せて、新たな資産の発見・再生にも努めながら、その重要性をしっかりと認識し、掛け替えのない地域の資産として後世に確実に伝えていくことは、奈良に生きる者にとっての責務と考えられます。

用語解説

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な経常的経費に、市税、地方交付税等の一般財源収入がどの程度消費されているかを表す指標

そして、これらの資産を観光をはじめとする様々な産業に積極的に活用することによって地域の活力を高めることが重要です。

4. 安全・安心のまちづくりへの対応

【現状】

近い将来、発生確率が高いとされる海溝型地震や近年の異常気象の頻発、また、日常生活を脅かす重大な犯罪件数は昭和期よりはるかに多いことなど、市民生活における問題・不安が拡大しています。

【課題】

本市においても地域コミュニティの希薄化によって、市民間の連携が弱まりつつある現状があります。この先も安心して本市に住み続けることができるように、安全で安心して快適に暮らすことができるまちづくりへの取組が求められています。

5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築

【現状】

本市では、近年の厳しい財政状況の中で、行政組織の規模や果たすべき役割、民間のノウハウも取り入れた運営手法などを、従来の発想にとどまらず柔軟に考える必要が生じています。

一方で、市民の関心が高まりつつあるボランティア・NPO活動は、様々な地域課題の解決にも主体的な役割を担っています。

これらの状況を踏まえて、本市では、2009年（平成21年）に、市民参画及び協働に関する基本的事項を定めた「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を制定しています。

【課題】

本市においても、従来、行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割を市民、NPO、事業者など多様な主体が担いつつあることから、これら新しい公共^{*}の担い手と、協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

6. 多様な地域特性への配慮

【現状】

2005年（平成17年）4月の合併により276.84km²に拡大した本市の市域には、大阪近郊の良質な住宅地として発展してきた地域、歴史的な文化遺産が数多く存在する地域、森林と農地が大部分を占める地域等様々な特性をもつ地域が混在しています。このような地域特性の違いから、住民ニーズや抱える問題についても、地域差がみられます。

【課題】

それぞれの地域の特性に合わせて施策を展開するためには、地域の状況や住民ニーズをきめ細かく把握して施策に反映させる必要があります。

用語解説

※新しい公共：支え合いと活気のある社会をつくるための「市民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業者」、「行政」等の協働の場

第2章 まちづくりの基本的な考え方

1 基本理念

本市には、春日山原始林をはじめとする自然環境、平城宮跡をはじめとする歴史的な文化遺産が多く存在しています。これらは、本市の個性を表現し、未来に伝える最も重要な要素であり、市民と手を携えて、守り、育てていかなければなりません。一方で、都市基盤や都市サービスの「仕組み」を整えることも必要です。

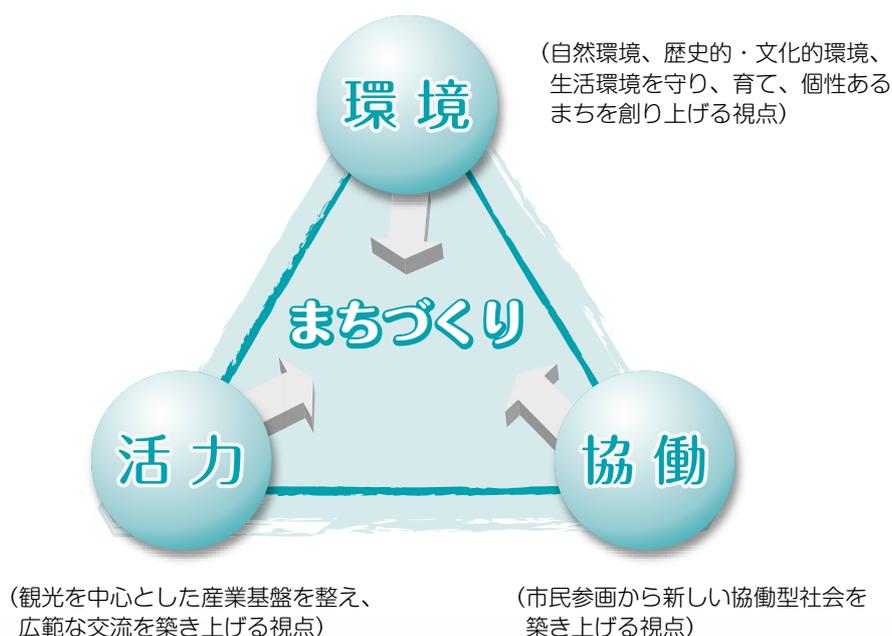
また、長引く不況により、わが国全体に閉塞感が漂い、先行きの見えない時代となっています。観光産業以外の産業基盤が弱い本市にあっては、その状況は深刻なものとなっています。

自然環境や文化遺産の保護、市民の快適な生活、産業や開発については、それぞれを分けて考えるのではなく、両立し合うものと考えて、本市が持続的に発展していけるよう配慮しなければなりません。

さらに、これからのまちづくりは市民参加から協働の時代に移りつつあります。行政主導ではなく、様々な主体と協働しながら地域を担う「ひと」を育て、「まち」を創っていくことが不可欠です。

本市まちづくりの基本として、市民一人ひとりが、身近な環境は自分たちで守り育てるという気概をもって、具体的な行動に結びつけていく「環境」、人々が集い、活発に交流し、にぎわいを創出する「活力」、市民と行政が一体となり、まちづくりができるような社会を築く「協働」の3つの視点で取り組みます。

■ まちづくりを進める3つの視点（イメージ図）



①「環境」の視点

持続可能なまちを創っていくには、本市の自然環境や文化遺産の保護を第一に考える必要があります。それとともに、これらを創造的かつ積極的に活用することが大切です。

同時に、市民の生活環境を安全かつ快適に保たなければなりません。また、都市基盤の整備や都市サービスの充実は、常に「生活環境を整える」という観点から、環境に負荷を与えるような過剰な設備投資は控え、運営の面を含め施設の有効利用を進める必要があります。

「自然環境」、「歴史的・文化的環境」、「生活環境」といった「環境」を守り育てていくことは、そこに住む市民を抜きにしては考えられません。

市民一人ひとりが日々の生活と環境の関係をよく理解し、環境の変化から目をそらすことなく、「自分たちの環境を自分たちで守り育てる」という気概をもって具体的な行動に結びつけていく必要があります。また、そのことが地球環境を守るという意識を醸成することにもつながります。

環境の変化を見逃さないように観測を続けて監視することで、豊かな自然や歴史、身近な生活環境を市民の手で守り、育て、将来世代にわたって全ての市民が愛着を抱くことのできる個性ある持続可能なまちを創り上げていくことを第一の視点とします。

②「活力」の視点

産業の停滞に伴う「雇用の場と機会」の減少は、若者の流出による地域の人口減少の直接的な要因となっています。これが結果的には、地域活力の衰退につながっていることが懸念され、その影響は、個人の生活困難に加えて、地方財政の危機的な状況にまで及んでいます。これを打破することなくして、まちを持続的に発展させていくことはできません。

本市では、今まで環境保護を重視して、開発を伴うような産業などの導入を法に基づき制限してきました。今後もその方向は堅持すべきと考えています。その一方で、将来人口の減少が確実となった現在にあっては、環境保護に留意しつつ、積極的に観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築き上げることに取り組むことが求められています。

また、行政や経済界が一体となって地域産業の振興や地域資源の連携、融合による雇用の場や機会を計画的に創造して、市の活力の向上に努める必要があります。

全ての市民と来訪者の広範な交流や産業の導入が可能となる「仕組み(ビジネスモデル)」を整え、市と市民が一体となり活力あふれるまちを創り上げることを第二の視点とします。

③「協働」の視点

協働によるまちづくりとは、まちづくりは行政が主導するのではなく、市民と行政それぞれが役割と責任を分担しながら協力し合って「まち」を創っていくことを意味しています。

市民がそれぞれの立場で行政と連携できる「仕組み」を整え、「まちの経営」を協働により実現する体制を確立していくことを第三の視点とします。

地域主権改革の動きが進む中で、地域社会の維持・発展に地域の自立性が強く求められるようになっていきます。地域の自立性は、地域の人々が様々な地域の条件の下で、経済基盤を確立し、安定した生活ができるようになることが基礎となります。そのために、地方自治体は、都市経営の観点で「選択と集中」により施策の重点的な実施に努め、財政基盤を確立させる必要があります。

今までの行政運営は、公共施設や交通という都市・社会基盤の充実や教育、福祉等の社会サービスの充実が目標でした。そのため、今までは人口の増加や経済の拡大・成長を前提とし、地方財政も比較的豊かであったため、「経営」といった観点は希薄であったといえます。

長引く不況と人口減少・少子高齢化による税収の減少や社会保障費の増大といった厳しい財政状況の中で、地方自治体が基盤の整備とサービスの提供を投資として捉え、その効果を適切に判断しながら、税金という貴重な財源を有効に活用するということは、正に「まちの経営」に当たります。そして、「まちの経営」の前提となるのは、地方自治体の健全な存続にほかならないと考えます。

2 都市の将来像

基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、豊かな環境の中で、市民が相互に、また、多くの来訪者と交流することにより、にぎわいにあふれたまちで生き生きと暮らすことを目指して、次のように都市の将来像を設定します。



3 基本方向

都市の将来像「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの方向性を示します。

① 時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち

1300年の時を経て蓄積された歴史・文化や自然環境など、本市がもつ有形無形の魅力を大切に守り、育て、活用するとともに、後世に伝えていくことで、市民一人ひとりが奈良への愛着や誇りを深めることができ、また、国内外から広く注目を集めることができるような魅力あるまちを創造します。

② 観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち

歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市として今までに培ってきた取組について、都市経営の観点に立って抜本的な改革を図り、交流人口の拡大と産業の活性化を目指して、市民や来訪者が本市の魅力に触れながら、生き生きと活動し、交流できる活気あるまちづくりを進めます。

③ 歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち

「都市は先人の遺産であり、未来世代からの預かりものである」という認識をもち、本市が将来にわたって、過去と未来、都市と自然、利便性と環境保全などが調和した住みやすい都市であり続けるために、過去から現在、そして希望ある未来へとつながる持続可能なまちづくりを進めます。

④いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち

性別や年齢、障がいの有無、文化の違いなどを超えて、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、地域での支え合いや助け合いを通して、誰もが生涯にわたって安全・安心を実感しながら、幸せに生き生きとした暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

⑤世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち

次代を担う子どもたちが良好な環境の下で健やかに育ち、地域のつながりを深め、自助・互助・共助・公助の考え方の下に、市民一人ひとりが主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとのふれあいを通して、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち

市民・事業者・市民公益活動[※]団体などと行政が、お互いに理解し、信頼関係を深め、協働することにより、それぞれが持っている力を十分に発揮できるまちづくりの環境を整えます。また、人口減少時代にあってもまちの機能を維持し、将来に向けて必要な投資ができる健全な財政基盤を築き、自立した魅力あるまちづくりを進めます。

用語解説

※市民公益活動：市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体などがあります。



4 まちの指標

(1) 目標人口

本市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるように、まちの存在基盤となる規模、構造の人口を確保することが必要です。そこで、これまでの推移から予測される将来人口を基本としつつ、今後の施策展開を着実に実施することによる効果も見込み、基本構想の目標年度である2020年（平成32年）の本市の人口を35万人と設定します。

また、年少人口3.5万人（10.1%）、生産年齢人口20.9万人（59.6%）、高齢人口10.6万人（30.3%）の人口構成を目指します。

■将来人口目標

		人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
2010年 (平成22年) (現況)		368,296人	46,961人 (12.8%)	235,431人 (63.9%)	85,904人 (23.3%)
2020年 (平成32年) (目標)		350,000人	35,300人 (10.1%)	208,500人 (59.6%)	106,200人 (30.3%)
参考	2020年 (平成32年) 低位推計	337,000人	31,000人 (9.2%)	200,000人 (59.3%)	106,000人 (31.5%)
	2020年 (平成32年) 中位推計	341,000人	35,000人 (10.3%)	200,000人 (58.6%)	106,000人 (31.1%)

低位推計：国立社会保障・人口問題研究所の2006年（平成18年）12月推計における合計特殊出生率の「低位」値を奈良市の実情を踏まえて地域補正したもの（2005年（平成17年）：1.15～2015年（平成27年）：0.95）を用いた推計値
中位推計：同様に「中位」値を地域補正したもの（2005年（平成17年）：1.15～2015年（平成27年）：1.11）を用いた推計値

(2) まちづくりの指標

本市では、都市の将来像を実現するためには、人口の定住、転入の促進による人口維持が最も大きな命題と考えています。そこで、それに向けた各種施策の実施効果を総合的に測る指標として、市民のまちへの関わりや意向を反映した5つのまちづくり指標を設定しました。

なお、目標値は一部を除き、人口が増加傾向にあった1998年（平成10年）の値を超えることを目標に設定しています。

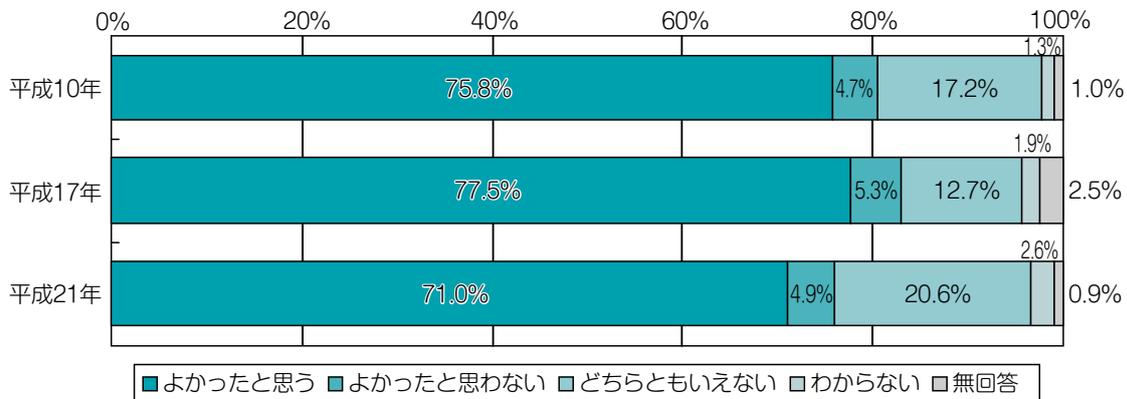
◆住みよさの指標

2009年（平成21年）の市民アンケートでは、71%の市民が「奈良市に住んでよかったと思う」と回答しています。

都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住んでよかったと思えるまちを実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「奈良市に住んでよかったと思う」市民が80%以上になることを目標とします。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査<市民アンケート>（2009年（平成21年）1月実施）から】

問1-2 あなたは、奈良市に住んで「よかった」と思いますか。（○は1つ）



◆まちへの愛着の指標

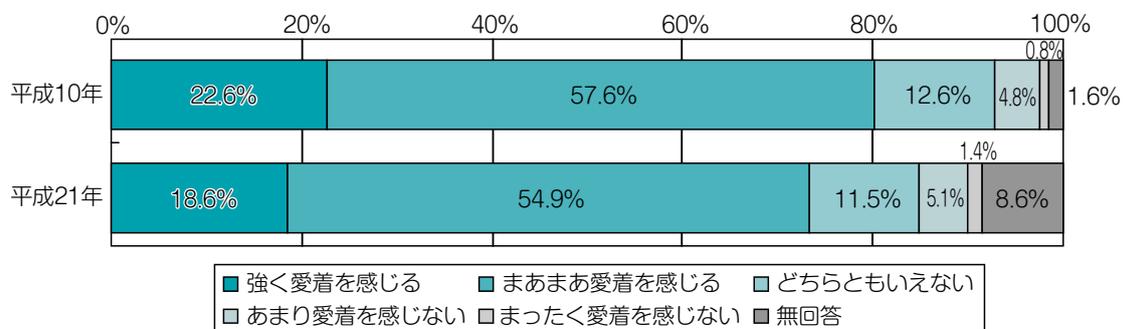
2009年（平成21年）の市民アンケートでは、74%の市民が「奈良市に愛着を感じている」と回答しています。

また、現在、本市が教育の充実のため取り組んでいる施策である幼児教育、義務教育、高等教育や青少年の健全育成については、いずれも「満足」又は「やや満足」と感じている人が25%前後になっています。

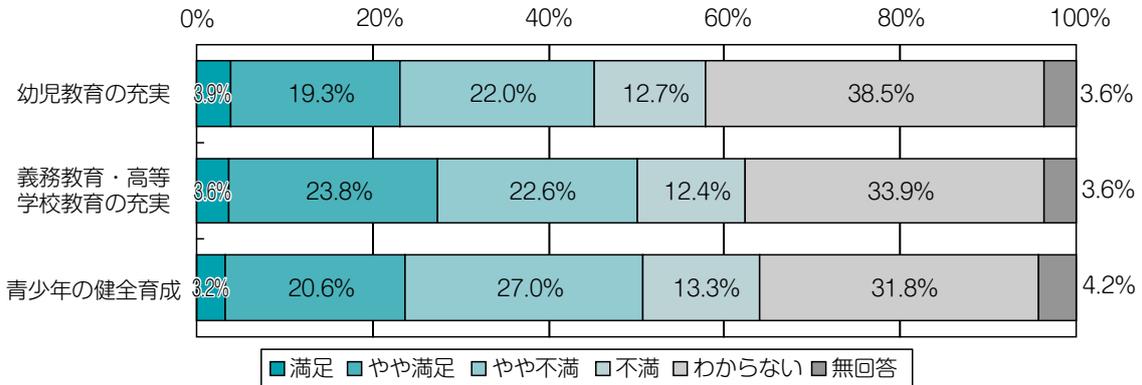
都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に愛着を感じることができるまちを実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「奈良市に愛着を感じている」市民が80%以上になることを目標とします。そして、次代を担う子どもたちがまちに愛情を注ぐことのできる市民に育つように、市民の教育環境に対する「満足」又は「やや満足」と感じる人が50%以上になるように努めます。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査<市民アンケート>（2009年（平成21年）1月実施）から】

問1-5 あなたは、奈良市に愛着を感じていますか。（○は1つ）



問2-7 あなたは、奈良市が教育の充実のために取り組んでいる施策について、現状でどの程度満足していますか。（項目ごとに○は1つずつ）



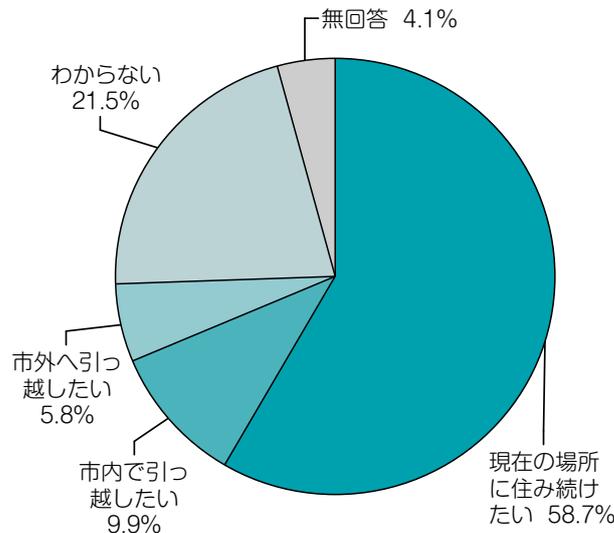
◆定住志向の指標

2009年（平成21年）の市民アンケートでは、69%の市民が「奈良市に住み続けたい」と回答しています。

都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住み続けたいと思えるまちを実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「奈良市に住み続けたい」と思う市民が80%以上になることを目標とします。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査<市民アンケート>（2009年（平成21年）1月実施）から】

問1-6 あなたは、現在住んでいるところに、これからも住み続けたいと思いますか。（○は1つ）



◆市政への関心の指標

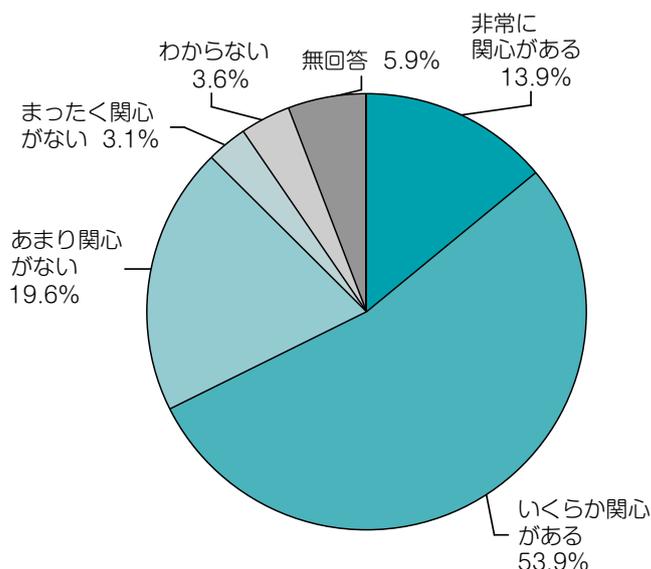
2009年（平成21年）の市民アンケートでは、68%の市民が「市政に関心がある」と回答しています。

また、本市が市民参画のため取り組んでいる施策である市民との協働による市政の推進については、「満足」又は「やや満足」と感じている人が18%となっています。

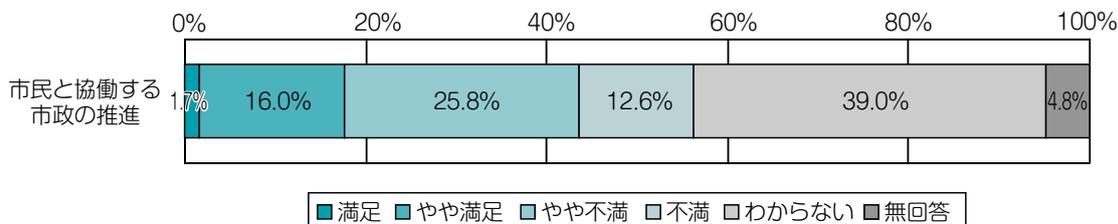
都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市の市政や地域のまちづくりに関心をもって、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むまちを実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「市政に関心がある」市民が75%以上になることと、50%以上の市民が満足を感じる市政の実現に努めます。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査〈市民アンケート〉（2009年（平成21年）1月実施）から】

問6-1 あなたは、市政に関心がありますか。（○は1つ）



問2-5 あなたは、奈良市が市民参画のために取り組んでいる施策について、現状でどの程度満足していますか。（項目ごとに○は1つずつ）



◆観光・交流の指標

2009年（平成21年）の奈良市観光入込客数調査報告での奈良市の観光入込客数は1,397万人となっています。また、そのうち宿泊客数は143万人です。

都市の将来像に基づき国際的な観光地としての奈良の魅力あるまちづくりを進めるに当たり、国内外の人たちが奈良市を訪れることが本市の活性化の重要事項であることから、2020年（平成32年）には、観光交流人口（観光入込客数）1,500万人、宿泊客数300万人を目標とします。



平城宮跡 大極殿

第3章 施策の大綱

都市の将来像の実現に向けて取り組む基本方向と施策の大綱（基本計画における章立て）との関係を示したものが、下記の表です。

横軸を「基本構想」の「基本方向」、縦軸を「基本計画」の「章」立てとし、それぞれが交わる箇所には、そこに対応する「基本施策」が入ります。「基本方向」は複数の分野に横断的に関わる場合もあるため、「基本施策」が複数の「基本方向」に入る場合もあります。

		基本方向					
		①時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	②観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	③歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	④いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	⑤世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち
施策の大綱（基本計画における章立て）	第1章 市民生活			地域コミュニティ、交流	地域コミュニティ、交流 男女共同参画 人権・平和	地域コミュニティ、交流 男女共同参画	地域コミュニティ、交流
	第2章 教育・歴史・文化	文化遺産の保護と継承 文化振興	文化遺産の保護と継承	文化遺産の保護と継承	学校教育 青少年の健全育成	学校教育 青少年の健全育成 生涯学習 文化振興 スポーツ振興	青少年の健全育成 文化遺産の保護と継承
	第3章 保健福祉				地域福祉 子育て 障がい者・児福祉 高齢者福祉 医療 保健	子育て	地域福祉 子育て 高齢者福祉
	第4章 生活環境	環境保全	環境保全	危機管理と地域の安全・安心 環境保全 生活・環境衛生 廃棄物処理	危機管理と地域の安全・安心	危機管理と地域の安全・安心	危機管理と地域の安全・安心
	第5章 都市基盤	土地利用 景観 市街地整備 公園・緑地	景観 交通体系 公園・緑地	土地利用 景観 交通体系 道路 市街地整備 公園・緑地 居住環境 上水道 簡易水道 下水道 河川・水路	土地利用 景観 交通体系 公園・緑地 居住環境 河川・水路		
	第6章 経済	観光	観光 交流(国際交流) 農林業 商工・サービス業 勤労者対策(労働環境) 消費生活		勤労者対策(労働環境) 消費生活	交流(国際交流)	観光 交流(国際交流)
	第7章 基本構想の推進	市政情報の発信・共有、市民参画・協働、情報化、行財政運営					



奈良市第4次総合計画

基本計画





総論

第1章

前期基本計画策定に当たって

1 基本計画の目的

基本構想に示した「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点と基本方向に基づき、都市の将来像「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」の実現に向けて、重点的に推進する戦略の方向性を明らかにするとともに、各分野で取り組む施策の基本方針と具体的内容を明らかにすることを目的とします。

2 前期基本計画の目標年度

前期基本計画の目標年度は、2015年度（平成27年度）とします。

3 計画フレーム

(1) 人口の見通し

基本計画の目標年度である2015年度（平成27年度）の奈良市の人口は、推計値では次のとおり予測されます。

●総人口

2010年度（平成22年度）	2015年度（平成27年度）
368,296人	355,300人（約1.3万人減）

※2010年度（平成22年度）については、10月1日現在

●年齢別人口（年齢3区分別人口）

区分	2010年度（平成22年度）	2015年度（平成27年度）
年少人口 （0～14歳）	46,961人 （総人口に対する構成比12.8%）	40,600人 （総人口に対する構成比11.4%）
生産年齢人口 （15～64歳）	235,431人 （総人口に対する構成比63.9%）	215,800人 （総人口に対する構成比60.8%）
高齢人口 （65歳以上）	85,904人 （総人口に対する構成比23.3%）	98,900人 （総人口に対する構成比27.8%）

※2010年度（平成22年度）については、10月1日現在

●就業人口

	2005年（平成17年）	2015年度（平成27年度）
就業人口	164,876人	162,100人
一次産業	3,134人	3,000人（約4%減（2005年比））
二次産業	32,551人	27,900人（約14%減（2005年比））
三次産業	125,648人	131,200人（約4%増（2005年比））
15歳以上人口に対する就業率	51.5%	51.5%

※2005年（平成17年）の数値は、国勢調査の結果によるものであり、就業人口には分類不能の産業に就業する3,543人を含む。

●交流人口

本市の観光交流人口（観光入込客数）は、2009年（平成21年）の奈良市観光入込客数調査報告によると1,397万人です。また、そのうち宿泊客数は143万人です。今後は、国際的な観光地として魅力あるまちづくりを一層進めることにより、目標年度である2015年（平成27年）には観光交流人口は1,491万人、宿泊客数は240万人を目指します。

（2）土地利用の方向

①基本方針

本市が目指す都市の将来像の実現に向けて、これまでの土地利用の考え方を踏まえつつ、以下の基本方針に基づき、長期的な視野の下に限られた資源である土地を有効活用し、時勢に合致した計画的な土地利用を図ります。

●自然環境・歴史的景観の保全と活用

本市では、世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめとする歴史的な文化遺産が、今も生活の中に息づいています。また、大和青垣国定公園や奈良公園、月瀬梅林をはじめとした緑豊かな自然環境にも恵まれています。

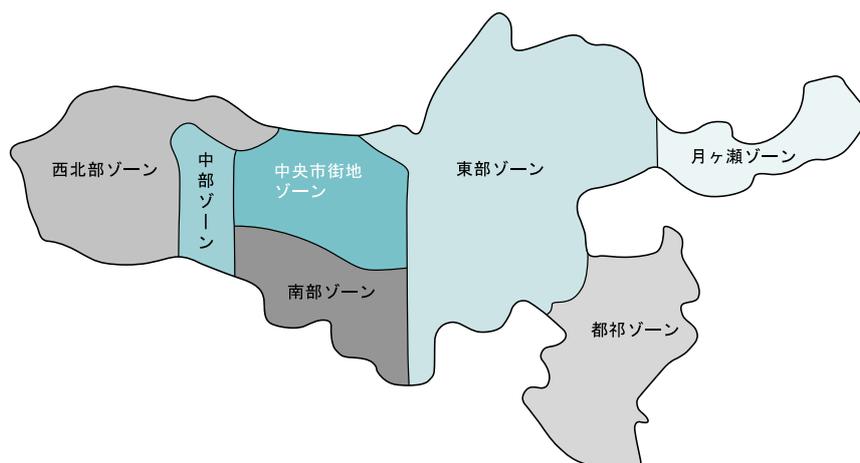
こうした豊かな自然環境を背景とした、文化遺産が調和した景観は、本市の大きな魅力です。市民はもちろん、奈良を訪れる多くの人々がその魅力を実感できるように、掛け替えのない財産として守り、育て、次世代に継承します。

●住環境の保全と向上

本市は、これまで大阪近郊の良好な住宅地として着実に発展を遂げてきました。しかし、今後の土地利用にあっては、市街地の拡大を基本とした“拡張型”から、低炭素・循環型社会を前提にした既存市街地の維持・向上による“集約型”への転換が求められています。新たな住宅地を開発するだけでなく、これまでに形成されてきた住環境の維持・保全を図るとともに、自然環境や歴史的環境と調和した住環境の向上を図ることで、個性ある生活文化の形成を目指します。

②地域別土地利用

今までの地域別土地利用の方向性を継承し、以下の7つのゾーン区分により、市域としての一体性に配慮しつつ、地域間の機能分担と連携の下で、各地域の多様な特性を生かした、地域ごとの魅力ある土地利用を進めます。



●中央市街地ゾーン

世界遺産をはじめとする歴史的な文化遺産が数多く存在する一方、行政機関や各種の文化施設、商業施設等が集積しているこのゾーンでは、歴史的環境に調和した市街地環境を実現していきます。

景観、自然環境の保全に努め、「奈良町都市景観形成地区」を核として伝統的町並みの保全整備や「奈良市中心市街地活性化基本計画」を推進し、新しい文化の創造、観光振興と地域産業の活性化に積極的に取り組みます。

JR奈良駅や近鉄奈良駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい商業、業務機能の集積された拠点の形成を目指して土地利用の誘導を図ります。

また、安全で快適な交通体系を形成するため、道路体系の整備、歩行者優先の快適な道路環境の整備、パークアンドバスライド・サイクルライドシステムの実施、駐車施設の整備を図ります。

●中部ゾーン

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的な文化遺産や自然環境に恵まれたこのゾーンでは、歴史的景観・自然環境を保存していくことを基本とします。

2010年（平成22年）の平城遷都1300年記念事業の主会場となった平城宮跡は、市民や奈良を訪れる多くの人々が集う場としていくため、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画」の早期実現を国に要望していきます。

●西北部ゾーン

大阪近郊の良好な住宅地として発展してきたこのゾーンでは、成熟した郊外住宅地として、居住環境の保全を図るとともに、文化、福祉、スポーツなど活動の充実を図ります。

近鉄大和西大寺駅周辺では、交通渋滞の緩和と駅前にふさわしい市街地の形成を図るとともに、その他の主要駅周辺においても、都市機能をもつ良好な市街地形成を目指します。

●南部ゾーン

自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で形成されるこのゾーンでは、用途の無秩序な混在を規制するとともに、市街化調整区域内の農地を保全することを基本とし、都市近郊農業の振興や集落周辺の生活環境の整備、優れた集落景観の保全と活用を図ります。

市内唯一の工業地域に指定されている区域では、工場等の操業環境の維持発展を図るとともに、用途の混在に配慮しながら生活環境との調和を図ります。

また、大和青垣国定公園や山の辺の道といった豊富な自然環境や歴史資源の観光への活用を進めます。

●東部ゾーン

森林地域と農業地域が大部分を占め、豊かな自然と歴史に育まれたこのゾーンでは、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努め、その特性を損なうことなく地域社会の生活環境の基盤整備を進めます。

今後、人口の減少・高齢化の一層の進行が予想されることから、地域農業の担い手の育成と経営基盤の強化、森林整備事業などの農林業の生産基盤の整備、市街地との交通網の整備を推進し、総合的な地域生活圏の確立を図ります。

また、既存集落の活性化を図るため、「奈良市開発許可の基準に関する条例」等を活用し、地域の実情に応じた居住空間の確保を進めます。

●月ヶ瀬ゾーン

名勝「月瀬梅林」を中心とした美しい景観を背景に発展し、梅や茶などの特産物、温泉などの地域資源が形成されているこのゾーンでは、梅林の保護と特産品等の高付加価値化を推進し、農業を核とした活力ある土地利用を推進します。

また、名阪国道への利便性を活用して、広域的な交流を図ります。

●都祁ゾーン

阪神地区と東海地区を結ぶ名阪国道と、人・物・情報が交流する拠点である針テラスを備えるこのゾーンでは、交通上の利便性を生かし、新規優良企業の誘致に努め、雇用の創出と産業の発展を図ります。

また、水資源のかん養に努めるとともに、冷涼な気候と都市近郊の立地条件や農業生産基盤を生かし、農産物の生産・加工・流通・販売を一体化した新産業の核となる地域づくりを推進します。



名勝 月瀬梅林

第2章

重点戦略

全国的にみて人口の減少、少子高齢化の加速が、経済活動の縮小、社会保障負担の増大、社会の活力低下につながるのではないかと憂慮されています。

本市においても全国的な傾向と同様、人口減少と少子高齢化が進行しています。このことにより、経済活動を支える生産年齢人口と年少人口、高齢人口のバランスが大きく変化することが問題になります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、今後、増える高齢者が心身の健康を維持しながら、生きがいを持って豊かに生き生きと暮らすことができる社会であり続けることが大切です。

基本構想に掲げる6つの基本方向と、それらを実現するための様々な施策を実施していくためには、ある程度の規模の人口と生産年齢人口の比率が高い人口構造を維持することによって、人的資源や市の財政力、地域の活力などを確保することが必要です。

本市では、行政サービスを維持するため、バランスのとれた年齢構成の人口構造を確保していくことを最重要の課題と考え、出生率の向上と生産年齢人口の流入促進・流出防止による人口の増加と観光客を中心とする交流人口の増加を図るため、次の3分野の施策を重点戦略として推進します。

重点戦略 1

少子化対策

少子化対策には、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的・効果的に推進する必要があります。特に、子育て家庭の経済的支援、子育て親子の居場所づくりや仲間づくりなどの子育て環境を整備し、出産や子育てのしやすい環境づくりを進めます。また、家庭、学校、地域が一体となって子どもを育む環境をつくり、小中一貫教育の導入や小学校における30人程度学級の導入といったきめ細かな教育を提供することにより、子育て世代にとって魅力的な環境を整え、若い世代を中心とした人口の市外への転出を抑制するとともに、市内への人口の流入の促進を図ります。

(主力となる基本施策)

学校教育

【基本施策 2 -01】

青少年の健全育成

【基本施策 2 -02】

子育て

【基本施策 3 -02】

医療

【基本施策 3 -05】

保健

【基本施策 3 -06】

居住環境

【基本施策 5 -07】

商工・サービス業

【基本施策 6 -04】

重点戦略 2

環境

本市の大きな魅力である緑豊かな自然と歴史的な文化遺産を守り、また、調和した景観を持続させながら、「奈良に住みたい」、「これからも奈良に住み続けたい」と感じさせる快適なまちを創ります。また、環境教育を推進するとともに、環境に配慮した市民生活や社会経済活動を促し、温室効果ガスの削減に努めるとともに、太陽光などの新エネルギーの活用を促進することや、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）の3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を行うことで、環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。

(主力となる基本施策)

学校教育

【基本施策 2 -01】

文化遺産の保護と継承

【基本施策 2 -04】

環境保全

【基本施策 4 -02】

廃棄物処理

【基本施策 4 -04】

景観

【基本施策 5 -02】

重点戦略 3

観光

本市の産業、特に、観光産業が経済発展につながるような仕組みとして、ビジネスモデルの構築を支援することで、魅力的な商品開発による消費の拡大と、国内外からの観光客をはじめとする交流人口の増加を図ります。また、本市に存在する世界遺産「古都奈良の文化財」などの歴史的な文化遺産を保護するとともに、その魅力を発信し、有効に活用します。

(主力となる基本施策)

文化遺産の保護と継承

【基本施策 2 -04】

交通体系

【基本施策 5 -03】

観光

【基本施策 6 -01】

商工・サービス業

【基本施策 6 -04】

第3章

計画の実現に向けて

基本計画に示す重点戦略や施策を限られた経営資源の中で、着実かつ効率的に推進します。

(1) 計画推進体制

●庁内における計画推進体制

- ◇重点戦略を推進するため、部局間の連携を図り、効率的な実施体制を構築します。
- ◇基本計画に掲げる施策を効率的、効果的に推進するため、定期的に行政組織のあり方を検証し、必要に応じて組織の再編や整理を行います。

●市民等との協働による計画推進体制

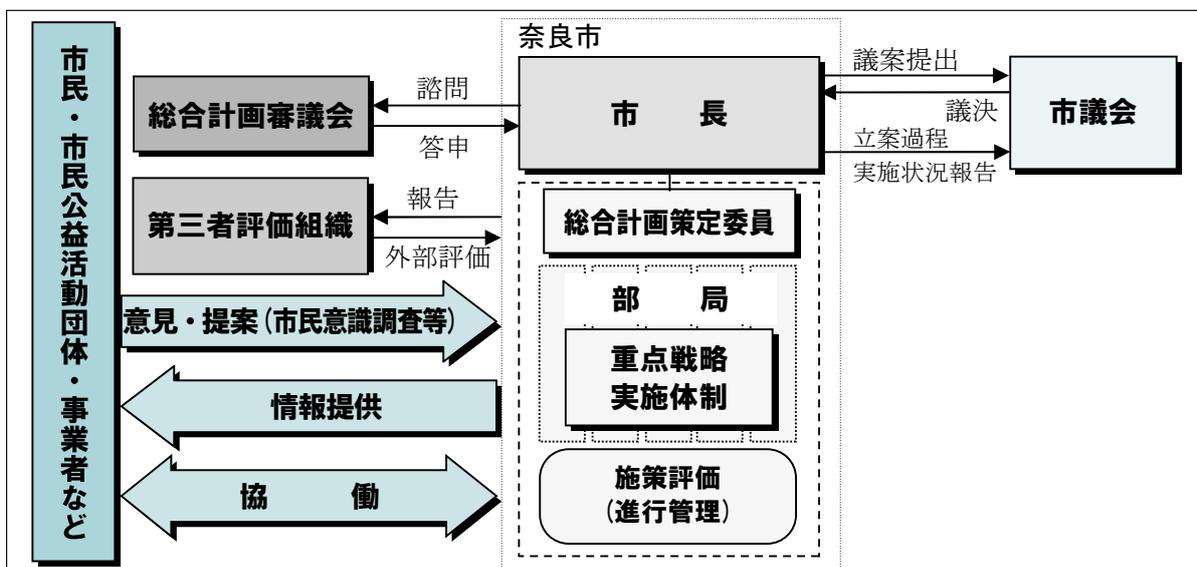
- ◇今後の計画推進に当たっては、ボランティア、NPO、自治会などの市民公益活動団体、事業者などと行政との協働による取組を推進します。
- ◇まちづくりを主体的に担う市民組織などの育成に努めます。

(2) 進行管理の仕組み

●施策評価に基づく進行管理体制

- ◇第4次総合計画では、基本構想の「まちづくりの指標」や、基本計画の目標指標を客観的な数値で示し、施策評価を毎年実施します。
- ◇評価プロセスにおいて第三者評価を取り入れていくことが重要です。施策評価に当たっては、市民意識調査などを通して市民の意識や満足度を定期的に把握するとともに、学識経験者や市民などで構成する第三者評価組織を設置します。

【総合計画実施体制】





各論



体系図

将来像

市民が育む世界の古都奈良

〜豊かな自然と活力あふれるまち〜

基本方向

- ①時を超えた歴史と自然を守り、
活かし、伝えるまち
- ②観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち
- ③歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち
- ④いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち
- ⑤世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち
- ⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち

基本施策

第1章 市民生活	1-01地域コミュニティ、交流	P.44
	1-02男女共同参画	P.47
	1-03人権・平和	P.49
第2章 教育・歴史・ 文化	2-01学校教育	P.52 少 環
	2-02青少年の健全育成	P.57 少
	2-03生涯学習	P.59
	2-04文化遺産の保護と継承	P.62 環 観
	2-05文化振興	P.64
	2-06スポーツ振興	P.66
第3章 保健福祉	3-01地域福祉	P.70
	3-02子育て	P.73 少
	3-03障がい者・児福祉	P.77
	3-04高齢者福祉	P.79
	3-05医療	P.81 少
	3-06保健	P.83 少
第4章 生活環境	4-01危機管理と地域の安全・安心	P.88
	4-02環境保全	P.93 環
	4-03生活・環境衛生	P.95
	4-04廃棄物処理	P.98 環
第5章 都市基盤	5-01土地利用	P.102
	5-02景観	P.104 環
	5-03交通体系	P.106 観
	5-04道路	P.108
	5-05市街地整備	P.110
	5-06公園・緑地	P.112
	5-07居住環境	P.114 少
	5-08上水道	P.116
	5-09簡易水道	P.118
	5-10下水道	P.120
	5-11河川・水路	P.122
第6章 経済	6-01観光	P.126 観
	6-02交流（国際交流）	P.128
	6-03農林業	P.130
	6-04商工・サービス業	P.132 少 観
	6-05勤労者対策（労働環境）	P.134
	6-06消費生活	P.136
第7章 基本構想の 推進	7-01市政情報の発信・共有	P.140
	7-02市民参画・協働	P.142
	7-03情報化	P.144
	7-04行財政運営	P.146

重点戦略

少子化
対策

重点戦略

環 境

重点戦略

観 光

アイコンの説明

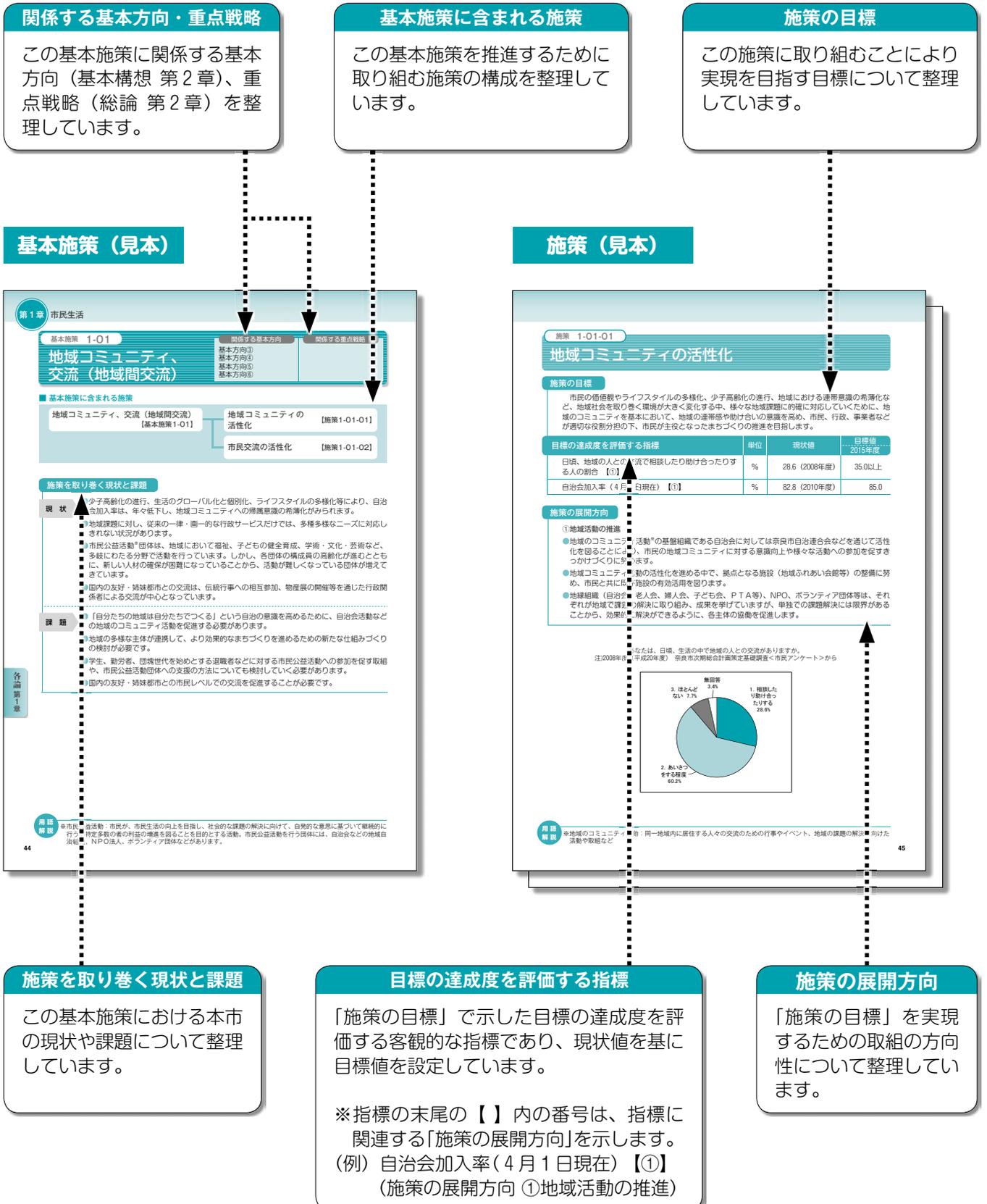
少 …少子化対策

環 …環境

観 …観光

「各論」の構成と見方

各論は、基本構想第3章で示した施策の大綱に対応した第1章から第7章までの7つの章に分かれています。各章には、その章に含まれる分野を大きく分類していくつかの基本施策を設定し、それぞれについて市の現状と課題を示しています。また、基本施策の下には、取組の内容に応じて施策を設定し、目標と展開方向を示しています。





第1章

市民生活

性別や年齢、障がいの有無、文化の違いなどを超えて、市民一人ひとりがお互いに尊重し合い、地域で支え合いながら暮らすための施策を示します。

- 1-01 地域コミュニティ、交流（地域間交流）
- 1-02 男女共同参画
- 1-03 人権・平和



基本施策 1-01

地域コミュニティ、 交流（地域間交流）

関係する基本方向

- 基本方向③
- 基本方向④
- 基本方向⑤
- 基本方向⑥

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

地域コミュニティ、交流（地域間交流）
【基本施策1-01】

地域コミュニティの
活性化

【施策1-01-01】

市民交流の活性化

【施策1-01-02】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 少子高齢化の進行、生活のグローバル化と個別化、ライフスタイルの多様化等により、自治会加入率は、年々低下し、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化がみられます。
- 地域課題に対し、従来の一律・画一的な行政サービスだけでは、多種多様なニーズに対応しきれない状況があります。
- 市民公益活動*団体は、地域において福祉、子どもの健全育成、学術・文化・芸術など、多岐にわたる分野で活動を行っています。しかし、各団体の構成員の高齢化が進むとともに、新しい人材の確保が困難になっていることから、活動が難しくなっている団体が増えてきています。
- 国内の友好・姉妹都市との交流は、伝統行事への相互参加、物産展の開催等を通じた行政関係者による交流が中心となっています。

課題

- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治の意識を高めるために、自治会活動などの地域のコミュニティ活動を促進する必要があります。
- 地域の多様な主体が連携して、より効果的なまちづくりを進めるための新たな仕組みづくりの検討が必要です。
- 学生、勤労者、団塊世代をはじめとする退職者などに対する市民公益活動への参加を促す取組や、市民公益活動団体への支援の方法についても検討していく必要があります。
- 国内の友好・姉妹都市との市民レベルでの交流を促進することが必要です。

用語解説

*市民公益活動：市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体などがあります。

地域コミュニティの活性化

施策の目標

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行、地域における連帯意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、様々な地域課題に的確に対応していくために、地域のコミュニティを基本において、地域の連帯感や助け合いの意識を高め、市民、行政、事業者などが適切な役割分担の下、市民が主役となったまちづくりの推進を目指します。

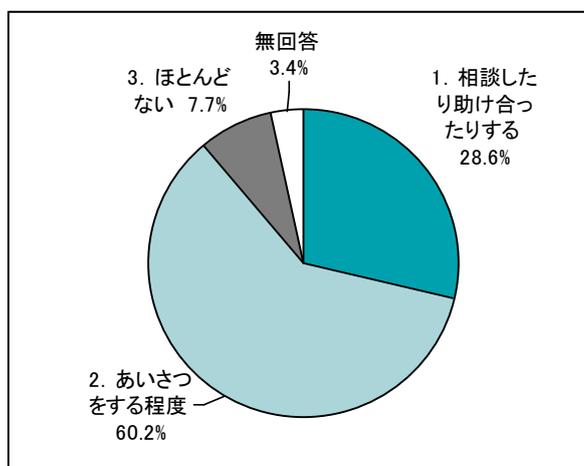
目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
日頃、地域の人との交流で相談したり助け合ったりする人の割合 【①】	%	28.6 (2008年度)	35.0以上
自治会加入率 (4月1日現在) 【①】	%	82.8 (2010年度)	85.0

施策の展開方向

①地域活動の推進

- 地域のコミュニティ活動*の基盤組織である自治会に対しては奈良市自治連合会などを通じて活性化を図ることにより、市民の地域コミュニティに対する意識向上や様々な活動への参加を促すきっかけづくりに努めます。
- 地域コミュニティ活動の活性化を進める中で、拠点となる施設（地域ふれあい会館等）の整備に努め、市民と共に既存施設の有効活用を図ります。
- 地縁組織（自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等）、NPO、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界があることから、効果的に解決ができるように、各主体の協働を促進します。

あなたは、日頃、生活の中で地域の人との交流がありますか。
注)2008年度（平成20年度） 奈良市次期総合計画策定基礎調査<市民アンケート>から



市民交流の活性化

施策の目標

あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく暮らすことのできるまちを目指します。また、国内の友好・姉妹都市と、互いの資源を生かしながら文化、教育、産業など多方面にわたる交流を推進するとともに、市民レベルでの交流を促進し、市の活力を創出します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
ボランティア・NPO活動などへの市民の参加率【①】	%	30 (2007年度)	40
奈良市ボランティアセンター利用者数【①】	人	18,188 (2010年度)	19,700
奈良市ボランティアインフォメーションセンター*での相談件数(累積)【①】	件	2011年(平成23年) 4月 開設	3,000
国内の友好・姉妹都市との交流事業数【②】	事業	8 (2010年度)	12

施策の展開方向

①ボランティア・NPO活動の活性化

- 協働によるまちづくりを推進するために、市民やボランティア・NPO、自治会などの市民公益活動団体と行政との役割分担を構築し、市民相互の活動を支援します。
- 市民公益活動団体へ積極的に情報を提供するとともに、活動の主体となる人材の育成を図ります。
- 市民・市民公益活動団体・事業者・学校・行政が一体となり、協働型社会に向けた意識づくりや環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動の拠点施設として、市民の活動を支援するための奈良市ボランティアセンターの充実を図るとともに、奈良市ボランティアインフォメーションセンターにおいて、より幅広い公益活動に関するきっかけづくりを推進します。

②都市間・地域間交流の推進

- 市民レベルでの友好・姉妹都市交流を促進します。
- 文化、教育、産業など幅広い分野での友好・姉妹都市交流を推進します。
- 誰もが訪れたいくなり、未永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するため、「もてなしのまちづくり推進行動計画」を推進します。

【国内の姉妹都市・友好都市】

姉妹都市	郡山市 (福島県)
	小浜市 (福井県)
友好都市	太宰府市 (福岡県)
	宇佐市 (大分県)
	多賀城市 (宮城県)



用語解説

*奈良市ボランティアインフォメーションセンター：ボランティアなどの市民公益活動に関する情報の収集や発信と、相談・コーディネート業務を行うとともに、地域におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行う施設

男女共同参画

関係する基本方向

基本方向④
基本方向⑤

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

男女共同参画

【基本施策1-02】

男女共同参画社会の
実現

【施策1-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

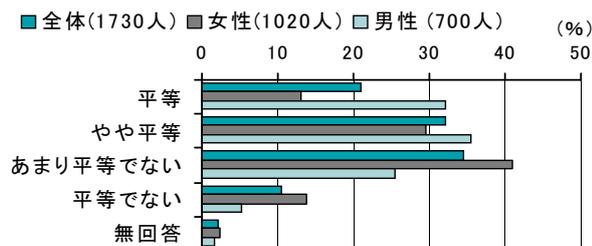
- 本市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあります。また、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を十分に発揮できる状況にあるとは言い難く、その背景には、性別役割分担意識も存在すると考えられます。
- 本市の就業状況として、県外への就業率が高く、特に、男性は帰宅時間が遅く家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。

課題

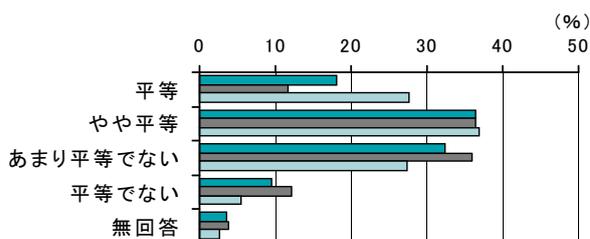
- 女性のエンパワーメント^{※1}と政策の企画・立案・方針の決定、実施の場への参画が必要です。
- ワーク・ライフ・バランス^{※2}を可能とする支援施策の充実が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識をなくすための啓発が必要です。
- 男女共同参画に一層積極的に取り組むために、庁内や事業者などによる職員研修の充実が必要です。

各分野での平等観（2009年度（平成21年度）実施男女共同参画社会に関する市民意識調査から）

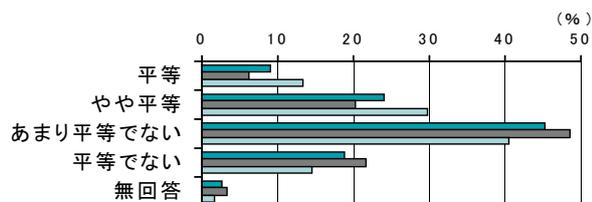
(1) 家庭生活での男女の平等感



(2) 自治会などの地域活動での男女の平等感



(3) 就職・雇用での男女の平等感



用語解説

※1 女性のエンパワーメント：女性が「力を付けること」で、自らの意思と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもち社会を変えていく存在となること。

※2 ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現可能な調和の取れた状態

施策 1-02-01

男女共同参画社会の実現

施策の目標

男女が、社会の対等なパートナーとして、共に責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
審議会・委員会などの女性委員の登用率 【①】	%	25.6 (2009年度)	30.0
男女共同参画社会推進のための啓発事業 【①～④】	回	85 (2010年度)	110

施策の展開方向

①あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

- 政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画推進のため、女性のキャリア形成支援と人材の活用に努めます。
- 家庭・社会活動等への男女共同参画を推進し、確立を目指します。
- 伝統文化、国際交流への男女共同参画を促進します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女共同参画社会を目指す環境を整備します。
- 女性の自立・就業継続促進のための条件を整備します。
- 雇用における男女平等の確保に努めます。
- 女性の職業能力の開発と職業教育の充実を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスの社会全体への浸透を図ります。

③人権の尊重と男女共同参画への意識改革

- 男女共同参画を目指す教育・学習を促進します。
- 人権の尊重と女性への暴力の廃絶を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}の視点からの女性の健康の増進と福祉の向上を図ります。
- 男女共同参画を目指す意識改革の促進・浸透を図ります。

④女性施策推進のための環境の整備・充実

- 女性施策推進のため、地域における環境整備に努め、庁内でも一層積極的に取り組めるよう、推進体制を整備・充実します。

用語 解説

^{*}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。子どもを生む、生まない、いつ何人生むかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには、思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としています。

基本施策に含まれる施策

人権・平和

【基本施策1-03】

人権と平和の尊重

【施策1-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

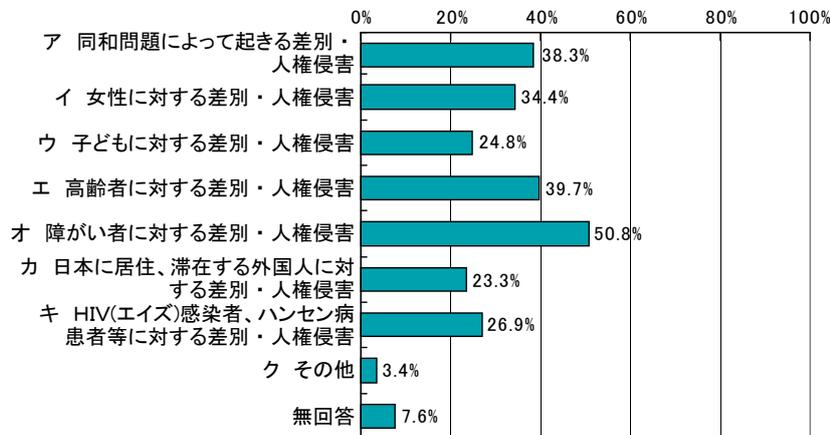
- 社会状況の変化に伴い、家族間を含めた人間関係の希薄化の中で、高齢者や子どもに対する虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンス*が多発しています。また、年齢や性別、障がいの有無、民族等の違いによる偏見・差別の現実があります。一方、生活・住環境の面では、格差の解消は着実に進んでいるものの、同和地区に対する差別意識は今なお根深く存在しています。さらに、生命や身体の安全が脅かされたり個人の尊厳が傷付けられたりする事象や、インターネットの匿名性を悪用した悪質な書き込みなどの人権侵害が発生するなど、人権問題は多様化してきています。
- 戦争体験、被爆体験者も少なくなっていく中で、唯一の被爆国として、核兵器廃絶と戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に引き継いでいく必要性が高まっています。

課題

- 人権に関わる学習が知的理解にとどまらず、豊かな人権感覚や実践的態度が培われる内容となるよう、指導方法の工夫・改善を図っていく必要があります。
- 差別のない明るくふれあいのある奈良市の実現のため、「奈良市人権文化のまちづくり条例」及び「奈良市人権文化推進計画」に基づき、啓発活動を進めていく必要があります。
- 平和な社会の実現のため「日本非核宣言自治体協議会」「平和市長会議」に加盟していますが、これらの団体への加盟自治体が連携しながら、市民参画による取組を進めていく必要があります。

【人権に関する市民意識調査（2008年（平成20年）10月実施）から】

人権が尊重されていない社会では、様々な差別や人権侵害が起こります。これらのうち、あなたはどの問題に関心がありますか。（複数回答）



施策 1-03-01

人権と平和の尊重

施策の目標

市民一人ひとりが、あらゆる機会、あらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り、差別を許さないという意識を養い、行動できるように取り組んでいきます。

また、世界平和を目指して戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでいきます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
人権教育地区別研修会参加人数 【①】	人	1,124 (2010年度)	1,300
人権擁護啓発作品展応募者数 【②】	人	9,684 (2010年度)	10,000

施策の展開方向

①人権教育の推進

- 指導者としての資質と実践的な指導力の向上を図るため、計画的・体系的な人権教育研修を実施します。
- 確かな人権意識の芽生えを促すとともに、情操豊かな幼児、児童及び生徒を育成するため、人権学習教材を作成し、活用を図ります。
- 地域における人権教育の推進を図るため、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの市民意識の向上に努めます。

②人権啓発の推進

- 市民一人ひとりが、様々な人権問題を自分自身の課題とし、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる場、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。
- 人権文化センターや関連施設、事業者及び学校・園等との連携を深め、これまで取り組まれてきた啓発の成果を踏まえつつ、より効果的、効率的な事業手法を検討し、展開を図ります。

③人権問題の解決

- あらゆる人権侵害をなくすため、人権擁護委員、関係機関、関係団体及び事業者などと連携し、差別のないまちづくりを推進します。

④平和尊重思想の啓発

- 戦争体験・被爆体験を風化させないため、戦争関連資料等を整備し、平和学習を充実することにより、平和な社会の実現と平和意識の高揚に努めます。



第2章

教育・歴史・文化

次代を担う子どもたちが健やかに育つための施策と、歴史的な文化遺産の保護と継承をはじめとする文化振興や、生涯学習に関する施策を示します。

- 2-01 学校教育
- 2-02 青少年の健全育成
- 2-03 生涯学習
- 2-04 文化遺産の保護と継承
- 2-05 文化振興
- 2-06 スポーツ振興



基本施策 2-01

学校教育

関係する基本方向

基本方向④
基本方向⑤

関係する重点戦略

重点戦略 1
重点戦略 2

基本施策に含まれる施策

学校教育

【基本施策2-01】

特色のある教育の推進

【施策2-01-01】

幼児教育の充実

【施策2-01-02】

義務教育の充実

【施策2-01-03】

市立一条高等学校の
教育の充実

【施策2-01-04】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 今までの教育改革の成果を引き継ぎ、新しい教育に対応するため「奈良市教育ビジョン」を策定しました。
- 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果や全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本市の子どもたちの学力は全国及び県の平均を上回っているものの、学習意欲や体力、規範意識に課題があることが明らかになりました。
- 幼稚園では保育ニーズの多様化に対応する保育・子育て支援の充実が求められています。
- 特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもたちに加え、小・中学校などの通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍しています。
- 今日的な教育課題に対応した資質を備えた教職員が求められています。
- 児童・生徒数が減少傾向にある中、学校規模に差が生じています。
- 近年、少子化による生徒数の減少や生徒のスポーツニーズの多様化、専門的指導者の不足などにより、競技種目によっては、部活動を継続することが困難になってきています。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。

課題

- 教育センターを中核的な施設として、教育課題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障する必要があります。
- 奈良らしい教育を創造し、確かな学力を付けるための教育研究や教職員研修を行う必要があります。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用し、児童生徒の実態を把握するとともに、その結果を分析し、明らかになった課題の克服を目指し、運動する機会や中学校の運動部活動の充実を図る必要があります。
- 不登校などの不適応を抱える子どもたちへの適応指導や発達障害の子どもたちへの特別な支援を充実させる必要があります。
- 学校、家庭、地域及び行政が、それぞれの機能や役割分担に基づいた信頼とパートナーシップに結ばれた、地域教育ネットワークづくりを推進する必要があります。
- 学校施設の計画的な耐震化と改修が必要です。

特色のある教育の推進

施策の目標

奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもの育成を目指した「奈良らしい教育の推進」と「地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」を新たに掲げ、確かな学力と規律あるたくましい子どもを育みます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
30人程度学級実施学年（小学校）【②】	学年	4学年（2011年度）	6学年まで
小中一貫・小中連携教育実施校数【②】	校	パイロット校7中学校 ・8小学校(2011年度)	全市展開
中学校給食の実施校数【⑤】	校	6（2011年度）	22

施策の展開方向

①教育内容の充実

- 学校教育を市民と共に考え、地域の教育力を生かし、教育活動の充実を図ります。
- 環境教育や国際理解教育などを展開するとともに、地域を愛する心を養い、持続可能な社会の担い手を育成する世界遺産学習を推進します。
- 道徳教育、人権教育を充実します。
- 情報教育を推進します。

②きめ細かな教育の推進

- 幼小連携・小中一貫教育を推進します。
- スクールサポート事業を充実します。
- 30人程度学級とする学年を拡大するとともに、より効果的な指導方法の継続的な研究と成果の共有化を図ります。

③教職員の研修の充実

- 教職員の資質・能力向上を目指した研修を充実するとともに、自主的な研修を支援します。
- 教育センターにおいて、ライフステージに応じた研修体系を構築します。

④国際化社会を担う人材の育成

- 奈良から世界に発信する教育を推進します。
- A L T 教員（外国語指導助手）を招へいした外国語教育を充実します。

⑤健康・体力づくりの推進

- 体力の向上と健康教育の推進を図ります。
- 中学校の運動部活動の活性化を図るため支援の充実を図ります。
- 定期健康診断の充実を図り、疾病の早期発見と予防を推進します。
- 学校給食を基盤とした、小学校低学年から継続した食育指導を推進します。
- 中学校給食未実施校への実施方法を検討し、地元産食材を積極的に活用した給食の導入を推進します。

施策 2-01-02

幼児教育の充実

施策の目標

保育所や私立幼稚園、異校種との連携及び家庭・地域との連携した取組を通して、幼児教育の一層の充実を図り、人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
幼稚園園舎の耐震化進捗率（39園54棟中）【⑤】	%	55.6（2010年度）	90.0
規模の適正化を必要とする幼稚園 【⑤】	園	10（2011年度）	0

施策の展開方向

①幼稚園の充実と整備

- 小学校との連携を強化した教育の推進と「認定こども園*」制度を導入します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園で使用するコア・カリキュラム（必要最小限の共通のカリキュラム）に基づいた幼児教育の質の向上を図ります。
- 保育内容について、評価指標の設定と研究を行います。
- 私立幼稚園の全園を、運営費補助金の助成対象とします。

②信頼される園づくりの推進

- 園評価アンケートや評価指標による園の自己評価及び園評議員による園関係者評価を実施し、教育活動・園運営の改善に生かします。
- ホームページの充実を図り、保護者に必要な情報を積極的に提供します。

③特別支援教育の充実

- 特別支援教育支援員の配置を拡充します。

④就園支援

- 私立幼稚園への支援により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 入園を希望する3～5歳児に対し、幼児教育を受けられる機会を拡充します。
- 家庭の所得状況に応じ、入園料・保育料の減免措置を実施します。

⑤施設配置の適正化及び施設整備の促進

- 効果的な教育が受けられるような施設配置の適正化を実施します。
- 園舎の耐震補強や、老朽化した施設の計画的な改修を行います。

義務教育の充実

施策の目標

国際文化観光都市、世界遺産のあるまちの中で、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神を基本として、たくましく生きる力を育成します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
特別支援教育相談件数 【②】	件	637 (2010年度)	700
特別支援教育支援員の配置率 【②】	%	65.2 (2011年度)	100.0
小・中学校の耐震化進捗率 (69校359棟中) 【⑤】	%	57.4 (2010年度)	90.0
規模の適正化を必要とする小・中学校数 【⑤】	校	10 (2011年度)	0

施策の展開方向

①教育相談の充実と整備

- 就学前等教育相談員を配置します。
- 教育センターを核とした教育相談を充実します。(特別な支援を必要とする子どもたちの相談指導・発達検査等)
- 教育センターにおける教育相談を中心とした相談支援活動の充実と適応指導教室*を継続して実施します。
- スクールカウンセラーの小学校への配置と増員を図ります。

②特別支援教育の充実

- 教育センターを核とした通級指導教室をつなぐ特別支援体制を構築します。
- 特別支援教育連携協議会における医療、福祉、労働などの他分野との連携を推進します。
- 通級指導教室の機能拡充と充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の配置を拡充します。
- 特別支援学級に就学する保護者負担の軽減のため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

③信頼される学校づくりの推進

- 学校評価アンケートや評価指標による学校の自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、教育活動・学校運営の改善に生かします。

④就学支援

- 経済的理由により就学困難と認められる保護者負担軽減のため、就学援助費を支給します。

⑤施設配置の適正化及び施設整備の促進

- 小学校・中学校の規模適正化を実施します。
- 学校施設の計画的な耐震化と老朽化した校舎の改修を促進します。

施策 2-01-04

市立一条高等学校の教育の充実

施策の目標

時代の進運に即して豊かな知性と情操とを身に付け、健康で気力にあふれ、人間尊重の精神を基盤として積極的に努力する新時代の人間を育成します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
生徒の満足度（生徒アンケート）【①】	%	90.8（2010年度）	100.0
全国高校総体出場種目数【①】	部	7（2010年度）	10
高等学校の耐震化進捗率（1校11棟中）【③】	%	54.5（2010年度）	90.0

施策の展開方向

①高等学校教育内容の充実

- 国際交流などの活動を通して国際理解の精神に生きる視野の広い人間を育成します。
- 合理的に思考し、着実な実践に努め、人権を尊重して民主的な社会を創造する人間を育成します。
- 自主的に行動できるとともに、自分の行動に責任をもつ誠実な人間を育成します。
- 規律・秩序・礼儀を重んじ、社会性と、品位のある人間を育成します。
- たくましい体力と旺盛な気力を備え、信念をもってねばり強く努力する人間を育成します。
- 高校、大学、専門機関等との連携により、教職員の資質向上を図ります。
- 県立高等学校との教員交流を推進します。
- 生徒の学校生活をより充実させるため、部活動の活性化を図ります。

②信頼される学校づくりの推進

- 学校評価アンケートや評価指標による学校の自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、教育活動・学校運営の改善に生かします。

③高等学校施設の整備

- 耐震補強や老朽化した校舎の計画的な改修を行います。
- 特色のある教育の創造のための設備や機器の充実を図ります。



奈良市立一条高等学校

青少年の健全育成

基本方向④
基本方向⑤
基本方向⑥

重点戦略 1

基本施策に含まれる施策

青少年の健全育成

【基本施策2-02】

青少年の健全育成

【施策2-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 近年、保護者が子育てに不安を感じたり、基本的なしつけがおろそかになり、生きていく上での基礎的な習慣や能力が低下している傾向にあります。
- 少子化や核家族化などによって、地域における人と人のつながりが失われつつあり、子どもにとっても異年齢集団の中で学び、ふれあう機会が少なくなっています。
- 不登校児童生徒数については減少傾向にあるものの、暴力行為やいじめなどの問題行動が依然として存在します。

課題

- 保護者としての自覚の向上や、家庭におけるふれあいの時間の確保等保護者の子育てに対する意識改革が必要となっています。
- 子どもたちの社会性を育て、健全な成長を促していくためには、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちを育てる必要があります。
- 子どもたちが異年齢集団の中で自尊感情や社会性、人との付き合い方などを学ぶ機会を提供するとともに、青少年の健全育成に関わるボランティア活動などへの参加を更に支援する必要があります。



放課後子ども教室活動風景



くろかみやま自然塾活動風景

施策 2-02-01

青少年の健全育成

施策の目標

子どもたちが、生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身共に健やかにたくましく成長できるよう、家庭の教育力の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成を目指します。

また、地域全体で子どもを育てる教育環境の整った地域コミュニティの活性化を目指し、地域の教育力の充実を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
放課後子ども教室実施校区数 【②】	校区	22 (2010年度)	47
各中学校区少年指導委員による巡回指導回数 【②】	回	1,116 (2010年度)	1,200
奈良市黒髪山キャンプフィールド**使用者数 【③】	人	4,543 (2010年度)	5,000

施策の展開方向

①家庭の教育力の充実

- 子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決、これからの家庭教育のあり方及び親の役割について考えるため、公民館における家庭教育の講座や家庭教育講演会を開催し、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

②地域の教育力の充実

- 中学校区単位で、中学校を拠点に、校区の小学校・幼稚園と連携し、地域住民の積極的な学校支援活動を通して、地域全体で学校を支援する体制づくりを進めます。
- 各小学校区においても、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりを進めます。

③青少年健全育成活動の推進

- 青少年を対象に各種事業等を開催します。
- 青少年の健やかな成長を支援する青少年団体の自主的活動の支援とその指導助言を行います。
- 青少年の抱えるいろいろな問題について、相談体制の充実に努めます。
- 「社会を明るくする運動」等の活動を通して児童・生徒や市民に青少年健全育成の啓発を行います。
- 青少年の活力を広く地域活動に生かせるよう、学校・家庭・地域との連携に努めます。

基本施策に含まれる施策

生涯学習

【基本施策2-03】

生涯学習の推進

【施策2-03-01】

図書館の充実

【施策2-03-02】

施策を取り巻く現状と課題

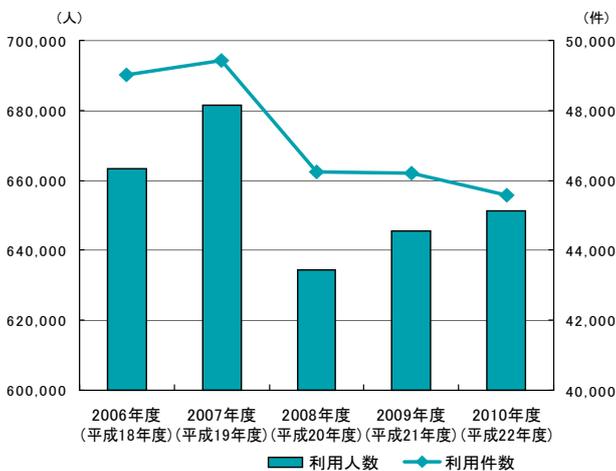
現状

- 市民の学習ニーズが多様化・高度化している中、学習ニーズに対応した学習機会の提供と、奈良しみんだよりのほかITを活用した情報を発信しています。
- 少子高齢化や都市化・核家族化の進行により、家庭や地域の教育力が低下しています。
- 図書館は、子ども読書活動推進の中心的役割を果たしています。

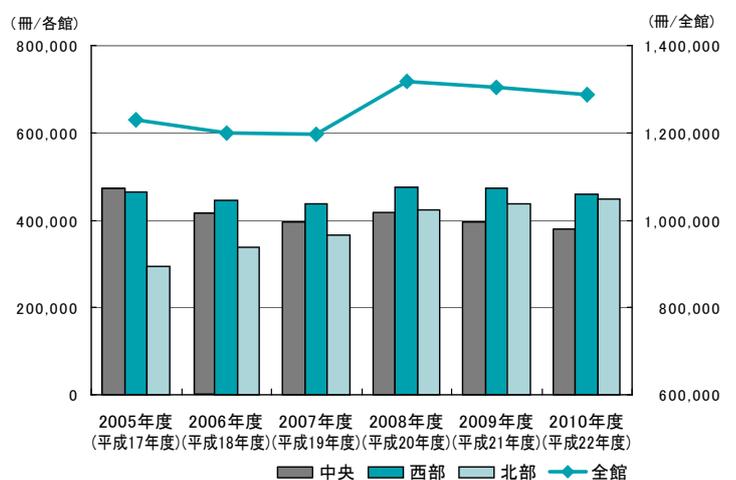
課題

- 生涯学習に関する情報収集や調査研究を行い、市民に対して学習情報の提供や学習相談の充実に努める必要があります。
- 地域の活性化を図るために、市民がもつ豊富な知識や経験を生かす必要があります。
- 地域社会の発展を図る活動拠点として、公民館・図書館等の活用を促進していく必要があります。
- 公民館は、地域の避難所となっているため、耐震化改修等の施設整備を行っていく必要があります。

【公民館利用状況の推移】



【奈良市立図書館貸出冊数推移】



注) 2008年(平成20年)10月から公民館有料化を実施

施策 2-03-01

生涯学習の推進

施策の目標

いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境の醸成と整備を促進するとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習活動を推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
公民館施設の利用者数 【①】	人	651,236 (2010年度)	700,000
公民館の自主グループ登録数 【①】	件	1,693 (2010年度)	1,800

施策の展開方向

①生涯学習活動の推進

- 自己学習・相互学習・家庭教育に加えて、地域の課題解決に向けた学習活動の場として、その機能の充実を図ります。
- 公民館自主グループの組織化を促進し、生涯学習指導者やボランティアの育成に努めます。
- 生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行います。
- 学びの成果を生かせる場を提供します。
- 地域の教育力を高めるとともに、新しい公共*の担い手として、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図ります。
- 生涯学習に係る諸施策の連携を図っていく方策を検討します。

②生涯学習施設の整備・活性化

- 既存施設の有効活用を図り、利用者に公民館を快適に利用していただくため、改修等の施設整備を行います。
- 利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化改修を行います。



公民館活動風景（男性のためのセカンドライフ応援講座）

用語
解説

*新しい公共：支え合いと活気のある社会をつくるための「市民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「行政」等の協働の場

図書館の充実

施策の目標

市民の情報センターとして、多様化する情報、変化するニーズに対応し、幅広い資料の収集、保存、提供に努めます。また、子ども読書活動の推進拠点として機能を充実し、全ての子どもたちが本を読む喜びを味わい、人間性豊かに育つ読書環境を創ることを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
図書資料貸出冊数 【①～④】	冊	1,288,102 (2010年度)	1,500,000
児童書貸出冊数 (上記の内数) 【②、④】	冊	531,890 (2010年度)	620,000

施策の展開方向

①図書館の充実

- 資料費の確保及び多角的な資料の収集を図ります。
- 専門的な職員の養成による図書館サービスの充実に努めます。
- あらゆる市民の知的要求の満足を図ります。
- 市民の課題解決の支援を強化します。
- 地域、ボランティア、学校、園との連携・協力・協働による図書館活動の活性化を図ります。
- 電子書籍やウェブ図書館*の導入について調査研究を進めます。

②子ども読書活動の推進

- 家庭・学校・地域等のあらゆる機会と場所において、子ども読書活動の推進に積極的に取り組みます。
- 子どもの読書活動に関わる環境の整備・充実に努めます。
- 子どもの読書活動に関する理解と啓発を図ります。
- 読書ボランティアを養成し、地域の活力を生かします。

③自動車文庫（移動図書館）の充実

- 市内の様々な地域での読書活動の推進を図ります。
- あらゆる市民が居住環境にかかわらず読書機会を得られるよう努めます。

④貸出文庫の充実

- 地域の子どもの文庫、学校・園等の文庫活動の充実に努めます。

基本施策 2-04

文化遺産の保護と継承

関係する基本方向

- 基本方向①
- 基本方向②
- 基本方向③
- 基本方向⑥

関係する重点戦略

- 重点戦略 2
- 重点戦略 3

基本施策に含まれる施策

文化遺産の保護と継承

【基本施策2-04】

文化遺産の保存と活用

【施策2-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 現在、本市には国・県・市の指定文化財、登録文化財などが1,195件あります。その中にはユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」も含まれ、質・量ともに全国有数の文化財を保有しています。
- 失われる可能性のある価値の高い文化財を保護するために、文化財指定を進めています。
- 指定文化財を適切に保存するために、所有者などが行う修理や管理、伝統行事や技能・技術を継承する後継者育成の事業に対して支援をしています。
- 史跡の保存整備など、市の所有・管理する文化財の保存・活用のための事業を行っています。
- 本市には数多くの遺跡が残っているため、開発に際しては発掘調査などを行い、保護を図っています。
- 市民の間における理解や意識を高めるため、文化財を保存・活用する施設を整備し、講座開催など学習の場を提供しています。

課 題

- 市内には、未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を行い、実態把握に努めるとともに、市指定文化財に指定するなど、一層の保護を図る必要があります。
- 貴重な文化財を適切に保存し、有効に活用し、次世代に伝えていくためには、指定文化財保存のための補助、史跡の適切な管理活用、後継者育成の支援など、継続的な取組を充実する必要があります。
- 市民に、豊かな奈良の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう、学習の機会となる普及啓発事業の充実を図る必要があります。
- 歴史的景観と一体となった奈良の文化遺産のすばらしさを世界にアピールし、遺産の保護継承と周辺緩衝地帯の保全に努めることで、世界遺産をもつ歴史都市としての責任を果たす必要があります。
- 埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす開発などに際しては、発掘調査を行い、調査成果について公開活用を図る必要があります。

奈良市所在の指定文化財等(2011年(平成23年)3月末日現在)〔件数〕

分 類		国指定	県指定	市指定	総 数
有形文化財	建 造 物	102	39	25	166
	美術工芸品	627	71	78	776
無形文化財		1	1	0	2
民俗文化財	有形民俗文化財	2	3	7	12
	無形民俗文化財	3	8	3	14
記念物	史 跡	27	5	8	40
	名 勝	8	0	0	8
	天然記念物	6	6	14	26
総 数		776	133	135	1,044

- 1. 指定文化財 1,044件
- 2. 登録有形文化財 71件
- 3. 選定保存技術 2件
- 4. 旧村指定文化財 78件
- 〔月ヶ瀬村指定文化財 31件〕
- 〔都祁村指定文化財 47件〕

文化遺産の保存と活用

施策の目標

文化財の適切な保存を図ることにより、本市の貴重な文化遺産を次世代に継承します。また、文化財を積極的に活用することにより、市民文化の向上に寄与します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
指定文化財・登録文化財の件数(3月31日現在) 【①】	件	1,195 (2010年度)	1,210
史跡の保存整備事業の進捗率(公有化率) 【②】	%	53 (2010年度)	60

施策の展開方向

①文化財の保護・啓発

- 奈良市指定文化財への指定など文化財指定を促進し、失われる可能性のある価値の高い文化財の保護を図ります。
- 文化財修理・管理・後継者育成事業の充実を図ります。
- 市民が奈良の歴史文化を知る機会となる文化財活用普及事業の充実を図ります。
- 関係機関との連携により、文化財資料のデジタル化など情報発信の充実を図ります。
- 文化財保護に携わるボランティア・市民活動などとの連携を促進します。

②発掘調査と史跡の保存整備

- 質の高い効率的な発掘調査を実施して、開発で破壊されかねない埋蔵文化財の保護を図ります。
- 史跡・名勝(大安寺旧境内・平城京左京三条二坊宮跡庭園・朱雀大路)の公有地化と保存整備を促進し、整備後の適切な管理と活用を行います。
- 市民に発掘調査の成果を還元するため、現地説明会や公開展示を実施するなど、学習活用を図ります。

③文化財保存・展示施設の整備

- 史料保存館など「文化財保存公開施設」の充実を図ります。
- 出土文化財の適切な保護のため収納保管施設の充実を図ります。

④世界遺産など文化遺産の保護・啓発

- 財団法人ユネスコ・アジア文化センターなどが行う文化遺産保護事業を支援します。
- 世界遺産・無形文化遺産の認知度を高め、保護と継承につなげるため、市民全てが親しむことができる普及活用事業の充実を図ります。

基本施策 2-05

文化振興

関係する基本方向

基本方向①
基本方向⑤

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

文化振興

【基本施策2-05】

文化の振興

【施策2-05-01】

施策を取り巻く現状と課題

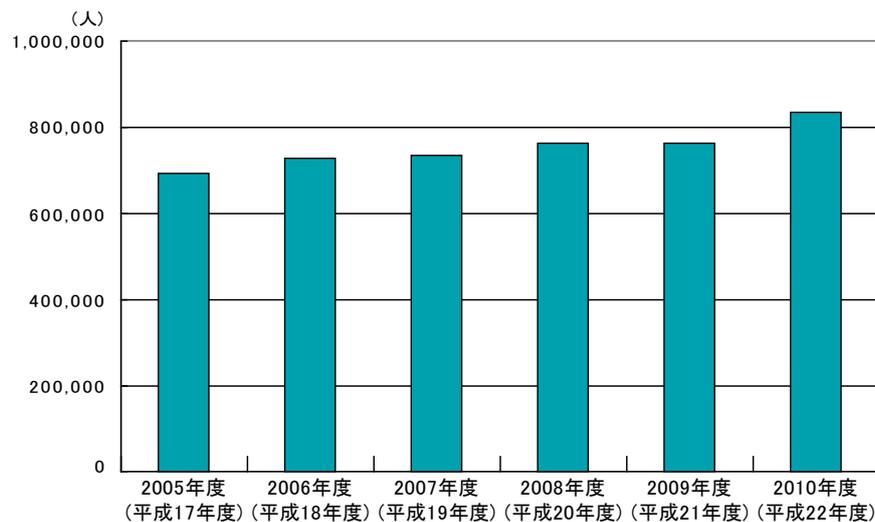
現状

- 国際化、情報化、科学技術の発達をはじめとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。また、少子高齢化社会の進展は、地域文化の実践を担う成人の高齢化とそれを受け継ぐ子どもたちの減少など、地域文化の継承と創造に支障が生じることが心配されています。
- 施設整備を中心とした文化行政から、地域への誇りと愛着を育む「まちづくりの核」としての文化行政を推進する地方自治体が増えてきています。
- 本市では2007年度（平成19年度）に奈良市文化振興条例を施行し、2009年度（平成21年度）には奈良市文化振興計画を策定し、文化振興に取り組んでいます。

課題

- 本市には、奈良時代から様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化の蓄積があります。これらを守り、後世に伝えていくことは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要があります。
- 文化の担い手は市民であり、市民と行政が手を携えて文化によるまちづくりを進めていくために、両者が協働でまちづくりに取り組み、積極的な連携を図る必要があります。

【市立文化施設の利用者数】



文化の振興

施策の目標

奈良時代から受け継がれ培ってきた文化の礎の上に新たな文化を創造し、発信することによって、本市への誇りと愛着を育み、国際文化観光都市としてふさわしい魅力あるまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市立文化施設の利用者数 【①】	人	838,415 (2010年度)	850,000
市立文化施設での自主事業参加者数 【②】	人	141,494 (2010年度)	180,000

施策の展開方向

①文化の発信と交流

- 市民参画と協働により、計画的・積極的に文化行政を推進します。
- 市民の文化活動・芸術活動の場の提供や市民が文化に接する機会の拡充に努めます。
- 幅広い文化情報の発信と交流ができるシステムの構築と運用を行います。

②市民文化の創造

- 市民の自主的で創造的な文化活動を支援します。
- 文化施策の評価制度を構築します。
- 文化活動に功績のあった人を顕彰するための仕組みづくりに取り組みます。
- 文化を担う若手芸術家やその活動を支えるスタッフ・ボランティア等の文化に関わる人材を育成します。

③伝統文化の普及と継承

- 伝統文化の普及のために、市民が伝統文化に触れる機会を提供する等の支援を行います。
- 伝統文化の継承のために、後継者の育成に努めます。



なら100年会館で万葉朗読劇「山上憶良と遣唐使」に出演する市民のみなさん

基本施策 2-06

スポーツ振興

関係する基本方向
基本方向⑤

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

スポーツ振興

【基本施策2-06】

スポーツの振興

【施策2-06-01】

施策を取り巻く現状と課題

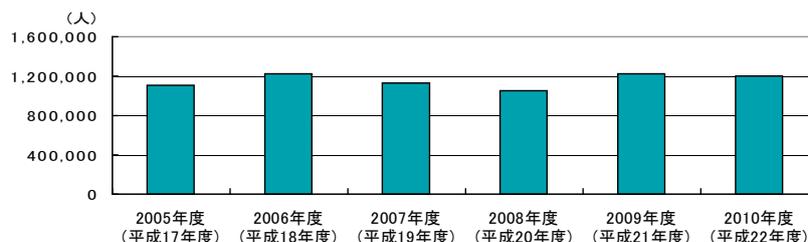
現状

- 高齢化社会の進展、生活習慣病の増加などから市民のスポーツや健康に対する関心が高まっていますが、日常のライフスタイルに運動習慣が取り入れられていないのが現状です。
- 市民がいつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるようスポーツ行事を開催していますが、指導者の育成、選手の発掘・育成といった社会体育を支援する仕組みが確立されていません。
- 鴻ノ池運動公園内にある施設は、全国規模の競技会を開催できる施設として市民に高いレベルの競技スポーツに接する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心や競技力の向上に努めていますが、施設や設備が時代のニーズに十分対応できていないのが現状です。
- スポーツ環境づくりとして施設整備と学校体育施設の開放を促進してきましたが、スポーツ団体の増加により、施設の確保が困難な状況です。

課題

- 体力・健康づくりといった生涯スポーツに関する情報や競技スポーツに関する情報の提供と、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体との連携事業の推進や、市民がいつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブ*の設立・育成が必要です。
- 体育施設や設備が老朽化しており、時代のニーズに対応した改修、整備が必要です。
- スポーツの振興に不可欠な指導者の人材不足解消のためには、指導者の育成やジュニア選手の発掘・育成が重要な課題となっています。
- 子どもの体力向上を目指した社会体育事業の推進が必要です。
- 市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、目的、興味などに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ行政を総合的に推進するための指針として、スポーツ振興基本計画が必要です。

【市営スポーツ施設等利用者数】



注) 2008年度 (平成20年度) は鴻ノ池陸上競技場リニューアル工事のため使用不可

用語解説

*総合型地域スポーツクラブ：市民の主体的な運営により、全ての世代の人々が近隣の学校や公共スポーツ施設を利用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指す非営利組織

スポーツの振興

施策の目標

全ての市民が、年齢や性差、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも個人の目的、興味、技術、体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができ、生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくりを進めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市営スポーツ施設等利用者数 【①】	人	1,200,634 (2010年度)	1,300,000
市主催スポーツ大会参加者数 【②】	人	24,704 (2010年度)	30,000
市民体育大会参加者数 【③】	人	15,383 (2010年度)	20,000

施策の展開方向

①スポーツ環境の充実

- 施設を効率的に有効利用でき、また、一人でも多くの市民が気持ちよく運動・スポーツを楽しむことができるよう、施設を計画的に整備します。
- 市民ニーズに応じたスポーツ情報の受発信や施策を推進するための情報収集の整備を図ります。
- 誰もが気軽に親しめる軽スポーツ^{*}やレクリエーションの活動を推進し、世代間やファミリーが交流できる環境づくりを進めます。

②生涯スポーツの推進

- スポーツ体験フェスティバルなどのスポーツイベントや多種目にわたるスポーツ教室を多数開設し、市民に運動・スポーツへの動機付けを行い、市民の運動習慣の定着化と生涯スポーツの推進に努めます。
- 県や体育協会をはじめとするスポーツ団体と連携を図りながら地域に密着した、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる「場」づくりや総合型地域スポーツクラブの設立・育成に努めます。
- 青少年の健全育成と子どもの体力の向上など、社会体育活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

③競技スポーツの向上

- 全国的規模の大会に出場する特に、優れた選手・団体を支援・育成する制度を確立します。
- スポーツ指導者養成講習会を定期的・継続的に開講して、優れた指導者の発掘育成に努めます。
- 大規模大会の開催、誘致を推進し、より高いレベルのスポーツに触れる機会を充実し、競技力の向上に努めます。



第3章

保健福祉

子ども・高齢者・障がい者を含むあらゆる世代が支え合い、健康やかに暮らすための施策を示します。

- 3-01 地域福祉
- 3-02 子育て
- 3-03 障がい者・児福祉
- 3-04 高齢者福祉
- 3-05 医療
- 3-06 保健



基本施策 3-01

地域福祉

関係する基本方向

基本方向④
基本方向⑥

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

地域福祉

【基本施策3-01】

地域福祉の推進

【施策3-01-01】

社会保障

【施策3-01-02】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 地域においては、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、市民のニーズが多様化、高度化しています。
- 保険給付費^{※1}が増加傾向にあります。
- 国民健康保険料の収納率が低位にあります。
- 厳しい雇用環境による貧富の格差の広がりや高齢化などにより、生活の保障を必要とする人が増加しています。

課題

- 福祉のまちづくりを進めていくために、福祉、医療、保健の連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域が共に支えあう地域福祉の推進が求められています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を実現するために、地域住民と行政との協働が必要とされています。
- 高齢者、障がい者等が自立した社会生活を営むことができるよう、地域住民や行政、事業者等が一体となってまちのバリアフリー^{※2}化を進める必要があります。
- 適正受診の推進を図るため、広報活動の充実が求められています。
- 国民健康保険料の収納率の向上を図る必要があります。
- 生活保護制度の適正な運用を図るために、適切な実施体制の確立と自立を支援するためのケースワーカーの充足が必要です。
- 地域福祉活動の担い手の増加につながる支援が必要です。

用語解説

※1 保険給付費：国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して行う必要な給付費用

※2 まちのバリアフリー：高齢者や障がい者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁をなくし、安全で安心した生活を送れる環境を整えること。

地域福祉の推進

施策の目標

総合的な福祉のまちづくりを進めていくために、福祉・医療・保健・教育・就労支援等との連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域が共に支え合う地域福祉を築くことを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
地域福祉活動計画*の策定地区数 【②】 (全市46地区の策定率)	地区 (%)	17 (2010年度) (37.0)	46 (100.0)

施策の展開方向

①奈良市地域福祉計画の推進

- 住民の地域福祉活動への参加を促進する仕組みづくりを行います。
- 保健福祉サービスを利用しやすくする仕組みづくりを行います。
- 質の高い保健福祉サービスを提供する仕組みづくりを行います。
- 生活基盤の整備と社会参加を促進する仕組みづくりを行います。
- 住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる仕組みづくりを行います。
- 新たな生活課題に対応する仕組みづくりを行います。

②地域福祉活動の推進

- 地域ごとに作成する地域福祉活動計画の策定を推進します。
- 地域で支え合う福祉体制の支援を行います。
- 地域福祉の担い手の発掘や人材育成のための研修を実施するなどの支援を行います。

③地域福祉推進体制の充実

- 地区社会福祉協議会を中心とした地域の活動を推進するため、奈良市社会福祉協議会との連携を図ります。
- 各種団体との連携を充実します。

施策 3-01-02

社会保障

施策の目標

国民健康保険制度の安定的な運営を図り、安心して医療を受けられる医療保険制度の維持・充実を目指します。また、生活に困窮している世帯の実情を的確に把握し、関係機関と連携を図り、温かい配慮の下に生きた保護行政を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
特定健康診査*の受診率 【①】	%	24.5 (2009年度)	35.0
特定健康診査の広報・啓発協力団体数 【①】	団体	3 (2010年度)	10

施策の展開方向

①国民健康保険事業の健全運営

- 安心して医療サービスを受けられるよう、適正な保険給付の推進を図ります。
- 特定健康診査等の保健事業を推進します。
- 国民健康保険料の適正な賦課と徴収を行います。
- 社会情勢に応じた制度改正への対応を行います。

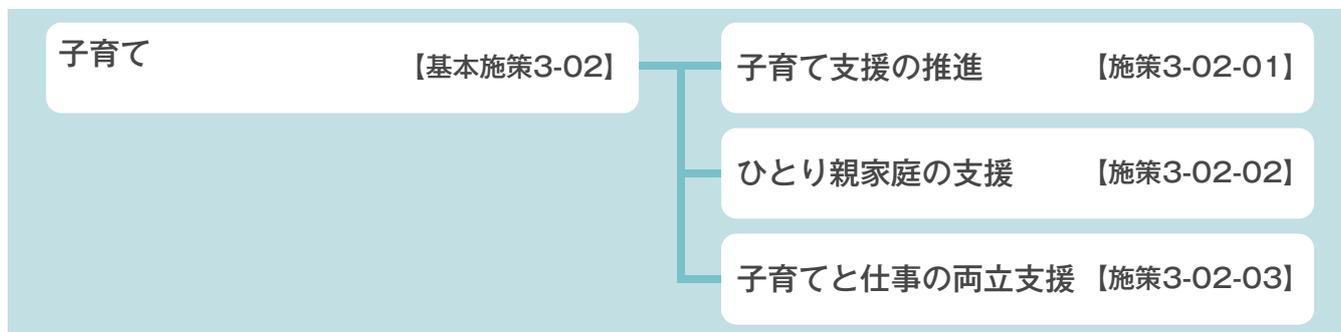
②低所得者等の自立支援

- 被保護者の実情を客観的に把握し、生活保護事業の適正な実施に努めるとともに、自立助長を支援するためきめ細かなケアに努めます。

③国民年金事務の執行

- 的確な事務対応に努めるとともに、「国民年金制度」についての啓発、年金相談に対する窓口対応を実施していきます。

基本施策に含まれる施策



施策を取り巻く現状と課題

現状

- 本市の合計特殊出生率*は、国・県を下回り、低位で推移しています。
- 少子化や核家族化の進行に伴い、地域の子育て支援機能が低下し、子育て中の親の孤立感や育児不安の増大を招いています。
- ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面しています。
- 女性の就労率の向上や少子化の進行等急激な社会の変化により保育ニーズが多様化しています。
- 現在の社会情勢から保育所の需要が高く、保育所に入れない待機児童が存在します。

課題

- 本市の合計特殊出生率を回復させ、少子化に歯止めをかける必要があります。
- 社会全体で子育て支援を行う機運を高揚させ、子育て中の親の育児不安や負担感を軽減する必要があります。
- 母子家庭のみならず、父子家庭を含めたひとり親家庭に対して、支援の充実を図る必要があります。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実等の対策を講じる必要があります。
- 待機児童の解消や児童健全育成のため保育所等の施設整備の充実が必要となります。
- 保育所等において、子育てに関する情報提供や子育て相談の充実を図る必要があります。



子育て支援の推進

施策の目標

安心して子どもを生み、育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的として、地域住民との協働により、社会全体で親育ち・子育て・子育てを支援するまちづくりを目指します。

また、児童虐待を誰にでも起こりうる身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進し、虐待が起こらないまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
子育て中の親子の集える場の設置数(年度末時点)【②】	箇所	35 (2010年度)	58
ファミリー・サポート・センター*の相互援助活動件数【③】	件	8,214 (2010年度)	10,000

施策の展開方向

①子育て家庭の経済的支援

- 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- 医療費の一部助成の対象者を乳幼児（6歳）から中学校卒業（15歳）までに広げ、安心して子育てができるまちを目指します。

②子育て中の親子の居場所づくり

- 子育て中の親子が交流し、気軽に相談でき、情報提供や講習を受ける場所を全小学校区に1箇所以上設置することを目標にし、事業の充実を図ります。
- 今後も、公民協働の考え方を念頭に、民間の先進性や独自性に重点を置き、その活力を活用することにより、事業の展開を図っていきます。

③子どもの預かり

- 多様化する家庭環境に対応するため、保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実を図ります。

④子育ての仲間づくり

- 子育てサークル、子育て支援団体等を支援するとともに、子育て中の親子同士の交流や親睦を深めていきます。

⑤子育ての相談窓口

- 身近な地域において子育て相談ができるように、窓口を増設します。また、子育てに関する情報提供も行います。
- 児童虐待の未然防止や早期発見に向けて、「被虐待児童対策地域協議会」を中心として、一層関係機関とのネットワークの連携強化を図っていきます。

ひとり親家庭の支援

施策の目標

全ての家庭で子どもが健やかに育つよう、様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実を図ります。特に、ひとり親家庭の自立と就業に主眼を置いた総合的な支援施策を展開し、子どもの健全育成と生活の安定を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
母子自立支援プログラム策定*件数 【③】	件	0 (2010年度)	20
母子家庭自立支援給付金事業利用者 【③】	人	39 (2010年度)	50

施策の展開方向

①ひとり親家庭の経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- 医療費の一部助成の対象者を母子家庭だけでなく、父子家庭も加え、子育てをしやすいまちを目指します。

②貸付制度

- 生活の安定、経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、福祉資金等貸付金の利用を促進します。

③就業及び自立支援

- ひとり親家庭の親の自立と就業に主眼を置いた総合的な支援施策を展開します。
- 就労、技能習得等の自立支援対策を促進します。

④生活及び子育て支援

- ひとり親家庭に対して、子育てと仕事の両立、生活の支援の充実を図ります。

⑤ひとり親家庭の相談窓口

- 母子家庭の生活全般についての相談に応じる母子自立支援員の相談体制の充実を図ります。また、父子家庭に対する相談体制も確立し、充実を図ります。



施策 3-02-03

子育てと仕事の両立支援

施策の目標

保育所等が子育てに関する地域の中心的施設として情報提供や子育て相談の機能を担い、適正規模による適正配置や保育サービスの充実などにより、子育てと仕事の両立支援を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
認可保育所定員(短時間利用児除く・4月1日現在) 【①】	人	5,777 (2011年度)	6,000
延長保育実施園数(4月1日現在) 【①】	園	19 (2011年度)	40
改修が必要なバンビーホーム*数(4月1日現在) 【②】	ホーム	23 (2011年度)	15

施策の展開方向

①保育環境の充実

- 多様化する保育ニーズに応えるため、病児保育等の保育サービスの充実を図ります。
- 待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を図るとともに、幼稚園・保育所から認定こども園への転換を促進します。
- 地域の子育て支援として保育所等における情報提供や子育て相談の充実を図ります。
- 保育サービスの充実を図るため、保育士等の資質向上を目的とした研修を計画的に行います。
- 乳幼児の健全育成のため、既設保育所の改修等保育環境及び保育内容の充実を図ります。
- 子育て支援や子どもの家庭環境に配慮等が必要な児童が増加しているため、その支援に努めます。

②児童の健全育成と子育ての支援

- 国の放課後児童クラブガイドラインに則し、児童の健全育成を図るため老朽化・狭あい化したバンビーホームを計画的に改修します。
- 子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応できるように保育内容を充実します。
- 安全・安心な学童保育を実施するため、指導員、学校等との連携の強化を図ります。
- 児童館においては、児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開し、貸館や児童館の自主事業の広報を充実することにより利活用の促進に努めます。



障がい者・児福祉

基本方向④

基本施策に含まれる施策

障がい者・児福祉

【基本施策3-03】

障がい者・児福祉の
充実

【施策3-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

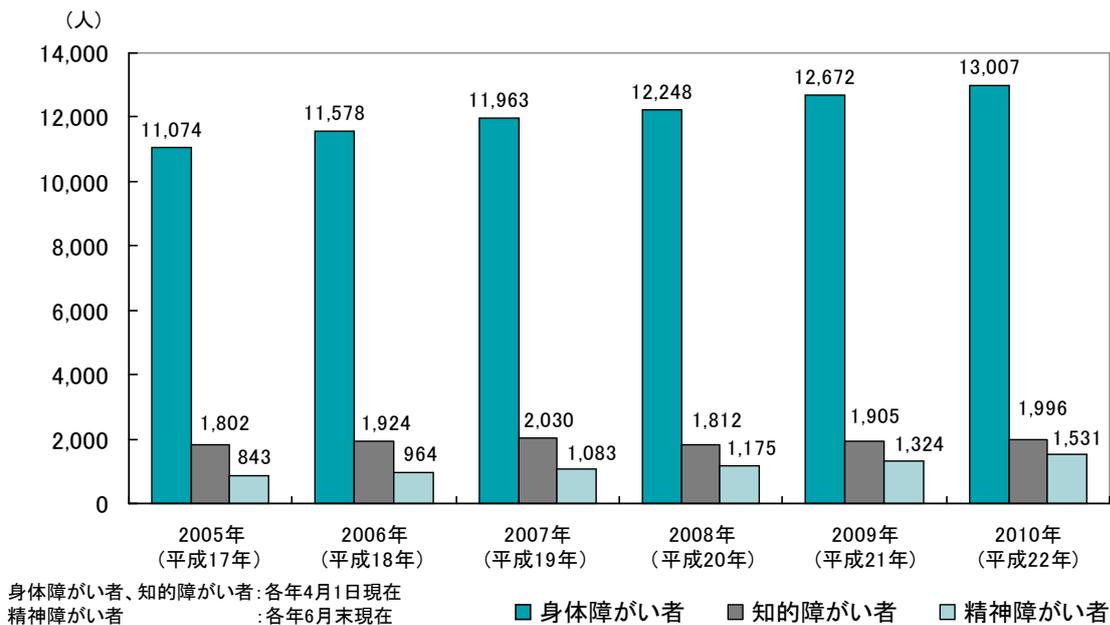
現状

- 本市の障がい者数は、年々増加し、高齢化の傾向にあります。
- 近年の社会情勢や生活環境の変化に伴い、障がい者のニーズも多様化しています。
- 障がい者が安心して生活できる環境を整えるため、バリアフリー化を進めています。その中で、障がい者に対する理解を深めるための交流等にも取り組んでいます。
- 障害者自立支援法に代わる新法の制定が国において進められています。

課題

- 障がい者福祉の推進に当たっては、社会全体の理解と協力を得ながら、障がい者のニーズに応えていく必要があります。
- 障がい者が安心して生活できるまちづくりを、より推進していくことが必要です。
- 障害者自立支援法に代わる新法の制定に向けた、国の動向に注視し、きめ細かな対応が必要です。

【障害者手帳所持者数の推移】



障がい者・児福祉の充実

施策の目標

障がい者福祉サービスの充実を図り、障がい者の社会参加と自立支援を推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
生活介護支給決定率 (括弧内は3月時点の月間実利用者数) 【①】	%	100 (492人) (2010年度)	100 (820人)
移動支援支給決定率(括弧内は年間実利用者数) 【①】	%	100 (673人) (2010年度)	100 (780人)
就労移行支援支給決定率 (括弧内は3月時点の月間実利用者数) 【②】	%	100 (66人) (2010年度)	100 (90人)

施策の展開方向

①障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者が自立した生活を営めるように、生活介護等の支援の充実を図ります。
- 障がい者の自立した日常生活や就労のために、必要な機能や能力向上のための支援の充実を図ります。
- 障がい者の外出支援や日常生活に必要な用具の給付など、地域で自立した生活を営むための支援の充実を図ります。
- 重度の心身障がい者に対し医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。
- 障がい者に関わる保健・福祉・教育・就労支援・住居などの課題の解決を目指し、連携する体制をつくります。
- 発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、相談や療育を行うため、子ども発達支援施設の整備を図るとともに、医療機関や教育機関などと協力して支援の充実に努めます。

②障がい者の社会参加と自立支援

- 障がい者が抱える課題を、市民が自らの問題であると意識できるように、市民啓発、広報等の充実を図ります。
- 障がい者の自立のため、就労に必要な訓練を支援するとともに、関係機関と連携して雇用機会の拡大を図ります。
- 障がい者の社会参加の促進を目指し、スポーツ・文化活動の振興を図ります。
- 障がい者が安心して生活を営めるように、福祉のまちづくりを推進します。

基本施策に含まれる施策

高齢者福祉

【基本施策3-04】

高齢者福祉の充実

【施策3-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

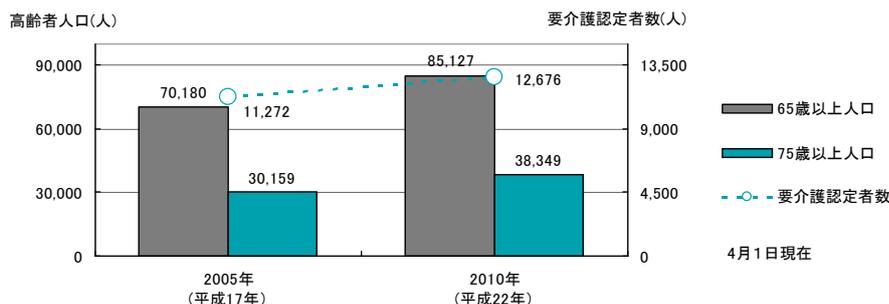
現状

- 70歳以上の高齢者（約61,000人）の積極的な社会参加を支援するとともに、健康の維持増進と生きがいのある生活を送ることができるよう老春手帳優遇措置事業を実施しています。
- 老人福祉センターなどの講座内容の充実を図るとともに、各種相談や健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加の促進を支援しています。
- 65歳以上の高齢者、75歳以上の後期高齢者は急速に増加し、要介護（要支援）認定者数も徐々に増加しています。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備については、2010年度（平成22年度）では特別養護老人ホーム19施設、軽費老人ホーム（ケアハウス[※]）12施設が整備されています。

課題

- 高齢者の増加とともに、寝たきりや認知症高齢者等の要支援高齢者の増加が予測され、介護予防サービスが必要な対象者を早期に把握し、認知症予防など積極的な働きかけを行い、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられる基盤整備など、高齢者施策の拡充を推進する必要があります。
- 世帯構成の変化や一人暮らし高齢者の増加などにより家庭での介護力が低下し、介護が老後の不安要因となっています。高齢者の安心を支える制度として定着させるよう、介護保険制度の普及啓発に努める必要があります。
- 公平、公正な要介護認定を行うことや、介護保険財政の健全な運営を図ることが必要であり、老人福祉計画、介護保険事業計画を、それぞれが連携し、調和を保ったものとして、2012年度（平成24年度）を初年度とする「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定する必要があります。
- 高齢者の一人暮らし・孤独死・所在不明などが社会的に顕在化してきており、これらの実態把握をはじめ相談支援体制の充実を図るため、地域社会と協働することが求められています。

【高齢者数と要介護認定者数】



高齢者福祉の充実

施策の目標

少子高齢化社会をはじめとした社会構造等の変化に対応した高齢者福祉施策を展開し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を市民・地域・行政等が協働し、構築することが重要であり、1994年（平成6年）9月「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨を踏まえ、「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービス施策の充実、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう基盤整備を進め、介護保険制度の円滑な推進を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
介護予防事業（二次予防事業）参加率 【①】	%	16.6（2010年度）	20.0
老人福祉センターの利用者数 【②】	人	164,036（2010年度）	240,000

施策の展開方向

① 高齢者福祉サービスの充実

- 老春手帳、優待乗車証等を交付し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。
- 予防重視型システムへの転換を図り、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業をはじめとする「地域支援事業」の充実を図ります。
- 安心して在宅で暮らすことができるよう、生活支援サービスが包括的、継続的に提供できるような地域での体制づくりやネットワークづくりを推進します。
- 要援護高齢者の状況把握と生活支援に努めるため、民生委員及び地区自主防災・防犯会などと連携します。

② 高齢者福祉施設の整備

- 老人福祉センターにおける高齢者の各種相談、健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加を推進します。
- 在宅生活が困難な高齢者のためのケアハウスや、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護^{*}施設等についても、介護保険事業計画に見合った整備が必要であり、これらの施設整備については民間施設の立地誘導を図ります。

③ 介護保険制度の円滑な推進

- 介護保険制度を円滑に推進するために、介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスを必要とする高齢者が安心してサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいきます。
- 介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全で安定的な財政運営を図ります。

用語解説

^{*}小規模多機能型居宅介護：介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で継続して生活するために必要な支援を行う在宅サービスのひとつです。「通い」を中心に、本人の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせることができます。

基本施策に含まれる施策

医療

【基本施策 3-05】

医療の充実

【施策3-05-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 休日夜間応急診療所において、毎日夜間、休日・土曜日の午後に内科と小児科の診療を実施しています。また、休日歯科応急診療所において、休日に歯科診療を実施しています。
- 休日夜間応急診療所及び市立奈良病院では、施設の老朽化や狭あい化が著しい状況です。
- 市立奈良病院においては、医師・看護師等を確保し、医療機能の充実と救急医療体制の強化を図っています。
- 田原・柳生・月ヶ瀬・都祁診療所を設置し、東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの地域医療の確保に努めています。

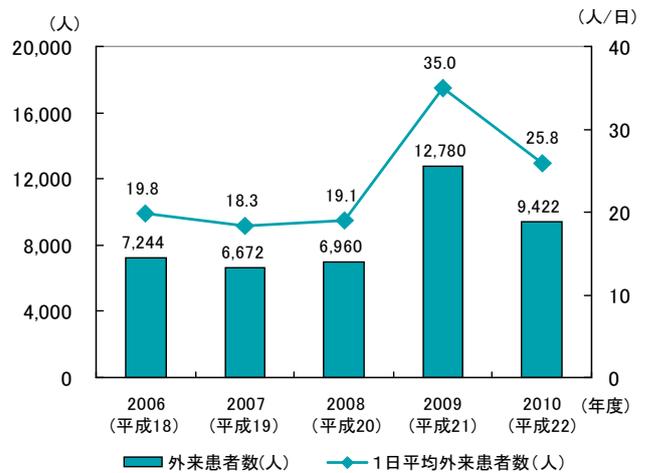
課題

- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消、平日夜間の小児科医の確保が必要です。
- 休日夜間応急診療所の改修及び移設も含めた機能強化の検討が必要です。
- 新病院建設に向けて、ハード面だけでなく、ソフト面も含めた医療体制の充実が必要であり、特に、看護師の確保に努める必要があります。
- 地域医療体制充実のために、病診連携^{※1}、病病連携^{※2}等の地域連携の推進が必要です。

【市立奈良病院の外来患者数推移】



【休日夜間応急診療所の外来患者数推移】



注) 休日夜間応急診療所の2009年度(平成21年度)の患者数の急増は、新型インフルエンザ発生によるものと推測されます。

施策 3-05-01

医療の充実

施策の目標

市民の多様な医療ニーズに対応するために、市立奈良病院の新病院建設事業を推進し、地域医療体制の充実・整備に努めます。また、一次救急医療体制の整備のために、休日夜間応急診療所の施設改修も含めた機能強化を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市立奈良病院の病診・病病連携率(紹介率 ^{※1})【①、②】	%	26.5 (2009年度)	35.0
市立奈良病院の病診・病病連携率(逆紹介率 ^{※2})【①、②】	%	11.0 (2009年度)	15.0

施策の展開方向

①地域医療体制の充実

- 市立奈良病院の各診療科の診療機能を高め、医療サービスの向上に努めます。特に、公立病院としての役割を担うため、救急医療・小児科・産婦人科・がん医療・地域連携等の一層の充実を図ります。
- 市立奈良病院における医師等の医療従事者の維持・確保に努め、医療体制の充実を目指します。特に、看護師については、看護専門学校を設置し、確保に努めます。
- 東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの地域医療の確保のために、各診療所の充実や在宅医療の充実に努めます。

②救急医療体制の充実

- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消及び平日夜間の小児科医の確保を図ります。
- 休日夜間応急診療所の改修及び移設も含めた機能強化を図ります。
- 市立奈良病院の救急医療体制のハード及びソフト面の充実を図ります。
- 市立奈良病院と他の医療機関との連携を進め、市内の救急医療体制の充実に努めます。



市立奈良病院 新病院完成予想図

※1 紹介率：市立奈良病院へ他の医療機関から紹介状により紹介された患者の割合
 ※2 逆紹介率：市立奈良病院から他の病院又は診療所に紹介した患者の割合

基本施策に含まれる施策

保健

【基本施策3-06】

健康づくりの推進

【施策3-06-01】

健康危機管理

【施策3-06-02】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 各種予防接種を実施していますが、新たな感染症の発生に伴い、予防接種の要望が高まっています。
- 妊婦の健康や出産後の子どもの発達・発育に悩みを抱える保護者に対する支援が求められています。
- 運動不足やアンバランスな食生活、飲酒、喫煙など生活習慣に起因した疾病が増加しています。
- がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、各種がん検診等を実施しています。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、エイズ等感染症や食中毒の発生や近年の新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生により、市民の生命や健康が脅かされ、健康危機に対する市民の不安が高まっており、行政へのニーズも多様化しています。
- 食品流通の広域化・国際化の中で、食の安全・安心に対する市民の意識が非常に高まっています。

課題

- 感染症対策の新たな取組として、今後、実施する予防接種について、円滑な推進が求められています。
- 妊娠中及び出産後の母子に対する支援の充実と、各種検診等による疾病の早期発見が必要です。
- ライフステージに応じた健康づくりの支援と、一人ひとりが生活習慣の改善を行うことが求められています。
- がん検診については、受診率の向上を目指した啓発や検診の精度管理の充実が必要です。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、エイズ等の感染症や食中毒の予防に関する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、健康危機管理の拠点として新たな感染症に対しても健康被害の発生予防はもとより、拡大防止のために関係機関との連携体制を強化する必要があります。
- 一般消費者と食品事業者が共に食の安全に対する意識を高めていくことができる啓発・指導活動を押し進める必要があります。

施策 3-06-01

健康づくりの推進

施策の目標

ライフステージに応じた疾病予防と健康増進を図り、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
4か月児健康診査受診率 【①】	%	96.9 (2010年度)	98.0
大腸がん検診受診率 【②】	%	25.4 (2010年度)	50.0

施策の展開方向

①母子保健事業の推進

- 予防接種事業の一層の充実を図るとともに、新たな予防接種についても対応を強化し、感染症の予防に努めます。
- 妊娠中からの母体と胎児の健康の保持増進や乳幼児の心身の安らかな発達の促進と保護者の育児不安の軽減を図るため、各種健診や健康教室・相談の充実を図ります。
- 乳幼児健診を活用して子どもを育てる人のケアと支援を図ります。

②成人保健事業の推進

- 運動習慣づくりや食生活改善、禁煙指導等の健康教育・健康相談など身近な保健サービスを提供し、一人ひとりの健康づくりを支援するほか、市民・民間・行政が一体となって健康づくりに取り組む体制づくりを行います。
- がん検診等の受診率向上を目指し、個別検診化等の受診しやすい体制づくりや、がん予防の知識普及を行います。また、がんをはじめとするあらゆる健康被害の原因となる喫煙・受動喫煙防止の取組を推進します。



妊産婦・乳幼児健康相談



健康ナビ★出前講座

健康危機管理

施策の目標

保健所機能を強化することにより健康危機発生の未然防止に努めるとともに、有事に備えた健康危機管理体制を整備し、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
結核新登録患者罹患率（人口10万対）【②】	—	16.6（2010年）	15.0
食品関係営業施設監視件数【③】	件	3,975（2010年度）	4,000

施策の展開方向

①健康危機管理体制の充実

- 所内体制を整備し、関係機関との連携体制の確立を図ります。
- 医療機関、薬品等取扱店舗への立入検査等の指導業務を計画的に行います。
- 機器の整備を図るとともに、迅速かつ的確な検査体制の構築に努めます。

②疾病対策の充実

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備えて、健康危機管理体制の整備を図ります。
- 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、エイズ等感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発に努めるとともに、人権に配慮した検査・相談体制の充実を図ります。
- 医療が必要な精神疾患患者を速やかに医療につなぐとともに、再発を防止するための活動を実施します。
- 難病をもつ人やその家族が安心して療養できるように、医療体制の充実・レスパイト入院*施設の確保等に努めます。

③食の安全確保

- 食品事業者がその責務を果たし、安全な食品を供給しているかを確認します。
- 奈良市食品衛生監視指導計画に沿って事業を展開します。
- 「まちかどトーク」や各種PR活動を行い、食の安全等意識向上の啓発活動に取り組みます。

④保健・医療・福祉の連携の強化と設備の充実

- 健康危機管理の拠点として危機に迅速に対応し、市民の多様化するニーズに応えるため、保健・医療・福祉の連携の強化と設備の充実を図ります。



第4章

生活環境

誰もが生涯にわたって安全・安心を実感し、快適な環境で暮らし続けるための施策を示します。

- 4-01 危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)
- 4-02 環境保全
- 4-03 生活・環境衛生
- 4-04 廃棄物処理



基本施策 4-01

危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)

関係する基本方向

- 基本方向③
- 基本方向④
- 基本方向⑤
- 基本方向⑥

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)
【基本施策4-01】

総合的な危機管理 【施策4-01-01】

消防・救急救助体制の充実 【施策4-01-02】

交通安全の確保 【施策4-01-03】

防犯力の充実 【施策4-01-04】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 大規模な自然災害や武力攻撃事態等から市民の生命や財産を守るため、地域防災計画及び国民保護計画を見直し、情報収集・伝達システムの充実を図っています。
- 本市には、歴史的町並みを形成する木造建築物を含め耐震基準を満たしていない建築物が数多く残されています。
- 災害の複雑多様化、大規模化、広範囲化により増え続ける消防ニーズへの対応が求められています。
- 事業所等で勤務する消防団員の増加により、昼間（勤務時間帯）における防災活動の機動力の低下が懸念されています。
- 高齢化等により、救急件数が増加傾向にあります。また、救急救助業務が多様化・高度化しています。
- 交通事故は減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高まっています。
- 放置自転車対策を実施していますが、その効果が現れていない区域があります。
- 防犯意識の普及及び高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪を未然に防ぐため、自主防犯活動の実施により啓発を推進しています。

課題

- 災害による被害を最小限にとどめるには、平時からの防災に対する備えや、防災意識の高揚が重要であり、自主防災組織の結成や支援を進める必要があります。
- 市民や建物所有者の自主的な耐震化への取組に行政が支援することを基本としていますが、耐震化に向けた取組を推進していく必要があります。
- 安心できる生活のために、より迅速な消防・救急体制の実施が望まれます。
- 「消防力の整備指針^{*}」等に基づき消防職員の体制整備と資質の向上に努めるとともに、消防施設等の計画的な整備、充実を図る必要があります。
- 消防団員の防災活動の機動力を高めるため、事業所等との協力体制の強化を図る必要があります。
- 救急医療の高度化が求められる中で、市民が安心して暮らせる医療体制等の構築のため、救急業務における消防機関と医療機関の連携等に向けた環境整備を図る必要があります。
- 高齢者に対する交通安全思想を普及していく必要があります。
- 新たな放置自転車対策の実施が必要になります。
- 防犯に対する考えには個人差があり、意識改革や防犯活動の持続性が重要です。

用語解説

^{*}消防力の整備指針：消防庁告示として、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示した指針

総合的な危機管理

施策の目標

東日本大震災の発生を受け、地震、風水害などの災害に強い都市基盤の整備、災害発生時の対策体制の整備・強化、市民の防災及び災害発生時対応等の意識や関心の高揚に努め、被害を最小限に抑制し迅速な復興を目指す総合的な危機管理体制の整備促進を図ります。

地震による人的被害の減少に向け、住宅・特定建築物^{*}の耐震性の強化を進め、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
住宅の耐震化率 【①】	%	75.1 (2007年度)	90.0
特定建築物の耐震化率 【①】	%	80.5 (2007年度)	90.0
自主防災組織結成率 【②】	%	97.9 (2010年度)	100.0

施策の展開方向

①災害に強い都市基盤の整備

- 既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修並びに既存特定建築物の耐震診断の普及を通じて市民意識の向上を図り、建築物の耐震化を促進します。
- 急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所の改修などを関係機関と共に推進します。

②防災意識の高揚

- 各種広報媒体を通じた広報・啓発活動や学校・地域・防災センター等の連携強化、防災講演会・防災訓練の開催などにより、防災に関する知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の結成率向上、子育て世代の加入促進など組織強化への支援、防災士の育成支援等、組織体制の充実・活性化に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 各地域における防災マップの作成や避難場所の周知、親子・家族で参加できる防災訓練等、学校・地域が一体となった自主防災活動への支援を行います。

③地域防災体制の充実

- 地域防災計画の充実を図るとともに、災害発生時の対応として、庁内災害対策組織を整備し、支援体制の強化を進めます。
- 同報系防災行政無線等の整備を図り、迅速かつ的確な情報収集及び情報伝達に努めます。
- 災害時、要援護者への適切な救援保護を図るため、地域の自主防災組織及び関係機関の要援護者状況把握の支援に努めます。
- 救援・復旧活動において、地域の自主防災組織、市民ボランティア、NPO団体、インフラ関連企業等との連携を強化し、即応性のある災害対策体制づくりを推進します。
- 食糧、毛布、簡易トイレなど備蓄物資の充実と適正な備蓄体制の整備を図るとともに、流通備蓄協定の促進や他都市との災害時応援協定などの連携強化を図ります。

④国民保護体制の整備

- 武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守るため、奈良市国民保護計画に基づき、啓発・支援体制の充実を図ります。

施策 4-01-02

消防・救急救助体制の充実

施策の目標

複雑多様化する災害に適切に対応するため、災害に即応できる警防・救助体制、急速な高齢化などに対応できる救急体制その他テロ災害も含め、想定しうる災害に対応できる体制の整備をはじめ大規模災害発生時などにも対応可能な消防力の総合的な向上を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
年間出火率（人口1万人当たりの出火件数）【①】	件	3.5（2000年～2010年の平均値）	3.0
現場到着時間【①】	分・秒	7分42秒（2010年）	7分00秒
救命率 ^{*1} 【②】	%	7.6（2006年～2010年の平均値）	10.5

施策の展開方向

①消防体制の充実

- 適正な職員数の確保により、指揮隊^{*2}の設置等消防体制の整備を図ります。
- 老朽化した西消防署を建て替えます。
- 消防団が自主的に行う事業を推進し、消防団の活性化と地域防災力の強化を図ります。
- 消防団協力事業所表示制度等を導入し、消防団体制の充実を図ります。
- 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化に関する整備を実施します。
- 119番通報から現場到着までの時間を短縮します。
- 一般家庭防火訪問（住宅用火災警報器の普及促進と出火防止対策）の実施等防火対策の推進と、自力避難困難者収容施設^{*3}への査察^{*4}体制の強化を図ります。
- 各種災害に対する資器材及び装備の充実を図ります。
- 現場活動上の安全管理の確保及び円滑、効果的な消防活動遂行のための体制づくりを図ります。
- 消防広域化に対しては、奈良県消防広域化協議会の動向を踏まえながら検討を進めます。

②救急救助体制の充実

- ドクターカーの運用及び救急ワークステーション^{*5}を設立します。
- 高度な救助技術に関する知識、技術を兼ね備えた隊員の育成を図ります。
- 東海・東南海・南海地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊や国際緊急援助に即応できる体制維持を図ります。
- 計画的な救急救命士の養成を図ります。

用語解説

- *1 救命率：救急隊が搬送した心臓か呼吸が止まった方のうち、心臓に原因があると考えられる症例で、心臓か呼吸が止まる状況を一般市民により目撃された症例の1か月後の生存率
- *2 指揮隊：災害現場において、情報収集や消防隊の統制などの指揮活動を行う部隊
- *3 自力避難困難者収容施設：病院又は養護老人ホーム、グループホーム等の社会福祉施設
- *4 査察：施設等が消防法令の定める防火基準を守っているか調べること。
- *5 救急ワークステーション：医療機関と消防機関が連携し、救命率向上を目的としたドクターカーの運用と、医師等の協力を得ながら、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした教育等と様々な研修を行うための拠点施設

交通安全の確保

施策の目標

交通安全施設の整備、交通安全教育の推進、安全運転意識の向上など人命を大切にす交通安全対策の充実を図るとともに、駅前的美観や交通安全上の障害となる放置自転車対策に取り組み、道路利用者にとって安全で快適な交通環境の確保に努めることにより、交通事故のない安全で快適に暮らせるまちを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
交通安全教室参加数 【①】	人	11,725 (2010年度)	14,000
歩道の整備延長 【②】	km	26.57 (2010年度)	28.89
街路灯数 【④】	灯	43,202 (2010年度)	45,000

施策の展開方向

①交通安全意識の啓発

- 交通安全教育を推進し、交通安全の意識の向上を図るため、正しい交通ルールとマナーの習得・実践を目指して、幼児から高齢者に至るまでを対象に、交通安全教室を実施します。
- 交通対策協議会と連携し、交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通安全指導員により、市民に対して交通安全思想の啓発及び正しい交通道德の確立を図ります。

②交通安全施設の整備

- 交通事故を未然に防ぐために、交通安全啓発標識の設置及び路面標示事業を推進します。
- 歩道、防護柵等を設置するなど安全施設の充実及び通園、通学路の整備を推進します。
- 交差点等危険な場所には、関係機関と調整して安全対策を講じます。

③放置自転車対策

- 自転車利用者の利便性を高め、道路交通の安全と円滑化を図るため、民間活力を利用し、駅周辺に自転車駐車を充実させます。
- 駅周辺の放置自転車の撤去を強化することにより、道路交通の安全と円滑化を図ります。

④街路灯の整備

- 街路灯の増設及び照度アップにより、道路利用者が安全・安心して通行できる環境づくりに努めます。

施策 4-01-04

防犯力の充実

施策の目標

奈良市安全安心まちづくり条例により、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにしています。奈良市安全安心まちづくり基本計画での「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」「見通しの確保といった環境の整備」の3つの柱を基に防犯意識の高揚を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
奈良市防犯教室 【①】	回	17 (2010年度)	24
「子ども安全の日の集い」参加人数 【①】	人	170 (2010年度)	300

施策の展開方向

①防犯意識の啓発

- 防犯意識を高揚させるため、防犯教室・防犯講演会を実施します。
- 奈良市安全安心まちづくり基本計画に基づき啓発を推進します。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの特性を生かして連携します。
- 不審者情報や、警察からの犯罪発生情報を、メールで配信します。

②地域防犯活動の促進

- 市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯体制の充実を図るため、相談支援を実施します。
- 防犯パトロールを強化することにより、地域の安全安心まちづくりの推進を図ります。

③地域の防犯力の強化

- 防犯意識の普及及び防犯施策を推進することにより、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会を推進します。
- 暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談及び不当な行為の防止並びに被害の救済を図ります。



青色防犯パトロール



防犯講演会

基本施策に含まれる施策

環境保全

【基本施策4-02】

環境にやさしい社会
の構築

【施策4-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

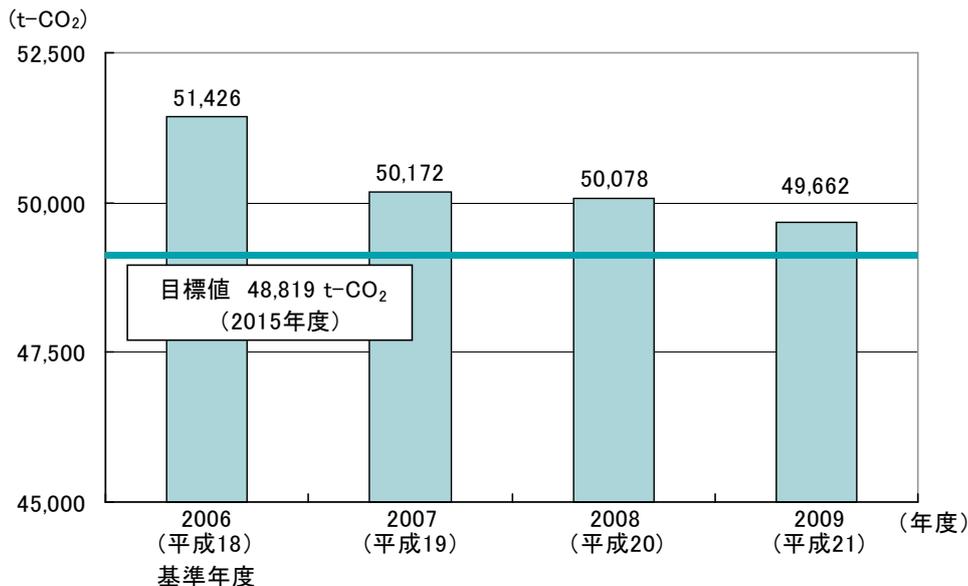
現状

- 地球温暖化やオゾン層破壊などの環境問題が地球規模で広がりを見せるとともに、将来世代へも影響を及ぼすことが懸念されています。
- 事業に伴う公害に加えて、日常生活に起因する悪臭や近隣騒音などの都市・生活型公害*が増加傾向にあります。

課題

- 一人ひとりが環境について学び、自ら考え、ライフスタイルを見直すことによって、環境に配慮した行動を実践することが求められます。
- 市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働して、環境への負荷の少ない社会を構築する必要があります。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進する必要があります。

【市の事務・事業における温室効果ガス排出量】



環境にやさしい社会の構築

施策の目標

一人ひとりが高い環境保全意識をもち、環境に配慮した行動を実践するとともに、あらゆる主体の協働により環境への負荷の少ない社会を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市の事務・事業における温室効果ガス排出量 【②】	t-CO ₂	49,662 (2009年度)	48,819
環境基準達成度 【③】	%	96 (2009年度)	100

施策の展開方向

①環境保全行動の推進

- 市民、事業者、観光客等への啓発を行うことにより、環境への意識を高め、環境保全行動の実践につなげます。
- 子どもから大人までそれぞれの発達段階に応じた環境教育を推進することにより、一人ひとりが自発的に気付き、学び、行動する心を育成します。
- 環境に関する様々な情報を積極的に発信し、情報の共有化を図ります。

②地球温暖化対策の推進

- 市の事務・事業に関し、温室効果ガスの削減に向けた「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第2次）」に取り組むとともに、市域全体の実行計画を策定し、市民、事業者等との連携により温室効果ガス排出抑制に取り組みます。
- 温室効果ガス削減のために、省エネルギーの促進や太陽光など新エネルギーの導入促進について、家庭や事業所等への啓発活動を推進します。
- 低公害車の普及促進を図るとともに、アイドリング・ストップを推進します。
- 奈良市地球温暖化対策地域協議会^{※1}等を通じ、市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働し、エコバッグの普及等3R^{※2}の推進や公共交通機関の利用促進及び環境家計簿^{※3}による省エネの実践など温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進に取り組みます。

③監視・調査体制の整備

- 大気、水質、騒音等環境の常時監視や事業場の立入り等により、公害の未然防止に努めます。
- 新たな環境基準や規制基準など監視・調査項目の増加などに備え、行政組織、検査部門を含めた監視・調査の体制整備に努めます。
- 関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

用語解説

※1 奈良市地球温暖化対策地域協議会：市民、事業者、行政等が、環境も経済も持続可能な社会を目指し、対等な立場で協議・活動する組織で、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき、2008年（平成20年）10月26日に設立された。

※2 3R：ごみの発生・排出を減らす3つの手法。Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（リサイクル）の3つの頭文字を取って3Rと呼びます。

※3 環境家計簿：日々の生活の中で、環境に負荷を与える行動や出来事を家計簿のように記録し、家庭における環境負荷を把握するもの

基本施策に含まれる施策

生活・環境衛生

【基本施策4-03】

環境美化の推進

【施策4-03-01】

生活・環境衛生の
向上と増進

【施策4-03-02】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 市内各地でボランティアによる美化活動が行われています。
- 人が多く集まる駅前広場や大通りでは、空き缶やたばこの吸い殻などポイ捨てによる散乱ごみが見受けられ、まちの美化促進の妨げになっています。
- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置したことにより、その場所での不法投棄は減少しています。
- 日常生活に密着する環境衛生関係施設[※]の適正な衛生水準の確保を望む市民の意識が高まっています。
- 昨今のペットブームの中、飼い主による無責任な飼い方や迷惑行為が多発しています。
- 現火葬場は、1982年（昭和57年）に全面改修し、その後、部分改修を重ねましたが、火葬炉設備や施設は長期稼働に伴う経年劣化が進んでいる状況です。
- 近年の高齢化等の要因により、年々火葬件数が増加しています。また、核家族化等により墓地需要の増大も予想されます。

課題

- 美化活動を行う団体の要望を把握し、支援内容の見直しを図っていく必要があります。
- ポイ捨てによるごみの散乱を防止し、国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める必要があります。
- まちの美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、指定された場所以外での喫煙を防止し、マナーの遵守を周知徹底する必要があります。
- 不法投棄多発地域の把握及び周囲の条件を踏まえた警告センサーの設置場所の選択が必要です。
- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導が必要です。
- 動物の愛護及び飼い犬・飼いねこの正しい飼い方を普及啓発する必要があります。
- 新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。

施策 4-03-01

環境美化の推進

施策の目標

国際文化観光都市としてふさわしい、清潔で安心・快適な緑あふれる美しいまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
アダプトプログラム*推進事業 活動団体数 【①】	団体	44 (2010年度)	75
美化促進重点地域における路上のごみの回収量 【②】	kg	2,496.1 (2010年度)	2,170.0
不法投棄警告センサー設置箇所数 【③】	箇所	17 (2010年度)	22

施策の展開方向

①環境美化活動の推進

- アダプトプログラム推進事業を実施し、地域のボランティアによる道路、河川等の公共施設の美化活動を支援します。

②ポイ捨て・路上喫煙の防止

- 美化促進重点地域において清掃・巡回・啓発を行い、市民、観光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るとともに、ポイ捨てしにくい環境づくりを推進します。
- 路上喫煙禁止地域において巡回・指導を行うことにより、喫煙のマナーやモラル意識の向上を図ります。

③不法投棄の規制強化

- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置します。
- 不法投棄防止のための啓発やパトロールによる監視体制を強化します。



クリーン・ポイ捨て防止キャンペーン



美化促進重点地域の清掃

用語
解説

*アダプトプログラム：里親制度と訳され、地域の公共スペースを養子に見立て、市民が里親になって美化活動を行い、見守る制度

生活・環境衛生の向上と増進

施策の目標

日常生活に密接に関係のある理・美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するとともに、人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進に努めます。また、市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）、墓地等の施設整備に努めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
環境衛生関係施設監視件数 【①】	件	237 (2010年度)	300
狂犬病予防注射数 【②】	頭	10,617 (2010年度)	11,000

施策の展開方向

①環境衛生関係施設の衛生確保

- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するために、監視指導の充実を図ります。

②人と動物が共に暮らせるまちづくりの推進

- 動物の愛護精神に基づき、正しい飼い方の普及啓発に努めます。
- 動物管理施設*の適正管理を図り、犬の適切な譲渡に努めます。
- 人と動物の共通感染症の予防に努めます。

③斎苑（火葬場）・墓地の整備

- 現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を、新市建設計画に基づき整備します。
- 核家族化等により多様化している市民のニーズに合った墓地の新設を検討します。

基本施策 4-04

廃棄物処理

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略
重点戦略2

基本施策に含まれる施策

廃棄物処理

【基本施策4-04】

一般廃棄物の処理

【施策4-04-01】

産業廃棄物の処理

【施策4-04-02】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 広報、イベント等 3 R 施策の推進について、多面的な啓発活動を展開し、ごみ減量とリサイクルを推進しています。
- 環境保全及び防災対策に配慮した処分場及び附帯施設の整備により、安定した一般廃棄物最終処分を行っています。
- 新しいごみ焼却施設の整備に向け、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会において、移転候補地の選定及び循環型社会形成を推進するための施設整備のあり方について、協議・検討を進めています。
- し尿処理施設の適正管理に努めるとともに、し尿処理工程から発生する汚泥と生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化と堆肥へのリサイクルを推進しています。
- 産業廃棄物の発生量は、増加傾向にあります。
- 産業廃棄物の不適正処理件数は、横ばい傾向にあります。
- 建築物の解体工事における分別解体と特定建設資材の再資源化の実施を図っています。

課題

- 多様化するごみ・再生資源の分別を徹底し、適正な処理体制を整備し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進します。
- ごみ焼却灰等の埋立処理を行う奈良阪清美事業は埋立可能量が少なくなっており、安定的継続的な埋立容量を確保するために、緊急時最終処分場の整備を推進する必要があります。また、南部土地改良清美事業については、計画的な埋立てを進めコスト削減に努める必要があります。
- クリーンセンターの建設に向けて、候補地周辺住民の方々との合意形成を図るとともに、全体事業費の縮減に向け、施設規模・内容・コストなどの面から検討する必要があります。
- し尿等搬入量の減少による汚泥の減少が堆肥の安定した供給に影響を及ぼし、生ごみの増量調達等の対策の検討が必要となっています。
- ごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る必要があります。
- 巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視強化が必要となっています。
- 建築物の解体工事以外の建設工事などにおける特定建設資材の再資源化の徹底を図る必要があります。

一般廃棄物の処理

施策の目標

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保される循環型社会の形成を推進するとともに、循環型社会に対応した施設整備を推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
家庭系ごみ排出量 【①】	t	60,843 (2010年度)	注記)
事業系ごみ排出量 【①】	t	44,175 (2010年度)	注記)

注記) 奈良市清掃業務審議会において審議中であり、目標値が決定時点で所定の手続を経て公表させていただきます。

施策の展開方向

①ごみ減量・リサイクルの促進

- 3 R 施策、啓発活動等を推進するとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが循環型社会の形成に向け、相互に連携・協働してその役割分担を果たし、ごみ減量とリサイクルを推進します。

②ごみの適正処理

- 環境に配慮し、循環型社会に対応した施設整備を推進します。
- 循環型社会形成を推進するため、環境にやさしく、安全で安心な施設として、また、エネルギーの回収と有効利用のための技術を積極的に導入した、新しいごみ焼却施設及びリサイクルセンター等の中間処理施設を整備します。
- 一般廃棄物の処理については、収集業務の効率化による市民サービスの向上と、中間処理施設（ごみ焼却施設等）や最終処分場（ごみ焼却灰の埋立地）における計画的かつ適正管理による処理コスト等の削減に努めます。

③し尿の適正処理

- 堆肥リサイクルを促進することにより、し尿汚泥及び生ごみの減量を図り、循環型社会の形成を推進します。



ならクリーンフェスタ（環境清美センター）

産業廃棄物の処理

施策の目標

産業廃棄物の発生抑制と適正な処理の推進を図るとともに、巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視パトロールを強化します。また、建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールの充実に努め、分別解体と特定建設資材の再資源化の徹底を図ります。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
産業廃棄物の最終処分率 ^{*1} 【①】	%	0.7 (2009年度)	0.5
不適正処理（不法投棄、野外焼却等）件数のパトロール総箇所数に対する割合 【②】	%	4 (2010年度)	3

施策の展開方向

①産業廃棄物の発生抑制

- 多量排出事業者に対して処理計画の作成及び実施状況報告を求め、廃棄物の減量化等を図ります。
- 建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールを実施し、特定建設資材の再資源化を更に進めることにより、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

②産業廃棄物の適正な処理

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度^{*2}及び委託処理の適正化指導を行います。
- 不法投棄や野外焼却等の廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正のため、パトロールを実施します。
- 排出事業所や処理施設への立入検査により、適正処理の徹底を図ります。
- 使用済自動車の適正処理の推進を図ります。

用語解説

- ※1 産業廃棄物の最終処分率：産業廃棄物多量排出事業者による産業廃棄物の埋立最終処分量の発生量に対する割合
 ※2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に委託した処理の流れを自ら把握し、不法投棄を防止する等の適正な処理を確保することを目的とした制度



第5章

都市基盤

歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を生かし、将来にわたって都市と自然が調和した住みよいまちづくりを進めるための施策を示します。

- 5-01 土地利用
- 5-02 景観
- 5-03 交通体系
- 5-04 道路
- 5-05 市街地整備
- 5-06 公園・緑地
- 5-07 居住環境
- 5-08 上水道
- 5-09 簡易水道
- 5-10 下水道
- 5-11 河川・水路



基本施策 5-01

土地利用

関係する基本方向

- 基本方向①
- 基本方向③
- 基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

土地利用

【基本施策5-01】

計画的な土地利用
の推進

【施策5-01-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 本市のもつ歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区等の指定を行い、計画的な土地利用の誘導を図っています。
また、良好な住宅地として環境を保全する地区等に地区計画制度を導入しています。
- 公図と現況の差異など、基本となる地籍が明確化されていない土地が多数あります。
- 住所の整備が必要な区域がまだ多く残っています。

課題

- 社会経済情勢やライフスタイル等の変化に対応した土地の有効利用を図る必要があります。
- 今後とも良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進するとともに、地区の特性に応じたまちづくりを図るため地区計画制度を活用していく必要があります。
- 低炭素・循環型社会を前提としたコンパクトシティ^{*}への転換が求められており、都市計画の基本的な方向、整備方針などを総合的に定めた「奈良市都市計画マスタープラン」を見直していく必要があります。
- 土地の利用や取引、公共事業の円滑化を図るためには、地籍の明確化は必要であり、地籍調査事業の早期完了が求められています。
- 住所に係る諸問題の解消により市民生活の向上を図るため、引き続き住居表示及び町界町名整備を推進していく必要があります。



菖蒲池駅周辺

用語解説

※コンパクトシティ：住まい、職場、学校、病院など様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集約することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち

計画的な土地利用の推進

施策の目標

歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、土地利用に一定の秩序をもたせ、計画的な土地利用を図ることで、地域の実情に即した健全な都市の発展を目指します。

また、地籍の明確化により、適正な土地利用が促進され、地域の特性に応じた健全なまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
地区計画を定めている地区数 【①】	地区	27 (2010年度)	46
地籍調査事業の進捗率（都祁地域） 【②】	%	52.7 (2010年度)	67.0
住居表示実施町数 【③】	町	230 (2010年度)	239

施策の展開方向

①秩序ある土地利用の促進

●区域区分*等の見直し

社会経済情勢、ライフスタイル等の変化に対応するためやコンパクトシティへの転換を目指し、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区などの指定の見直しを検討します。

●地区計画制度の活用

良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進します。市街化区域では、相当規模の宅地開発事業、土地区画整理事業等が行われる地区について、基盤施設の整備や生活環境を保全するため、また、市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化や市街化区域隣接地、幹線道路沿道及び鉄道駅周辺等における土地利用の秩序を図るために、同制度を活用します。

●まちづくり支援制度の活用

市民がより良い地域づくりを目指し、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、支援を行い、市民参加のまちづくりを推進します。

②地籍調査の推進

●地籍調査を現在継続中の都祁地域にあつては、早期事業完了を目指し、計画的に調査を実施します。

●地籍調査を完了している月ヶ瀬地域にあつては、成果の利活用促進と適正な管理に努めます。

●都市部（人口集中地区）にあつては、事業着手に向けた検討を進めます。

③住居表示及び町界町名の整備

●住所の整備の必要性が高い区域から順次住居表示及び町界町名整備を進めていきます。

基本施策 5-02

景観

関係する基本方向

- 基本方向①
- 基本方向②
- 基本方向③
- 基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 2

基本施策に含まれる施策

景観

【基本施策5-02】

奈良らしい景観の
形成

【施策5-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- ライフスタイルの変化により伝統的様式の建造物等が減少し、歴史的な町並みの魅力が低下しています。
- 豊かな自然景観が多く残っていますが、町並みや風景に調和しない建築物、屋外広告物、電線類が阻害要因となっています。
- 都市化により自然景観の要素となる樹林地や田園風景が失われつつあります。
- 市民の景観に対する関心が高まりつつありますが、官民が連携した景観づくりのための組織づくりが遅れています。

課題

- 歴史的景観や文化的景観を大切に守り、町並みや建造物を保全する必要があります。
- 地域の個性を活用した魅力的なまちづくりの推進を図る必要があります。
- 1300年の時を超えた歴史的風土と自然景観を保全する必要があります。
- 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりが求められています。



大池から大和青垣への眺め



歴史的なまち（奈良町）



伝統的な祭り（おん祭り）



市民との協働によるまちづくり

奈良らしい景観の形成

施策の目標

豊かな自然・歴史・文化を基盤に古都として風格ある景観が、形づくられ、守られてきました。それらの歴史的遺産等を後世に伝え、愛着と親しみと誇りのもてる、魅力ある奈良らしい景観づくりを市民と共に目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
景観まちづくりに関する参加団体 ^{※1} 数 【④】	団体	19 (2010年度)	50

施策の展開方向

①歴史と文化を活用したまちづくり

- 奈良町など歴史的な町並みや伝統的様式の建造物等を保全するとともに、魅力あるまちを創造します。
- 歴史、文化、伝統産業等を活用した未来への持続可能な景観づくりを進めます。
- 文化観光資源の保全と活用を図る取組を進め、国際文化観光都市として魅力の向上を図ります。

②地域の景観特性に即した景観づくり

- 景観計画^{※2}に基づき、良好な景観形成を図っていくとともに、優れた風景を後世に伝えるための方策を検討します。
- 周辺の景観と調和した屋外広告物等の規制誘導を図ります。
- 景観の阻害要因となる電線類については、無電柱化等を推進します。

③自然環境の保全育成

- 歴史的風土の保存、風致地区の保全育成など自然環境を保全します。
- 樹木の保存と緑化のために、保存樹指定等の既存樹木の保全制度を推進します。
- 都市と自然や田園風景が調和したまちづくりを進めます。

④協働による景観まちづくり

- 市民の景観意識を醸成するための施策を展開します。
- 景観まちづくり市民組織の結成、育成を支援するとともに、各組織のネットワーク化を図ります。
- 地域の貴重な景観資源を発掘し、それを市民一人ひとりが活用できる景観施策を推進します。

用語解説

※1 景観まちづくりに関する参加団体：違反広告物を撤去するボランティア（古都奈良・美守り隊）等の景観に関する市民団体で、市に登録等された団体

※2 景観計画：景観法（2004年（平成16年）に制定された景観に関する総合的な法律）に基づき、良好な景観形成を図るため、対象区域、景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物、樹木の指定方針等を定める計画

基本施策 5-03

交通体系

関係する基本方向

基本方向②
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 3

基本施策に含まれる施策

交通体系

【基本施策5-03】

交通利便性の向上

【施策5-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 観光シーズンの休日に、市役所の駐車場を利用してパークアンドライドを実施しています。
- 市街地内では慢性的な交通渋滞が発生し、観光シーズンには特に、奈良公園に集中する車両で渋滞が多く発生しています。
- 生活路線バスは、合併時の地元要望として旧2村と旧奈良市を結ぶ新市としての交流を促進するため運行しています。
- 都祁地域では、住民福祉の向上のため、コミュニティバスを運行しています。
- 近鉄奈良駅周辺は、1970年（昭和45年）近鉄奈良線の地下化が図られ、また、JR奈良駅周辺では1998年（平成10年）からJR線の連続立体交差事業を進めています。しかし、本市には鉄道と道路が平面交差する箇所も多くあり、特に、近鉄大和西大寺駅付近においては踏切により交通が遮断され、周辺道路では交通渋滞が発生しています。

課題

- 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの利用者の一層の増加に努める必要があります。
- 生活路線バスは、月ヶ瀬・都祁両地域の特性から必要な路線であり、継続のための関係機関との調整が必要です。
- 鉄道と道路の平面交差は、交通の円滑化、安全性の確保及び地区の一体化を図る上での弊害となり、良好な市街地形成の阻害要因となっているため、近鉄大和西大寺駅付近では、その対策が望まれています。



パークアンドライド

交通利便性の向上

施策の目標

交通は、市民生活における諸活動の基礎であることから、移動の快適性、交通の質の向上、他の交通手段への乗換えを容易にするなどの施策によって、安全性を確保するとともに、交通の質を向上させることを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
パークアンドライド駐車台数 【①】	台	1,326 (2010年度)	3,000
パークアンドサイクルライドの利用者数 【①】	台	2,006 (2010年度)	2,800

施策の展開方向

①交通渋滞の緩和

●パークアンドライド事業の推進

奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するために、観光客に市役所駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライドを実施します。

●環境にやさしい自転車利用を推進します。

●世界遺産が集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。

●連続立体交差事業の推進

J R奈良駅付近では、周辺地区の市街地整備事業と併せて計画したJ R奈良駅周辺連続立体交差事業による鉄道高架化も完了し、残る連立関連事業の整備について完成を目指して推進していきます。

②高速交通体系の整備

●リニア中央新幹線の停車駅を本市に設置するよう、他の自治体と連携して関係機関に対して誘致活動を継続して実施していきます。

③鉄道の利便性向上

●鉄道輸送力増強事業の推進

本市につながる関西本線の複線電化とJ R奈良線の複線化を実現するよう、関係市町村と連携してJ R西日本に働きかけます。

●主要駅の交通結節点機能の強化

近鉄大和西大寺駅周辺では、駅周辺における交通渋滞の緩和や、乗換の利便性の向上、歩行者空間のバリアフリー化など交通環境の改善と、鉄道による地域の南北分断を解消する手法についての検討、整備を行い、菖蒲池駅では、歩行者空間のバリアフリー化を行います。

④地域公共交通の充実

●月ヶ瀬地域では生活路線バスを、都祁地域では生活路線バス、コミュニティバスを継続運行します。その他の公共交通空白地域では、コミュニティバス等の必要性を検討します。

基本施策 5-04

道路

関係する基本方向

基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

道路

【基本施策5-04】

道路整備の推進

【施策5-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 人口減少、少子高齢化社会等の社会情勢の変化により、将来、自動車交通量が減少すると推計され、コンパクトなまちづくりへの転換期を迎えています。
- 本市の都市計画道路の整備率は依然低い水準にあることから、市街地への交通集中における慢性的な渋滞が発生しています。
- 本市の生活道路は昔ながらの幅員の狭い道路が多く、交通事情が悪化しており、また、歩行者の安全性を欠く道路が多くなっています。
- 高度経済成長時代に大規模開発された多くの住宅地における道路補修の時期が来ています。

課題

- 社会経済情勢の変化と本市の現状等を踏まえて、今後の都市計画道路のあり方について、適切な見直しを行う必要があります。
- 道路網の骨格をなす幹線道路を計画的かつ重点的に整備し、渋滞緩和を図る必要があります。また、主要駅から観光地を結ぶ幹線道路については、歩行者にとって安全で安心な道路に改善整備する必要があります。
- 市民生活に支障を来している狭い道路が多いため、道路の新設・改良や傷んだ道路の補修を進める必要があります。
- 環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザイン^{*}の道路づくりを進める必要があります。
- 歩行者が安全で安心できる快適な歩行空間と良好な景観を確保するため、無電柱化を進める必要があります。



都市計画道路 平城学園前線



電線共同溝（東寺林町周辺）

用語解説

^{*}ユニバーサルデザイン：社会資本・交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」という考え方

道路整備の推進

施策の目標

都市計画道路の整備を推進し、生活道路の新設・改良を進め、環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザインの道路づくりを推進し、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。

また、無電柱化を推進し、歩行者が安全に安心して歩行できる空間を確保します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
都市計画道路の整備率 【①】	%	51.8 (2009年度)	54.0
道路整備延長 【②】	km	130.54 (2010年度)	137.24
電線類共同溝整備延長 【③】	m	2,150 (2010年度)	3,360
電線類美化整備延長 【③】	m	0 (2010年度)	440

施策の展開方向

①都市計画道路の整備

●奈良市都市計画道路網の見直し

人口減少、少子高齢化社会の到来などの社会的経済情勢の変化を踏まえ、未着手道路の必要性を総合的に点検・検証します。

●交通渋滞の解消となる幹線道路網を計画的かつ重点的に整備促進していきます。

●都市活動の中心地である主要駅と周辺的生活拠点や観光拠点を機能的に結ぶ誘導路を整備していきます。

●京奈和自動車道の整備促進

高規格幹線道路網整備の一環として進められている京奈和自動車道の全区間早期着手、完成に向け、1988年（昭和63年）に設立された「京奈和自動車道整備促進期成同盟会」を中心に促進運動を展開し、関係機関に働きかけていきます。

②生活道路の新設・改良

●日常生活の利便性向上を図るため、住民の合意形成を図りながら、効果的に道路の新設及び改良を推進します。

●舗装道路の補修や橋梁の長寿命化を推進します。

③無電柱化等の推進

●美しい景観の創出や歩行空間確保のため、幹線道路や商業地区を中心に無電柱化を推進します。

●奈良町周辺の歴史的町並み景観を守るため、電線類の美化を推進します。

基本施策 5-05

市街地整備

関係する基本方向

基本方向①
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

市街地整備

【基本施策5-05】

市街地整備の推進と
適正な誘導

【施策5-05-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指し、駅周辺地域では土地区画整理事業等による市街地整備を推進しています。
- 大阪近郊の住宅適地として1965年（昭和40年）前後から住宅需要が急増し、民間の宅地開発によって新しい市街地が形成されました。これらの宅地開発においては、「都市計画法」や「奈良市開発指導要綱」等に基づき道路、公園等の基盤施設の整備を誘導してきました。
- 人口減少社会の到来等により住宅地開発面積は減少しているものの、本市の特徴である緑豊かでゆとりある良好な魅力ある住宅地の開発が求められています。
- 少子高齢化社会の到来や市民のライフスタイルの変化に伴い、これまでに形成されてきた市街地の再整備や郊外居住者の生活ニーズに対応した生活利便施設の立地の要望も高まっています。

課題

- 駅前広場や道路等の都市基盤施設*のせい弱な地域について、防災機能を併せた基盤整備等の検討を行う必要があります。
- 道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を行うなど一定の宅地水準を確保することで、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図る必要があります。



市街地整備が進むJR奈良駅周辺

用語解説

*都市基盤施設：適正な都市化を促進するために必要な都市的規模に及ぶ施設のことで、道路、鉄道、公園、上下水道、エネルギー供給施設等の公共施設をいう。

市街地整備の推進と適正な誘導

施策の目標

駅前広場や道路等の都市基盤施設の整備、改善を行い、良好な市街地の形成を図り、国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指します。

また、「都市計画法」、「宅地造成等規制法」、「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき周辺市街地と調和のとれた健全な市街地の形成を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
駅前広場整備済箇所数（累計）【①】	箇所	10（2010年度）	13
土地区画整理事業施行済面積（累計）【①】	ha	733（2010年度）	772

施策の展開方向

① 駅周辺地区の整備

● JR奈良駅周辺地区の整備

東西駅前広場の整備を進めるとともに、JR奈良駅南特定土地区画整理事業により良好な市街地の形成を図ります。

● 近鉄大和西大寺駅周辺地区の整備

西大寺南土地区画整理事業による市街地整備と併せ、南口駅前広場の整備を進めます。また、駅北側では、北口駅前広場の整備を進めることにより、都市基盤施設の強化を図ります。

● 西ノ京駅周辺地区等の整備

都市基盤施設が弱い西ノ京駅周辺地区について、整備手法等を検討し、整備を進めます。また、富雄駅北地区などその他の駅周辺地区においても、整備のあり方などを検討します。

② 良好な宅地水準の確保

● 一定規模以上の開発行為について、道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付け、一定の宅地水準の確保に努めます。



JR奈良駅旧駅舎を活用した総合観光案内所と東口駅前広場

基本施策 5-06

公園・緑地

関係する基本方向

- 基本方向①
- 基本方向②
- 基本方向③
- 基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

公園・緑地

【基本施策5-06】

公園・緑地の整備

【施策5-06-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 本市には、規模の大きい奈良公園があるほか、平城宮跡歴史公園が新たに整備される予定となっています。
- 運動公園や地区公園、近隣公園、街区公園などの都市公園の整備を進め、緑の確保に努めています。
- 少子高齢化などにより公園の利用形態が変化し、公園に対する市民のニーズも多様化しています。
- 遊具等公園施設の老朽化した公園が増加しています。
- 公共施設や民有地等の緑化推進による都市環境向上の意識が高まっています。
- 公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場だけでなく、生物の生息・生息地等の自然環境保全に資するなどの重要な役割を担っています。

課題

- 多様化する公園利用者のニーズに対応するために、施設の充実を図るとともに、公園の再整備が求められています。
- 市民や地域が行う都市緑化や緑化活動に対して一層の支援が求められています。
- 緑やビオトープ*、生態系等の保全が求められています。
- 町なかの緑や花を増加させることが求められています。

◆公園の設置状況

	2006 (平成18) 年度		2007 (平成19) 年度		2008 (平成20) 年度		2009 (平成21) 年度		2010 (平成22) 年度		
	園数	面積 (a)									
都市公園	街区公園	394	5,359	408	5,423	414	5,439	422	5,462	424	5,470
	近隣公園	8	1,819	8	1,819	9	1,919	9	1,919	10	2,054
	地区公園	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566
	運動公園	1	2,780	1	2,780	1	2,780	1	2,780	1	2,780
	総合公園	1	2,320	1	2,320	1	2,320	1	2,320	1	2,320
	都市緑地	86	8,604	88	8,680	88	8,680	88	8,680	87	8,604
	広域公園	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238
	計	494	72,686	510	72,826	517	72,942	525	72,965	527	73,032
自然公園	2	39,800	2	39,800	2	39,800	2	39,800	2	39,800	
国定公園	2	283,100	2	283,100	2	283,100	2	283,100	2	283,100	
児童遊園	16	80	16	80	16	80	16	80	16	80	
総計	514	395,666	530	395,806	537	395,922	545	395,945	547	396,012	

用語解説

*ピオトープ：生き物の住む空間という意味で、野生生物が共存している生態系、生息空間

公園・緑地の整備

施策の目標

「奈良市緑の基本計画」に基づき、少子高齢化社会や市民ニーズの多様化に対応し、市民が安全に安心して利用できる緑豊かな公園づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
グリーンサポート制度 ^{※1} による公園管理率【①】	%	20 (2010年度)	40

施策の展開方向

①公園・緑地の管理や運営の多様化

- 公園ボランティア^{※2}やグリーンサポート制度などを活用し、市民等との協働による公園・緑地の管理運営を推進します。
- 多様化する公園利用者のニーズを把握し、それに対応することができるよう管理・運営の拡充を図ります。
- 市民や地域が行う緑化活動に対し、そのニーズを的確に把握して、新たな支援策の検討を進めます。
- 適切な公園管理や利用に関して啓発を行います。

②公園・緑地の整備の推進

- 公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、施設設置や整備を進めます。
- 老朽化した遊具などの整備を図り、誰もが安心して利用できる公園づくりに努めます。



グリーンサポート制度により管理されている公園

用語解説

※1 グリーンサポート制度：公園を快適・安全に利用できるようにするために、一年を通して公園の美化・維持管理・点検等の自主的活動を行う地域の団体に報奨金を交付する制度

※2 公園ボランティア制度：公園・緑地への愛着をもって清掃や樹木のせん定、草花の植付け等の活動を自主的に行う個人又は団体を市が支援する制度

基本施策 5-07

居住環境

関係する基本方向

基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 1

基本施策に含まれる施策

居住環境

【基本施策5-07】

居住環境の整備促進

【施策5-07-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響を及ぼし、地域社会のぜい弱化、既存施設の遊休化など、市民生活に大きな影響を与えています。
- 地球温暖化をはじめとした環境問題などに対する市民意識の高まりや、生活様式の多様化など、住宅に関する市民のニーズも変化しています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅が、数多く存在しています。
- 高齢化の進行や市民の住宅に対するニーズの変化により、空き家が増加しています。
- 本市の市営住宅は1951年（昭和26年）の「公営住宅法」の制定から整備に努めてきました。住宅の多くは、1975年（昭和50年）以前に建設されたものであり、老朽化が進んでいます。

課題

- 良好な住宅市街地の計画的な形成を促すなど、居住環境の質を向上させる整備を進めることにより、人口の流入促進と流出防止を図る必要があります。
- 省資源・省エネルギーなどに配慮した環境共生住宅の普及や、高齢者・障がい者に配慮した福祉対応住宅の供給促進と医療・福祉施設との適切な連携が求められています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅の耐震化促進を図る必要があります。
- 空き家を活用した住宅施策が求められています。
- 市営住宅は、安心して快適に暮らすことができるように、居住水準の向上を図るための改善・整備が必要です。また、少子高齢化に対応した居住環境整備と住宅の長寿命化計画を推進するための改善・整備を図る必要があります。

居住環境の整備促進

施策の目標

ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、全ての人が安心して生活できる住まいづくりを促進します。また、「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる居住水準を備えた市営住宅の整備を図るなど、地域特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
中高層市営住宅の外壁改修改善実施率 【②】	%	24 (2010年度)	58

施策の展開方向

①安全で快適な居住環境の整備促進

- 周辺市街地と調和のとれた良好な居住環境を創出するため、地区計画制度などを活用するとともに、都市基盤施設の整備を目指し、土地区画整理事業等による住宅地開発の指導に努めます。
- 都市景観形成地区では、歴史的な町並みの保全整備を図るため補助制度の充実に努めます。
- 住宅の新築やリフォーム、耐震化に関する専門的な相談や情報提供に努めます。
- 空き家や空き建築物を改修・活用し、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- 太陽光発電等の新エネルギーの導入促進を図ります。

②市営住宅の整備と活用

- 「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、計画的な改善や維持保全等により市営住宅の質の向上を目指します。また、効率的な建替えや民間住宅の借上げなどの制度を検討します。
- 老朽化した市営住宅については、予防保全的な観点からの改修を行うとともに、長寿命化計画に基づく整備を進めます。
- 母子世帯や多子世帯、また、高齢者や障がいのある方の世帯等の住宅需要に対応した市営住宅の有効活用を図ります。

基本施策 5-08

上水道

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

上水道

【基本施策 5-08】

信頼の水道 未来へ
つなぐライフライン

【施策 5-08-01】

施策を取り巻く現状と課題

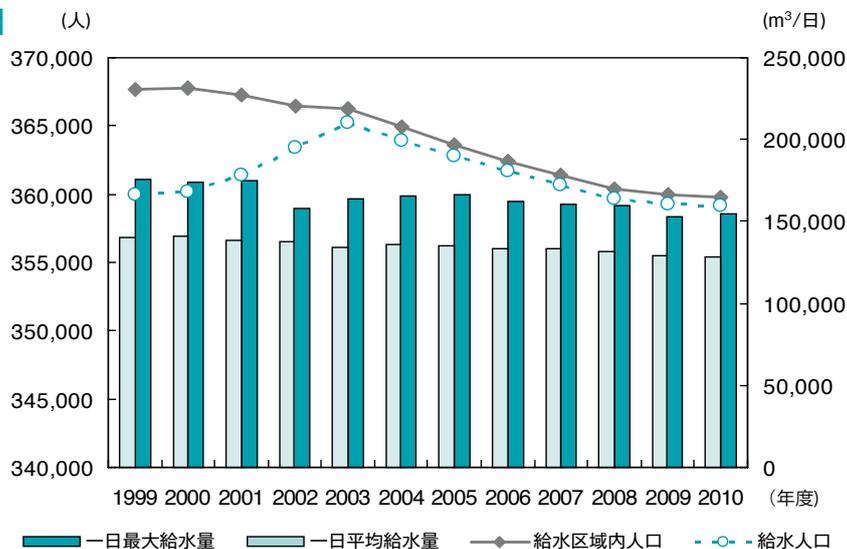
現状

- 本市の水源である布目川・白砂川と木津川は、良好な水質を維持し、水量を確保しています。また、水道施設は、「奈良市新総合計画^{*}」の目標人口である40万人に対する整備を完了しています。
- 給水量は、給水人口の減少、節水型機器の普及、及び節水意識の高まりなどにより、減少傾向にある一方で、県営水道からの受水もあり水源の余裕水量が増加傾向にあります。
- 水道施設への投資額の蓄積としての水道資産は、2010年度（平成22年度）で約1,460億円となり、給水人口一人当たりの資産額は約40万円となります。
- 財政状況において、水道料金収入は減少傾向であり、収入の確保は年々厳しさを増している中で、経営努力により留保資金を確保し、1999年度（平成11年度）から料金を据え置いています。

課題

- 将来人口が減少する予測となっていることから給水量も減少が見込まれ、県営水道からの受水については検討する必要があります。
- 水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、2015年度（平成27年度）以降は毎年約30億円の事業費が必要となります。
- 給水量の減少と更新需要の増加により、公営企業として必要な留保資金が減少していくことから、財政の見通しは、更に厳しい状況が予測されます。
- 水道事業は拡張の時代から維持管理の時代に移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増えて、事業運営は厳しくなると予想されます。

【給水人口と給水量の推移】 (人)



用語解説

^{*}奈良市新総合計画：1991年度（平成3年度）～2000年度（平成12年度）を計画期間とする本市の総合計画

信頼の水道 未来へつなぐライフライン

施策の目標

水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできないものであり、将来にわたってライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立することが最も重要と考え、「奈良市水道事業中長期計画」の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に努めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
鉛製給水管率 (PI*1117) 【①、③】	%	49.3 (2010年度)	44.0
管路の耐震化率 (PI 2210) 【②】	%	12.2 (2010年度)	14.0
経常収支比率 (PI 3002) 【③】	%	107.6 (2010年度)	105.0

施策の展開方向

①安心できる水道（水質管理）

- いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、浄水場から蛇口までの水質管理を徹底し、良質な水づくりに努めます。
- 現在の水質を守るため水源流域の保全にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道を目指します。

②頼りになる水道（施設更新と災害対策）

- 水道は、生活に不可欠なものであり、平常時はもとより災害・事故時においても給水できるように目指します。
- 水道事業は、浄水場や管路をはじめ多くの施設の維持管理が必要となっています。水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するために施設の整備・更新や送配水システムの構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道を目指します。

③喜ばれる水道（健全経営とお客サービス）

- 水道事業はお客からの水道料金で成り立っており、給水量の減少が見込まれる中で県営水道からの受水について検討するなど、たゆまない経営努力により適正な料金を維持するように努めます。
- 民間の経営手法を活用しながら健全で効率的な事業経営を行い、経営基盤の強化を目指します。
- 貴重な水資源の有効利用を図るため、漏水防止対策を更に推進します。
- ニーズに合った的確な情報提供に努め、お客様に信頼され、喜ばれる水道を目指します。

④環境に配慮する水道（省エネルギーと環境対策）

- 水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物（浄水場の浄水処理過程で発生する土）の有効利用を進め、環境に配慮する水道を目指します。

基本施策 5-09

簡易水道

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

簡易水道

【基本施策5-09】

水の安定供給

【施策5-09-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 月ヶ瀬及び都祁地区においては、合併前からの簡易水道事業を引き継ぎ、水道水の供給を行っています。
- 水質管理、施設管理を徹底し、水道水の安全で安定的な供給に努めていますが、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- 簡易水道事業の地方公営企業法適用に向けての取組を進めています。

課題

- 安全で安心して飲める水を安定的に供給するため、老朽化した施設・設備の計画的な更新が必要となります。
- 健全経営を推進するために、早急に地方公営企業法を適用し、水道局への移管を図る必要があります。



桃香野浄水場（月ヶ瀬桃香野）

水の安定供給

施策の目標

計画的に水道施設を整備し、日常生活に必要不可欠な水の安全で安定的な供給を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
簡易水道の地方公営企業法適用化業務進捗率 【②】	%	35.3 (2010年度)	100.0

施策の展開方向

①安全で安心できる水道

- 安全で安心な水道水を供給できるよう水質の維持及び施設管理の充実を図ります。
- 水質を守るため水源流域の保全に取り組みます。

②簡易水道の健全経営の推進

- 簡易水道事業（月ヶ瀬給水区域、都祁給水区域）の健全経営のため、地方公営企業法適用化業務や、移管に係る施設整備等を進め、水道局への早期移管を目指します。



都祁浄水場（都祁馬場町）

基本施策 5-10

下水道

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

下水道

【基本施策5-10】

下水道の整備

【施策5-10-01】

施策を取り巻く現状と課題

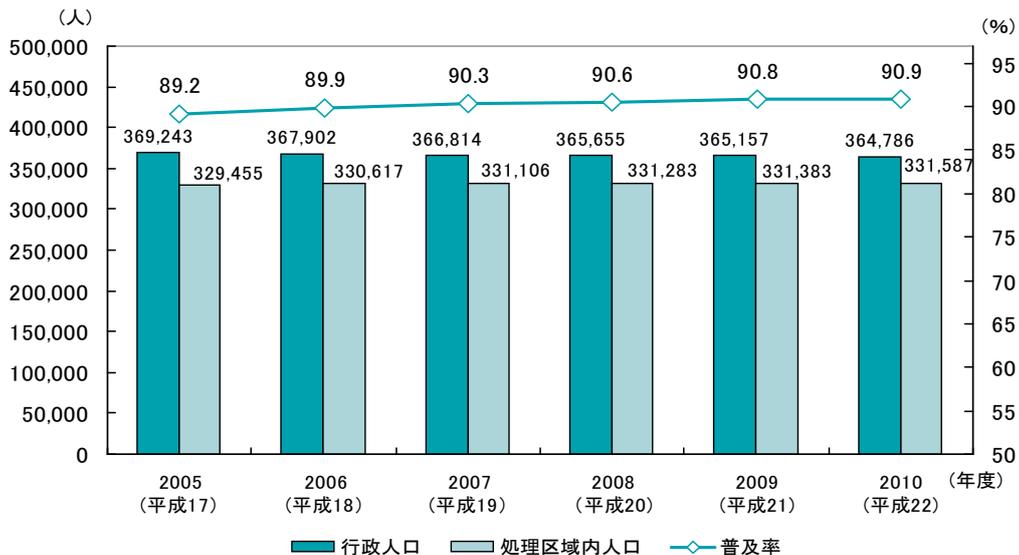
現状

- 1951年（昭和26年）から公共下水道事業に着手し、現在は6,645haの認可区域内で整備を進めており、2010年度（平成22年度）末現在の公共下水道の普及率^{*}は、90.9%となっています。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を行っています。

課題

- 浸水等に対する安全性の向上と河川等への汚濁を軽減し、水質保全を図るための対策について取り組む必要があります。
- 下水道施設の経年劣化に伴い、管路・処理場施設等の耐震化・長寿命化を図る必要があります。
- 下水道整備の進捗とともに、維持管理規模が拡大しているため、管理体制の一層の充実及び維持管理の効率化を図る必要があります。
- 下水道整備区域内で、全戸の水洗化を進めるため、下水道に関する普及、啓発活動の強化を図る必要があります。
- 下水道事業として経営健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。

【下水道事業の推移】



^{*} 普及率：処理区域内人口の行政人口に対する割合

下水道の整備

施策の目標

下水道は、市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担っており、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない施設であるため、計画的かつ効率的に整備し、快適で豊かな生活環境を形成するとともに、安心・快適なまちづくりを進めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
公共下水道普及率 【①】	%	90.9 (2010年度)	91.3

施策の展開方向

①下水道整備の推進

- 計画的かつ効率的に下水道の整備を推進します。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業を推進します。
- 浸水への安全性を確保するための整備を図るとともに、河川等の水質汚濁防止対策を推進します。

②下水道施設の維持管理・更新

- 管路・処理場施設等の耐震化を図るとともに、長寿命化計画を策定し、優先順位に基づき順次整備を図ります。
- 管路・処理場施設等の効率的な維持管理を推進します。
- 適正な維持管理を行うために経営の健全化・効率化に努めるとともに、地方公営企業法の早期適用を目指すことにより下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

③下水道に関する普及・啓発活動の推進

- 下水道整備区域における未水洗化世帯の早期解消に向けて、下水道に関する普及啓発活動を強化します。
- 下水道の役割や効果について市民の理解を得るために学校教育、地域社会活動等の場を活用し、啓発活動を行い、下水道普及促進を図ります。

基本施策 5-11

河川・水路

関係する基本方向

基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

河川・水路

【基本施策5-11】

河川・水路の整備

【施策5-11-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 本市には佐保川、秋篠川、岩井川など奈良県が所管する25本の一級河川と、本市が管轄する13本の準用河川、252本の普通河川、11路線の都市下水路、約7,500本の法定外公共物(水路)がありますが、近年、多発している治水能力を超えるような局地的な集中豪雨による浸水被害や、都市化の進展と流域の開発に伴う河川環境の悪化などの問題が発生しています。

課題

- 水利状況を考慮に入れ、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象にも対応できるように、河川機能を高める必要があります。
- 奈良らしい自然環境と景観に配慮した河川づくりが求められています。
- 河川は自然環境を備えた貴重な公共空間であることから、水辺に親しめる河川整備が求められています。



改修された普通河川

河川・水路の整備

施策の目標

市民の安全と安心を確保するため、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象に対応できる河川と、自然環境と親水性に配慮した河川づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
浸水対策事業実施済箇所数 【①】	箇所	19 (2010年度)	21

施策の展開方向

①治水対策・流域対策

- 浸水被害を解消するため、河川改修工事及び浸水対策工事を実施します。
- 各河川における流域の保水能力を高めるため、雨水貯留浸透施設^{※1}の設置及びため池治水利用施設の設置を図ります。
- 民間の開発に伴う雨水流出を防ぐため、調整池の設置を指導します。

②親水空間の確保

- 自然環境と景観に調和した「多自然川づくり^{※2}」を進めます。
- 主要な河川においては、関係機関と連携し、水辺の散策や生物の生育などに配慮した川づくりに取り組めます。

③都市下水路改修

- 河川改修工事との整合を図りながら計画的に改修します。

※1 雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設

※2 多自然川づくり：河川全体を視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。



第6章

経 済

交流人口の拡大と産業の活性化を目指して、市民や来訪者が奈良の魅力に触れながら、生き生きと活動し、交流するための施策を示します。

- 6-01 観光
- 6-02 交流（国際交流）
- 6-03 農林業
- 6-04 商工・サービス業
- 6-05 勤労者対策（労働環境）
- 6-06 消費生活



基本施策 6-01

観光

関係する基本方向

基本方向①
基本方向②
基本方向⑥

関係する重点戦略

重点戦略3

基本施策に含まれる施策

観光

【基本施策6-01】

観光力の強化

【施策6-01-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有しています。
- 魅力ある飲食店や買いたくなる土産物などが求められています。
- 統一的なプロモーション活動や効果的な情報発信が十分とは言えない状況です。
- 市民や事業者自身の本市の歴史的・文化的魅力への理解がより一層求められています。
- 駅の案内板やバスの路線系統、案内標識などの中に、主要観光施設への経路がわかりにくい部分があります。
- 観光シーズンには交通渋滞が慢性的に発生しています。
- 様々なニーズに対応できる宿泊施設が不足しています。

課題

- 本市内での消費を進め、地域経済の振興につなげるための観光産業のビジネスモデルを構築する必要があります。
- 奈良がもつ自然、文化財、伝統芸能や町並みなど様々な資源の魅力を引き出し、観光資源として広く提供する必要があります。
- 効果的・統一的な情報発信や観光プロモーションの仕組みを整える必要があります。
- 案内板や案内標識などを点検し、改善を図る必要があります。
- 大規模なイベント・コンベンションや宿泊観光の需要に応えるため、宿泊施設を誘致する必要があります。
- もてなしの心を醸成する必要があります。



奈良町の町並み

観光力の強化

施策の目標

市民や来訪者が、奈良の美しい自然や歴史・文化に触れ、人々と交流する中で、「しみじみと本物の良さを味わう奈良」・「魅力的であたたかな人々に出会う奈良」・「次々と世界中の人が集う奈良」を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
観光入込客数 【①～⑤】	万人	1,397 (2009年)	1,491
宿泊客数 【①～⑤】	万人	143 (2009年)	240

施策の展開方向

①観光資源・施設の整備・充実

- 観光産業のビジネスモデルの構築を支援します。
- 歴史的な道の魅力の再発掘やならまちの空き家活用など、既存の資源に新たな付加価値を付けます。
- ブランド力のある商品・資源を育てます。
- 伝統芸能や工芸など体感・体験できる体制を整えます。
- オフシーズン向けの観光資源を育てます。
- 県内外の観光地との広域連携による新たな観光資源の形成を図ります。
- 高級・安価、高齢者・外国人向けなど多様な選択肢のある宿泊施設の提供と増強を図るための支援に努めます。
- 観光トイレや観光案内看板等の環境の整備を図ります。
- 月ヶ瀬梅公園、梅林周遊道路の整備を行い、観光ネットワークの一つとしての環境整備を図ります。

②観光客受入体制の充実

- 事業者・市民が奈良の歴史・文化を学び、奈良の魅力の理解の下、もてなしの心の醸成により来訪者への充実したサービスの提供を図ります。
- 着地型観光（目的地である着地側で企画する観光）のコーディネート機能の強化を図ります。
- 観光客が年齢や障がいの有無にかかわらず楽しめるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 観光客が円滑に移動できるよう、公共交通機関の利用を促進するとともに、渋滞対策として、パークアンドライドや自転車利用を推進することにより交通機能の向上を図ります。

③コンベンションの誘致推進

- 関係機関への積極的な働きかけなどにより、コンベンション誘致を推進します。

④観光情報の発信

- 効果的、統一的な情報発信・提供体制の充実を図ります。

⑤外国人観光客の誘致促進

- 成長著しい東アジアからの観光客誘致を図ります。
- 外国人観光客に対応できる人材育成を図ります。
- 海外メディア・エージェントへの情報提供を積極的に行います。
- 観光パンフレットや観光案内板の多言語表記を進めます。

基本施策 6-02

交流（国際交流）

関係する基本方向

- 基本方向②
- 基本方向⑤
- 基本方向⑥

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

交流（国際交流）

【基本施策6-02】

国際交流の活発化

【施策6-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 現在、世界では、社会・経済・文化的な現象が短時間で地球規模に広がるグローバル化が急速に進んでいます。また、情報通信技術の発達により、瞬時に世界と情報交換ができるようになり、国際交流を巡る環境は大きく変貌しつつあります。
- 本市では海外の6つの都市（慶州・トレド・西安・ベルサイユ・キャンベラ・揚州の各都市）と友好・姉妹都市提携を行い、経済・文化・教育・スポーツ・人材などの分野で交流を行うための協定を結び、友好・姉妹都市交流を中心に国際交流事業を行っています。
- 平城遷都1300年を契機に、平城京の置かれた奈良は、世界の注目を浴びました。この記念すべき年に合わせ、2010年（平成22年）秋に「歴史都市の継承と創造的再生」をメインテーマに「第12回世界歴史都市会議^{*}」を開催しました。
- 市民の国際理解を深めてもらうために、国の外国青年招致事業により友好都市である揚州市から国際交流員（CIR）を招致しています。

課題

- 国際交流の主体は、市民であり、市民との継続的な協働が必要です。
- 交流を促進する上で、情報通信技術を生かした、タイムリーな海外への情報発信が求められています。
- 国際的な視野をもち、国際交流を担う人材の育成を支援する必要があります。
- 国際文化観光都市として、友好・姉妹都市との交流を促進するとともに、広く世界の諸都市との交流を促進することが求められています。

用語解説

※第12回世界歴史都市会議：1987年（昭和62年）に京都市の呼びかけにより、第1回世界歴史都市会議が京都で開催されました。第1回会議に参加した26都市を会員として設立された世界歴史都市会議協議会が発展的に解消し、世界歴史都市連盟（会長：京都市長）が設立されました。連盟には88都市、56カ国（2011年（平成23年）3月現在）が加盟しており、会議はおおむね2年に一度会員都市で開催されています。本市は平城遷都1300年祭の事業として、2010年（平成22年）10月12日～15日に「第12回世界歴史都市会議」を開催しました。

国際交流の活発化

施策の目標

国際交流の目的は、互いの文化を尊重し、その多様性を認め合うことにより、平和な社会を築くことにあります。また、市民が異文化を知ることによって、自らの属する文化や地域に対する理解がより深まるとともに、誇りや愛着が生まれ、まちづくりの担い手を育てることができます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
国際交流団体の登録件数 【①】	団体	13 (2010年度)	20

施策の展開方向

①国際交流の活発化

- 国際交流活動を行う市民団体の活動との協働を推し進め、市民の自発的な活動を尊重した国際交流の活性化を目指します。
- 友好・姉妹都市等とのネットワークを通じて、国際化社会に対応した人材を育てるための支援を行います。
- 海外との交流を活発にするための情報通信技術を積極的に活用するとともに、各種PR媒体の多言語化に取り組みます。
- 国際交流員（CIR）*の活動により、市民の異文化に対する理解を深める機会を提供します。
- 「第12回世界歴史都市会議」で広く世界に訴えかけた「文化の多様性」と「共生」の考え方を世界に発信し続けます。

【国外の姉妹都市・友好都市】



慶州市（韓国）



トレド市（スペイン）



西安市（中国）



ベルサイユ市（フランス）



キャンベラ市（オーストラリア）



揚州市（中国）

用語解説

*国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）：国が実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」（日本における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて日本と諸外国との相互理解を増進し、日本の国際化の促進に資するために行われている。）によって来日し、地方公共団体の国際交流担当部局等で働く青年のことを指します。

基本施策 6-03

農林業

関係する基本方向

基本方向②

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

農林業

【基本施策6-03】

農林業の振興

【施策6-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 少子高齢化、農業後継者不足に伴う耕作放棄地が増加しています。
- 中山間地域における地形的不利な条件や担い手不足などに加え、野生鳥獣被害による営農意欲の減退が進んでいます。
- 食の安全・安心に対する不安や信頼の低下を招いています。
- 森林所有者の管理・経営意欲の喪失や林業後継者の不在などによる放置林が増加しています。
- 農業経営の不安定化により生産者の経営は厳しい状況にあります。

課題

- 農業後継者や新たな担い手の確保が必要です。
- 農地の流動化*や利用集積による優良農地の確保と集団的営農化等への推進が必要です。
- 食料の自給率向上と安定供給への体制整備が必要です。
- 野生鳥獣被害対策の推進が必要です。
- 採算性の高い林業経営の推進や就労環境の改善などを通じて、林業を魅力のある産業として推進していく必要があります。
- 里山の保全やそこに住む生き物の生息空間への関心を高める必要があります。

耕作放棄地の推移		(単位：㎡)		
地目	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	
田	728,843	728,961	731,238	
畑	126,326	126,326	126,326	
計	855,169	855,287	857,564	
* 保全管理地を含む				

注) 耕作放棄地の全体調査については、2008年度（平成20年度）から実施

用語解説

* 農地の流動化：売買や賃貸借などによる農地の動き

農林業の振興

施策の目標

魅力ある農業・農村づくりの推進に向け、農地分布による地理的・社会的条件に合わせた地域特色のある農業の振興、農村地域の活性化、農業経営の安定化を目指します。

また、森林資源の保全と林業就労者の確保に努め、林業の活性化を図り、良好な森林環境を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
耕作放棄地の面積 【①】	㎡	857,564 (2010年度)	812,000
認定農業者数 【②】	人	130 (2010年度)	140
人工林における間伐等の整備施業面積 【⑤】	ha	75.0 (2010年度)	100.0

施策の展開方向

① 農業生産基盤と施設の整備

- 農業生産基盤である農道・農業用水路・ため池等の整備や優良農地確保のためのきめ細かな土地基盤整備事業を推進します。
- 農業経営の発展・改善を目的に作業の機械化による省力化及び低コスト化を図り、生産性の向上と農業の合理化を進めます。

② 農業経営環境の向上

- 安定的な農業経営の実現のため経営改善計画の指導、認定農業者や後継者の育成、新規就農者の支援を図ります。
- 地域農業・農村を活性化するため、魅力とやりがいのある農業経営の確立を図るため農業経営体への利用集積を図ります。
- 野生鳥獣の駆除や防除施設の設置への支援を行います。
- 関係機関と連携し、耕作放棄地の再生利用に向けた体制の整備を図ります。

③ 新しい農業の展開

- 付加価値を高める地域農業特産品づくりやブランド化を推し進め、地域特産品の開発やインターネットを活用した直売所のネットワーク化を進め、販路拡大を図り、地産地消を推進します。
- 将来の農業を担う効率的で、安定した経営体（担い手）を育成し、基盤整備されたほ場により、集約的な農業を展開しつつ、優良農地を将来にわたり維持・保全を図ります。

④ 農村地域の活性化

- 農林業の振興策として農林産物直売所を整備し、地域直売所、農産物加工所等との連携による総合的な管理体制づくりを図ります。
- 農業体験などを通じて産地と消費者の交流を図ります。
- 地域の実情に即した経営の改善計画を指導し、農業経営に対する意欲向上を図ります。
- 集落営農の育成と新規就農者の支援を図ります。
- 地元産の農産物を積極的に活用し、地産地消の推進に努めます。

⑤ 林業の振興

- 放置林による森林荒廃の防止を図るため、造林、間伐等の森林整備と林業従事者雇用の確保に努めます。
- 森林環境の保全及び森林を守り育てる意識を醸成します。
- 国土保全や水源かん養*など、農林資源のもつ多面的で公益的な機能の充実を目指します。

基本施策 6-04

商工・サービス業

関係する基本方向
基本方向②

関係する重点戦略
重点戦略1
重点戦略3

基本施策に含まれる施策

商工・サービス業

【基本施策6-04】

商工・サービス業の
振興

【施策6-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 商業を取り巻く環境は、郊外の大規模店舗の進出等により、市内の中小規模の小売店における経営が圧迫されています。そういった状況の中で、中小規模の小売店の振興を図るために、商店街等に対し、にぎわい振興事業、消費者の利便性向上のための共同施設設置事業等への助成を行っています。
- デフレの継続、株安、円高、資源高等の懸念から景気回復がペースダウンしている中、中小企業の金融の円滑化を図るために、事業に必要な資金のあっせん融資を行っています。
- 奈良伝統工芸の技術・技法の継承のための後継者が減少しています。また、技術の担い手も高齢化が進んでいます。
- 中心市街地の商店街では、後継者問題が深刻化しています。

課題

- 郊外の大規模店舗に対抗して、市内中心地の小売店・商店街にいかにか消費者を呼び戻すかの方策を検討する必要があります。また、訪れた観光客に対して、市内での消費を促すような方策を検討する必要があります。
- 中小企業の金融の円滑化を図るため、中小企業資金融資制度の資格要件の簡素化、指定金融機関の増加、融資枠の拡大等を含めた融資制度の充実が必要です。
- 奈良の伝統工芸の継承・発展のために、後継者を育成するとともに、工芸品の販路拡大が必要です。
- 地域経済の活性化や雇用環境の改善のため、企業誘致や起業を促進する必要があります。

【奈良の伝統工芸品】



赤膚焼



奈良墨

商工・サービス業の振興

施策の目標

国際化・情報化の進展、技術革新、消費者ニーズの多様化などの環境変化に対応できるように、商工・サービス業者を指導・支援し、商工・サービス業の振興と発展を目指します。
また、伝統工芸、伝統産業の振興と活性化を図るとともに、新しい事業の育成を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
奈良市中小企業資金融資制度（事業設備資金） 融資件数 【①】	件	22（2010年度）	60
奈良伝統工芸後継者育成研修 ^{*1} 修了者数 【③】	人	2（2010年度）	8

施策の展開方向

①商工業機能の充実

- 中小企業の金融の円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあっせんを行っていますが、経済情勢の変化に応じて、中小企業の経営の近代化・合理化並びに安定化を図るため、融資制度を充実して、地域経済の発展及び振興に努めていきます。
- 商工業を取り巻く厳しい環境に対し、中心市街地活性化基本計画等により、商工業の振興を図っていきます。
- 既存の商業振興施設の運営手法を検討し、商店街の活性化とにぎわい創出のために、より効果的な新たな商業支援施設への転換を図ります。

②商工業者の経営の安定化

- 商店街の共同施設設置事業やイベント事業に対する支援に加え、商工関係団体の事業に対し指導・助言を行います。
- 市街地のみならず農村地においても商業振興に努めます。

③産業の支援と地域経済の活性化

- コミュニティビジネス^{*2}の創業や農商工連携の支援に努めていきます。
- 地域産業の発展と雇用の創出を図るため、企業誘致に努めます。
- 奈良の伝統工芸と伝統産業の継承・発展のため、制作体験やイベントを通じて情報発信を行い、工芸品等の販路拡大に努めます。また、緊急の課題である伝統工芸の後継者問題については、研修制度等により育成を支援します。

④人材の育成

- 中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るため、中小企業が行う人材育成に対し助成を行います。

用語解説

※1 奈良伝統工芸後継者育成研修：奈良の伝統工芸の工房で、3年間工房主が基本的な技術指導を行い、後継者を育てる研修

※2 コミュニティビジネス：地域の資源や人材等を活用し、地域の課題や社会的課題をビジネスの手法をもって解決していく取組

基本施策 6-05

勤労者対策(労働環境)

関係する基本方向

基本方向②
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

勤労者対策(労働環境)

【基本施策6-05】

勤労者福祉の向上・
就労機会の確保

【施策6-05-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 中小企業勤労者に対する福祉共済事業を行っていますが、勤労者のための福利厚生施設の利用者数は減少傾向にあります。
- 団塊の世代が定年を迎えた現在、生きがいを求め、また、生活の安定のために職を求める高齢者が増えています。高齢化社会を迎え、高齢者の就労問題は、今後、重要性を増すと考えられます。
- 非正規雇用労働者やフリーターなど、雇用形態が多様化するにつれ、若年者に対する雇用情勢が厳しくなっています。

課題

- 勤労者の福利厚生施設については、より多くの勤労者に利用してもらえるような事業の展開が必要です。
- より安定した高齢者雇用のために、事業者による高齢者雇用の促進への取組が必要です。
- 若年者の安定した就労のための取組が必要です。



奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者福祉の向上・就労機会の確保

施策の目標

中小企業の福利厚生への支援と、勤労者総合福祉センターの活用により、勤労者が生き生きと働ける環境づくりを目指します。

また、高齢者・若者に対する就労援助により、職を求める人たちが自分に合った仕事に就ける環境づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
勤労者総合福祉センターの利用人数 【①】	人	67,588 (2010年度)	70,000
(社) 奈良市シルバー人材センターの会員数 【②】	人	2,008 (2010年度)	2,400

施策の展開方向

① 勤労者福祉の向上

- 勤労者総合福祉センターの各種教室の充実により、利用者の増大を図ります。
- 中小企業への勧誘活動により、(財) 奈良市勤労者福祉サービスセンターの会員増に努めます。

② 就労機会の確保

- 高齢者の就業機会を確保するため、(社) 奈良市シルバー人材センターの活動を支援します。
- ハローワークや県との連携により、雇用に関する事業者への助成制度や失業者への支援制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。
- 若者職業相談の充実により、若者の就職を促進し、職場定着を図ります。



シルバー人材センター会員による作業の様子

基本施策 6-06

消費生活

関係する基本方向

基本方向②
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

消費生活

【基本施策6-06】

消費者保護の推進

【施策6-06-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 消費者を取り巻く社会経済環境の変化に伴って、高齢者を狙ったものをはじめとする消費者トラブルは、複雑・巧妙・悪質化しています。それに伴い、消費生活相談センターへの相談件数の増加や、助言からあっせんへの移行など相談の質も変化し、解決の困難な事例が増えています。
- 「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するために、はかりの定期検査、立入検査を行い、消費者保護に努めています。

課題

- 増加する相談に対して迅速、的確な処理を行うために、専門の消費生活相談員による相談業務の体制の充実が必要です。また、出前消費生活講座などの開催により消費者被害の未然防止に努める必要があります。
- 高齢者の消費者トラブルの増加への防止策として、啓発や見守り等による高齢者等の消費者被害の未然防止が必要です。
- 消費者に対する計量に関する啓発活動及び立入検査の適正な実施に努め、消費者保護のための積極的な取組を行う必要があります。



定期検査で合格済のはかり

消費者保護の推進

施策の目標

消費生活相談の充実と、出前消費生活講座の開催等による消費者意識の啓発を行い、市民の健全な消費生活の確保を目指します。

また、「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保することにより、計量取引の安全と秩序の維持に努めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
消費生活に関する年間相談件数 【①】	件	1,584 (2010年度)	2,500
出前消費生活講座年間受講者数 【②】	人	300 (2010年度)	400

施策の展開方向

①消費生活相談の充実

- 複雑・巧妙・悪質化する消費者トラブルに対し、消費生活情報ネットワークシステムなどを通じた情報収集と、専門の消費生活相談員による相談の充実により、迅速、的確に対応します。

②消費者意識の啓発

- 出前消費生活講座を開催し、消費者被害（特に高齢者の被害）の未然防止に努めます。
- 消費生活関係パンフレット、チラシ等を配布し、消費者意識の啓発を推進します。

③適正な計量の実施の確保

- 「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査及び立入検査を行うことにより消費者保護を図ります。



消費生活相談



第7章

基本構想の推進

基本構想の実現に向けて基本計画を進めていく中で、各分野に共通して取り組むべきことを示します。

- 7-01 市政情報の発信・共有
- 7-02 市民参画・協働
- 7-03 情報化
- 7-04 行財政運営



基本施策 7-01

市政情報の発信・共有

関係する基本方向

- 基本方向① 基本方向⑤
- 基本方向② 基本方向⑥
- 基本方向③
- 基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

市政情報の発信・共有

【基本施策7-01】

開かれた市政の推進

【施策7-01-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- インターネットの普及による情報伝達手段の多様化に加え、知りたい情報と伝えたい情報、情報の取得にかかる時間と情報発信のタイミングなど、誰に、何を、どういう方法で、いつ発信するかがよりきめ細かく要求されています。
- 複雑化・多様化している市民ニーズを的確に捉え、市政に反映することが求められています。
- 夜間や休日など市役所閉庁日においても、迅速な市政情報の提供が求められています。
- 市の重点施策を積極的に伝える「タウンミーティング」や地域の声を市政に反映させる「地域要望を聞く会」を奈良市自治連合会との協働により実施し、事業として定着していますが、10～30代、女性の参加が少なくなっています。

課題

- わかりやすく効果的な情報伝達手法の検討が必要です。
- 市民との情報の共有化が求められています。
- 複雑化・多様化している市民ニーズを的確にバランスよく捉える必要があります。
- 情報の迅速な提供と更新が必要です。

	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
ホームページ アクセス件数	969,597件	1,055,776件	1,062,341件
ホームページ コンテンツ※数	4,187件	5,230件	5,715件
コールセンター 受信件数	11,058件	17,006件 (定額給付金を除く)	17,602件

開かれた市政の推進

施策の目標

市民の市政に対する関心を高め、理解を深めてもらい、市政に積極的に参加してもらえるように、活発な広報活動を行い、幅広い広聴活動を実施するとともに、市政情報の公開と個人情報の保護を推し進めていきます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
ホームページのアクセス件数 【①】	件	1,062,341 (2010年度)	1,300,000
ホームページのコンテンツ数 【①】	件	5,715 (2010年度)	7,000
コールセンター受信件数 【①】	件	17,602 (2010年度)	20,000

施策の展開方向

① 市政情報の提供

- より利用しやすいホームページにするため、コンテンツ数の増加による情報提供の充実を図るとともに、レイアウトやジャンルの構成を見直します。
- 市政情報入手についての市民ニーズの把握に努めるとともに、しみんだよりをはじめ、幅広い広報手段を利用し、迅速かつきめ細かな情報提供を図ります。
- コールセンターを活用し、ワンストップサービス^{*}を進め、市民サービスの向上を目指します。

② 市政に対する提言、要望等の反映

- 複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政に反映するため、ご意見箱メール、市長への手紙などを活用し、広聴機能の充実を図ります。
- 市政の重要課題や案件について、各段階での情報を公開し、市民の意見を募り、市民参加を進めます。
- 奈良市自治連合会など地域の組織や団体の協力を得て、地域の市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させます。
- 月ヶ瀬、都祁地域においては、新市建設計画を推進するため、月ヶ瀬地域振興協議会、都祁まちづくり協議会の活動を通じて、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させます。

③ 情報公開と個人情報保護

- 市民の知る権利を尊重し、積極的な情報の提供に努めるとともに、市の保有する情報の一層の公開を図り、公正で開かれた市政を推進していきます。
- 個人情報保護に対する意識向上を図り、その重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いにより、個人の権利利益の保護に努めます。

基本施策 7-02

市民参画・協働

関係する基本方向

基本方向① 基本方向⑤
 基本方向② 基本方向⑥
 基本方向③
 基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

市民参画・協働

【基本施策7-02】

市民との協働による
市政運営

【施策7-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 近年の社会を取り巻く状況の変化により市民ニーズは多様化し、地域では、様々な課題が出てきています。しかし、行政の力だけで、地域が抱えるこれらの課題を解決することは非常に困難になってきています。
- ボランティア、NPO、自治会などの市民公益活動団体は、地域課題を解決するための様々な活動を行っています。また、事業者も市民と共にボランティア活動に励むなど、社会に貢献するための様々な活動を行っています。
- 本市は、奈良県立大学・奈良佐保短期大学・帝塚山大学と包括的な連携協定を結び、連携して地域の振興に取り組んでいます。

課題

- 「新しい公共」という考え方の下、市民やボランティア・NPO等と行政とが協働して、住みよいまちづくりの実現のために取り組むことが必要となってきています。
- 市民参画・協働を推進する上で、地域性を背景とした市民ニーズを的確に把握する必要があります。
- 大学の知的資源を地域全体の資源としてより活用していくためには、大学と積極的に交流し、大学の研究実態、課題等について認識を深め、より多くの大学と連携を図ることが必要です。

市民との協働による市政運営

施策の目標

市民、ボランティア、NPO、自治会などの市民公益活動団体及び事業者といった様々な主体がお互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりの実現を目指します。また、本市と大学が包括的な連携の下、地域産業振興、教育・文化の発展、地域づくりなどの多様な分野において相互に協力することにより、地域の人材育成に寄与し、地域社会が持続的・安定的に発展することを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
審議会委員のうち公募委員が占める割合 【①】	%	7.2 (2010年度)	10.8
市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画の事業件数 【①】	件	68 (2010年度)	80
包括的連携校数 (4月1日現在) 【②】	校	3 (2011年度)	5

施策の展開方向

①市民参画及び協働の推進

- 審議会などへの市民参画を推進し、広く市民の意見を求め、市民の発案を施策に生かします。
- 市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するために、本市で実施し、又はこれから実施しようとする協働事業を「実施計画」として策定した「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」に基づき、市民参画と協働を進めていきます。

②大学との連携

- 行政と大学との人的交流を図り、大学の研究成果や技術を地域の課題解決や政策立案に生かしていきます。
- 大学の地域社会に向けた教育活動を支援します。



基本施策 7-03

情報化

関係する基本方向

基本方向① 基本方向⑤
基本方向② 基本方向⑥
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

情報化

【基本施策7-03】

情報化の推進

【施策7-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 情報システムの導入と運用を業務ごとに行っており、情報システム資源等が分散しているため有効活用が困難な状況になっています。
- 税業務、住民記録、国民健康保険等大量の定型処理を行う大型汎用コンピュータは、長年にわたり改修が繰り返されたことにより、システムの内容が複雑化しており、新たな機能の追加や法改正に伴う改修やコストの削減が困難になってきています。
- 施設予約、講座申込、申請届出がインターネットから行える汎用受付システムの利用者数が低迷しています。
- 大型汎用コンピュータを含む情報システムは、大規模な災害を想定すると業務継続に問題が起る可能性があります。

課題

- ITガバナンス^{※1}の強化により、庁内全体を見渡して管理する新たな体制を確立する必要があります。
- 業務の効率化のため、各業務の情報システム資源を共有化する必要があります。
- 今後の法改正なども含め、大型汎用コンピュータなどについて、現状のシステムでは多大な投資が必要となるので、新たな技術の検討や費用対効果を踏まえ、最適化^{※2}を含む再構築を検討する必要があります。
- 電子申請や施設予約システム等の汎用受付システムの利用を普及させるために、サービスを拡充していく必要があります。
- 大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、危機管理対策の検討が必要となっています。

用語解説

※1 ITガバナンス：組織体・共同体がITを導入・活用するに当たり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

※2 最適化：コンピュータシステムを最大限に活用するため、システムのあり方を見直すこと。

情報化の推進

施策の目標

ICT*の利活用による市民サービスの向上と、情報システムの最適化を推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
電子申請の申請数（職員採用試験申込数を除く）【①】	件	1,678（2009年度）	3,000
施設予約のオンライン申込数 【①】	件	190,433（2009年度）	200,000
大型汎用コンピュータを含む情報システムの最適化率 【①】	%	0（2010年度）	60

施策の展開方向

①電子自治体の推進

- 市民がICTを利活用するための「地域情報化」と行政事務の効率化高度化を図るための「行政情報化」の2つの情報化に関連性をもたせながら一体的に推進します。
- 光ファイバ等の情報通信基盤を利活用して、電子申請や施設予約等のシステムの項目の拡大と利用率の向上を図るなど、市民が使いやすいサービスの提供を推進します。
- 今後の法制度の改正も含め、大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、既存システムの統合、新システムの導入など、情報システムの最適化を推進します。
- 情報システムの中でも、地理情報システムの重複を解消するため、統合化を図ります。
- 大型汎用コンピュータを含む情報システムについて、災害時の危機管理対策を図ります。

②ITガバナンスの推進

- ITガバナンスの強化により庁内全体を見渡して管理する新たな体制を確立します。
- 情報システムを有効に活用するための人材を育成します。
- 情報セキュリティ対策について、技術面、物理面、運用面それぞれから強化を図ります。

基本施策 7-04

行財政運営

関係する基本方向

基本方向① 基本方向⑤
基本方向② 基本方向⑥
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

行財政運営

【基本施策7-04】

効率的な行財政運営

【施策7-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 時代の要請や課題に対応するため、組織の見直しを検討しています。
- 行政評価、事業・業務の総点検を通して事務事業の見直しを進めていきます。
- 外郭団体は、それぞれの設立目的に従って事業を行ってきましたが、指定管理者制度の導入、公益法人制度への対応など、社会経済状況の変化に対応することが求められています。
- 雇用形態の多様化、少子高齢化の進行等により税収等の歳入の伸びが見込めない中、社会保障費などの義務的経費や市民ニーズの多様化による財政需要の増大が見込まれ、厳しい財政運営が続いています。

課題

- 市民が求める行政サービスに体系的に応じることのできる組織体制を構築する必要があります。
- 行政経営資源を有効に活用し、かつ、官民の役割分担を見据えた事務事業の再編整理が求められています。
- 外郭団体の経営状況の把握と社会経済状況を踏まえ、団体のあり方について根本的に検討する必要があります。
- 限られた財源の中で、多様化する市民のニーズに対応し、将来に過度の負担を残すことなくいかに効率的・効果的な行財政運営ができるかが課題となっています。
- 厳しい財政運営が続く中、財政規律*を一層高め、内部統制を整備するとともに、法令等遵守と行政の効率化の観点から監査機能を充実させる必要があります。
- 目標指標の達成状況を把握するため、施策評価に基づく進行管理体制を整える必要があります。

用語解説

*財政規律：無駄な経費支出を抑制することで、財政収支の均衡を図ろうとする強い意識のこと。

効率的な行財政運営

施策の目標

今までの行財政運営の発想を転換していくため、新しいやり方や民間の知恵や力を取り入れるとともに、限られた行政経営資源を有効に活用し、効果が最適で最大となる行財政運営を進めます。また、市民の目線と感覚やコスト意識をもち、将来に向けて必要な投資が可能な安定した健全な財政基盤を確立し、効率的な行財政運営を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
経常収支比率 【①】	%	98.8 (2009年度)	95.0以下
将来負担比率※ 【①】	%	213.9 (2009年度)	200.0以下
指定管理者を公募している施設数 (4月1日現在) 【②】	箇所	28 (2011年度)	40

施策の展開方向

①健全な財政運営

- 財源確保への取組を強化し、財政基盤の安定化を図ります。
- 市民に真に必要な施策に重点的・効果的な予算配分を行います。
- 市債発行については、新市建設計画による合併特例債等交付税算入措置のある市債を活用することで、後年度の市民負担の抑制に努めます。また、過去の高金利の市債については、借換等で負担軽減を図ってきましたが、今後も負担を軽減していくよう努めます。
- 財政規律を一層高め、内部統制を整備するとともに、監査機能の充実に努めます。

②行政改革の推進

- 簡素で効率的な組織機構を形成します。
- 民間活力の導入も含めた行政サービス（事務事業）の質の向上とコストの削減を図ります。
- 第三者による評価を取り入れた施策評価を行うことにより、施策の効果・影響を検証します。
- 外郭団体の経営健全化を進めるため、2010年度（平成22年度）に策定した「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」に基づき、整理・統合・経営改善を進めます。
- 公共施設の有効活用のために統廃合、再編を検討します。
- 高い能力と資質をもった人材を確保し、職員の能力を最大限に活用するために、適材適所の人事配置を行い、簡素で効率的な行政運営を図ります。
- 県・周辺市町村と連携し、広域的な課題に取り組みます。

附属資料

1. 奈良市附属機関設置条例(抜粋)
2. 奈良市総合計画審議会規則
3. 奈良市総合計画審議会委員名簿
4. 奈良市まちづくり市民会議設置要項
5. 奈良市まちづくり市民会議委員名簿
6. 奈良市総合計画策定委員会設置規程
7. 奈良市第4次総合計画の策定経過
8. 関連する市の条例・計画一覧

1. 奈良市附属機関設置条例（抜粋）

第1条 法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

2. 奈良市総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(小委員会及び部会)

第3条 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

3. 奈良市総合計画審議会委員名簿

※五十音順・敬称略

副会長	秋吉 美由紀	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長
	石川 路子	甲南大学准教授
	伊藤 忠通	奈良県立大学教授
	井原 縁	奈良県立大学准教授
	宇野 伸宏	京都大学大学院准教授
	緒方 賢史	奈良青年会議所理事長
	影山 清	奈良県地域振興部長
	木村 好成	奈良県農業協同組合常務理事
	小山 淳二	日本労働組合総連合会奈良県連合会 事務局長
	坂本 信幸	奈良女子大学名誉教授
会長	杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
	杵本 育生	特定非営利活動法人環境市民代表
	高橋 敏朗	大阪市立大学名誉教授
	高橋 裕子	奈良女子大学教授
	田辺 征夫	奈良文化財研究所所長
	筒井 寛昭	社会福祉法人東大寺福祉事業団理事長
	西口 廣宗	奈良商工会議所会頭
	西山 要一	奈良大学教授
	根田 克彦	奈良教育大学教授
	野林 厚志	国立民族学博物館、総合研究大学院大学准教授
	舟久保 敏	国営飛鳥歴史公園事務所所長
	宮野 道雄	大阪市立大学理事・副学長
	武蔵 勝宏	同志社大学教授
	安村 克己	奈良県立大学教授
	柳澤 保徳	帝塚山学園学園長
	山口 清和	奈良市自治連合会会長
	山田 純二	関西中央高等学校副校長
前委員	谷口 正記	
	中野 理	
	橋村 公英	

〈小委員会〉

委員長	石川 路子
	伊藤 忠通
	宇野 伸宏
	高橋 敏朗
	根田 克彦
	舟久保 敏
	安村 克己

〈第1部会〉

部会長	石川 路子
	伊藤 忠通
	緒方 賢史
	杉江 雅彦
	舟久保 敏
	武蔵 勝宏

〈第2部会〉

部会長	伊藤 忠通
	井原 縁
	宇野 伸宏
	影山 清
	木村 好成
	小山 淳二
	杵本 育生
	高橋 敏朗
	西口 廣宗
	根田 克彦
	宮野 道雄

〈第3部会〉

部会長	秋吉 美由紀
	坂本 信幸
	杉江 雅彦
	高橋 裕子
	田辺 征夫
	筒井 寛昭
	西山 要一
	野林 厚志
	安村 克己
	柳澤 保徳
	山口 清和
	山田 純二

4. 奈良市まちづくり市民会議設置要項

(設置)

第1条 奈良市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民との協働による計画策定を推進するため、奈良市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、総合計画の基本構想策定に係る奈良市の将来都市像、今後のまちづくりの基本的方向等について議論し、市長に報告する。

(委員)

第3条 市民会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(代表及び副代表)

第4条 市民会議に代表及び副代表1人を置く。

2 代表及び副代表は、委員の互選によってこれらを定める。

3 代表は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、代表が招集する。ただし、代表が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

4 代表は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 市民会議に特定の分野についての調査審議を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、市民会議の運営その他について必要な事項は、市民会議に諮って、代表が定める。

5. 奈良市まちづくり市民会議委員名簿

【凡例】 奈良市まちづくり市民会議の代表◆、分科会の代表◎、分科会の副代表○
(分科会の副代表については、必要と判断した分科会のみ選出)

分科会	氏名
第1分科会	◎井上 雅由
	木村 宥子
	熊野 磯一
	田中 浩
	本間 香貴
	吉住 秀
第2分科会	上野 登統
	榎本 正範
	小西 完治
	◆◎澤崎 嘉造
	谷 幸三
	中川 徹
	橋本 光男
	濱 朝子
	春田 稔
山本 善徳	
第3分科会	赤尾 隆
	阿部 智子
	佐藤 正幸
	新堂 順規
	○友田 達郎
	長谷川 庸司
	◎畑中 忠司
	松森 重博
	吉田 俊夫
○寮 美千子	

分科会	氏名
第4分科会	アダルシュ シャルマ
	○岡本 胤継
	奥村 麻希子
	北 良夫
	小島 道子
	◎笹部 和男
	高松 典正
	宮本 郁江
	森口 哲也
第5分科会	○山本 素世
	北浦 由香
	北野 剛人
	サマン ペレラ
	四反田 喬典
	田北 ますみ
	反田 博俊
	中西 輝
	濱 恵介
第6分科会	◎松永 洋介
	植田 正博
	武村 俊宏
	多田 充朗
	田中 保夫
	◎村田 勝彦
	元島 満義
	渡邊 新一

6. 奈良市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 市の将来を展望した基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、奈良市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関し必要な調査審議を行うこと。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総合政策部担当副市長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。
- 4 委員は、奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）第3条に規定する者（市長及び議会事務局長を除く。）をもつて充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事長及び幹事)

第6条 委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等の調査研究及び各部内の調整を行うため、幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、総合政策部長をもつて充てる。
- 3 幹事は、各部の庶務をつかさどる課の長をもつて充てる。

(幹事の会議)

第7条 幹事の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、会議を総理する。

- 2 幹事長は、必要に応じ幹事の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

7. 奈良市第4次総合計画の策定経過

2009年（平成21年）

- 10月9日 奈良市まちづくり市民会議
（第1回）開催
- 11月6日 奈良市まちづくり市民会議
（第2回）開催
- 11月27日 奈良市まちづくり市民会議
（第3回）開催
- 12月18日 奈良市まちづくり市民会議
（第4回）開催

2010年（平成22年）

- 1月15日 奈良市まちづくり市民会議
（第5回）開催
- 2月5日 奈良市まちづくり市民会議
（第6回）開催
- 2月19日 奈良市総合計画審議会
（第1回）開催
- 2月19日 奈良市まちづくり市民会議
（第7回）開催
- 3月29日 奈良市まちづくり市民会議
（第8回）開催
- 3月30日 奈良市総合計画審議会
（第2回）開催
- 4月8日 奈良市総合計画審議会
小委員会（第1回）開催

- 4月14日 奈良市総合計画審議会
小委員会（第2回）開催
- 4月26日 奈良市総合計画審議会
（第3回）開催
- 4月26日 奈良市総合計画審議会会長に基本
構想（案）を諮問
- 5月13日 奈良市総合計画審議会
小委員会（第3回）開催
- 5月20日 奈良市総合計画審議会
小委員会（第4回）開催
- 5月27日 奈良市総合計画審議会
（第4回）開催
- 5月31日 奈良市総合計画審議会会長から市
長に基本構想（案）の中間答申が
なされる
- 6月4日～7月2日 基本構想（案）に対す
る意見を募集
- 6月24日 奈良市総合計画審議会
（第5回）開催
- 7月5日 奈良市総合計画審議会会長に基本
計画（案）を諮問
- 7月7日 奈良市総合計画審議会
第1部会（第1回）開催

7月8日	奈良市総合計画審議会 小委員会（第5回）開催	8月6日～8月31日	基本計画（案）に対する意見を募集
7月12日	奈良市総合計画審議会 第2部会（第1回）開催	9月7日	奈良市総合計画審議会 第1部会（第4回）開催
7月14日	奈良市総合計画審議会 第1部会（第2回）開催	9月7日	奈良市総合計画審議会 第3部会（第3回）開催
7月14日	奈良市総合計画審議会 第3部会（第1回）開催	9月9日	奈良市総合計画審議会 （第8回）開催
7月16日	奈良市総合計画審議会 第2部会（第2回）開催	9月13日	奈良市総合計画審議会会長から市長に基本計画（案）の答申がなされる
7月19日	奈良市総合計画審議会 第1部会（第3回）開催	9月14日	奈良市議会9月定例会に基本構想及び基本計画を提案
7月19日	奈良市総合計画審議会 第3部会（第2回）開催	9月22日	市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始
7月21日	奈良市総合計画審議会 （第6回）開催	12月3日	総合計画検討特別委員会が、奈良市議会12月定例会で審査経過を中間報告
7月27日	基本計画の公聴会開催	12月7日	基本構想及び基本計画の議案を撤回
7月28日	奈良市総合計画審議会 （第7回）開催	12月16日	奈良市総合計画審議会 小委員会（第6回）開催 ※第6回以降の小委員会は、小委員会委員に審議会会長と第3部会長を加えて実施
8月3日	奈良市総合計画審議会会長から市長に基本構想（案）の答申及び基本計画（案）の中間答申がなされる		

12月25日 奈良市総合計画審議会会長に基本構想（案）及び基本計画（案）を諮問

12月28日 奈良市総合計画審議会小委員会（第7回）開催

2011年（平成23年）

1月4日～1月13日 基本構想（案）及び基本計画（案）に対する意見を募集

1月5日 奈良市総合計画審議会小委員会（第8回）開催

1月12日 奈良市総合計画審議会小委員会（第9回）開催

1月17日 奈良市総合計画審議会小委員会（第10回）開催

1月18日 奈良市総合計画審議会（第9回）開催

1月18日 奈良市総合計画審議会会長から市長に基本構想（案）及び基本計画（案）の答申がなされる

1月28日 奈良市議会1月臨時会に基本構想及び基本計画を提案

2月1日 市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始

2月4日 総合計画検討特別委員会が、基本構想及び基本計画の議案を「可決すべきもの」と決定

2月7日 市議会が基本構想及び基本計画の議案を否決

6月16日 奈良市議会6月定例会に基本構想及び基本計画を提案

6月27日 市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始

6月29日 総合計画検討特別委員会が、基本構想の議案については「原案どおり可決すべきもの」、基本計画の議案については「修正して可決すべきもの」と決定

7月1日 市議会が基本構想の議案を原案可決、基本計画の議案を修正可決

8. 関連する市の条例・計画一覧

第1章 市民生活

施策	関連する市の条例	関連する市の計画
1-01-01 地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市地域ふれあい会館条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画
1-01-02 市民交流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市もてなしのまちづくり条例 ・ 奈良市ボランティアセンター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 ・ 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画
1-02-01 男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市男女共同参画推進条例 ・ 奈良市男女共同参画センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市男女共同参画計画 ・ 奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画
1-03-01 人権と平和の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市人権文化のまちづくり条例 ・ 奈良市人権文化センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市人権文化推進計画 ・ 奈良市人権教育推進についての指針 ・ 奈良市教育ビジョン

第2章 教育・歴史・文化

施策	関連する市の条例	関連する市の計画
2-01-01 特色のある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市教育センター条例 ・ 奈良市学校給食センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市小中一貫教育基本計画 ・ 奈良市教育ビジョン ・ 奈良市食育推進計画
2-01-02 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案） ・ 奈良市教育ビジョン
2-01-03 義務教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 ・ 奈良市教育センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案） ・ 奈良市小中一貫教育基本計画 ・ 奈良市教育ビジョン
2-01-04 市立一条高等学校の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市教育ビジョン
2-02-01 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市次世代育成支援行動計画 ・ 奈良市教育ビジョン
2-03-01 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市公民館条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市生涯学習推進基本計画
2-03-02 図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立図書館設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市子ども読書活動推進計画

2-04-01 文化遺産の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市文化財保護条例 ・ 奈良市文化財保存公開施設条例 ・ 奈良市宮跡庭園条例 ・ 奈良市菅原はにわ窯公園条例 	
2-05-01 文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市文化振興条例 ・ 奈良市ならまちセンター条例 ・ 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 ・ 奈良市音声館^{おんじょう}条例 ・ 奈良市ならまち振興館条例 ・ 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例 ・ なら100年会館条例 ・ 奈良市杉岡華邨書道美術館条例 ・ 奈良市西部会館市民ホール条例 ・ 奈良市美術館条例 ・ 奈良市北部会館条例 ・ 奈良市都祁交流センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市文化振興計画
2-06-01 スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市体育施設条例 ・ 奈良市合併記念公園条例 ・ 奈良市コミュニティスポーツ施設条例 ・ 奈良市青少年野外活動センター条例 	

第3章 保健福祉

施 策

関連する市の条例

関連する市の計画

3-01-01 地域福祉の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市地域福祉計画
3-01-02 社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市国民健康保険条例 	
3-02-01 子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市子ども医療費の助成に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市次世代育成支援行動計画
3-02-02 ひとり親家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 ・ 奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市次世代育成支援行動計画
3-02-03 子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市保育の実施に関する条例 ・ 奈良市立保育所設置条例 ・ 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 ・ 奈良市児童館条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市次世代育成支援行動計画

3-03-01 障がい者・児福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市総合福祉センター条例 ・奈良市障害者自立支援法施行条例 ・奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 ・奈良市子ども発達センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市障がい者福祉基本計画 ・奈良市障がい福祉計画(第2期) ・奈良市地域福祉計画
3-04-01 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市老人福祉センター条例 ・奈良市老人憩の家条例 ・奈良市老人軽作業場条例 ・奈良市介護保険条例 ・奈良市後期高齢者医療に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画 ・奈良市地域福祉計画
3-05-01 医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市立診療所設置条例 ・奈良市立応急診療所条例 ・奈良市病院事業の設置等に関する条例 	
3-06-01 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市保健センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市21健康づくり
3-06-02 健康危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例 	

第4章 生活環境

施策

関連する市の条例

関連する市の計画

4-01-01 総合的な危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市防災センター条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地域防災計画 ・奈良市耐震改修促進計画 ・奈良市国民保護計画
4-01-02 消防・救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市火災予防条例 	
4-01-03 交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市自転車等の安全利用に関する条例 ・奈良市自転車駐車場条例 ・奈良市違法駐車等の防止に関する条例 ・奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市交通安全計画
4-01-04 防犯力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市安全安心まちづくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市安全安心まちづくり基本計画
4-02-01 環境にやさしい社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市環境基本条例 ・奈良市アイドリング・ストップに関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市環境基本計画

4-03-01 環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・奈良市路上喫煙防止に関する条例 ・奈良市環境基本条例 ・奈良市ポイ捨て防止に関する条例 ・奈良市あき地の適正管理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市一般廃棄物処理基本計画 ・奈良市環境基本計画
4-03-02 生活・環境衛生の向上と増進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市火葬場条例 ・奈良市墓地条例 ・奈良市納骨堂条例 ・奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画
4-04-01 一般廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地域循環型社会形成推進地域計画 ・奈良市第6期分別収集計画 ・奈良市一般廃棄物処理基本計画 ・一般廃棄物処理実施計画 ・奈良市生活排水処理基本計画
4-04-02 産業廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 	

第5章 都市基盤

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
5-01-01 計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・奈良市住居表示に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン
5-02-01 奈良らしい景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・なら・まほろば景観まちづくり条例 ・奈良市屋外広告物条例 ・奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例 ・奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 ・奈良市地区計画形態意匠条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市景観計画 ・奈良市都市計画マスタープラン
5-03-01 交通利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市レンタサイクル条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・奈良市交通安全計画
5-04-01 道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市法定外公共物の管理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・新市建設計画

5-05-01 市街地整備の推進と適正な誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地地区画整理事業施行に関する条例 ・大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業施行に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン
5-06-01 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市公園条例 ・奈良市児童遊園条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・奈良市緑の基本計画
5-07-01 居住環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市営住宅条例 ・奈良市改良住宅条例 ・奈良市コミュニティ住宅条例 ・奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・なら・まほろば景観まちづくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市営住宅ストック総合活用計画 ・奈良市地域住宅等整備計画 ・奈良市公営住宅等長寿命化計画 ・奈良市耐震改修促進計画 ・奈良市景観計画 ・奈良市都市計画マスタープラン
5-08-01 信頼の水道 未来へつなぐライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市水道事業の設置等に関する条例 ・奈良市水道事業給水条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市水道事業中長期計画
5-09-01 水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市簡易水道条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画
5-10-01 下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市下水道条例 ・奈良市農業集落排水処理施設条例 ・奈良市水洗便所設備費助成に関する条例 ・奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ・奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 	
5-11-01 河川・水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市準用河川管理条例 ・奈良市法定外公共物の管理に関する条例 	

第6章 経済

施策

6-01-01
観光力の強化

6-02-01
国際交流の活発化

6-03-01
農林業の振興

6-04-01
商工・サービス業の振興

6-05-01
勤労者福祉の向上・
就労機会の確保

6-06-01
消費者保護の推進

関連する市の条例

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市柳生の里観光施設条例
- ・奈良市観光センター条例
- ・奈良市ならまち格子の家条例
- ・奈良市観光自動車駐車場条例
- ・奈良市針テラス情報館条例
- ・奈良市温泉施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例
- ・奈良町からくりおもちゃ館条例

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市グリーンホール条例

- ・奈良市特産品等直売施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例
- ・奈良市農林漁業体験実習館条例
- ・奈良市農産物加工センター条例
- ・奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例
- ・奈良市伝統的家屋交流施設条例
- ・奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例
- ・奈良市火入れに関する条例

- ・なら工芸館条例

- ・奈良市勤労者総合福祉センター条例

関連する市の計画

- ・奈良市観光交流推進計画
- ・新市建設計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- ・奈良・月ヶ瀬・都祁農業振興地域整備計画
- ・新市建設計画

- ・奈良市中心市街地活性化基本計画
- ・新市建設計画

第7章 基本構想の推進

施策

7-01-01
開かれた市政の推進

関連する市の条例

- ・ 奈良市情報公開条例
- ・ 奈良市個人情報保護条例
- ・ 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例
- ・ 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 奈良市財政状況の公表に関する条例

関連する市の計画

7-02-01
市民との協働による市政運営

- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

7-03-01
情報化の推進

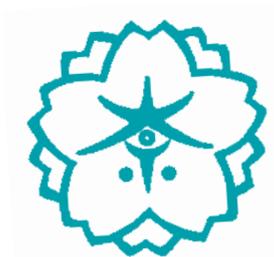
- ・ 奈良市情報化推進計画基本計画

7-04-01
効率的な行財政運営

- ・ 奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・ 奈良市行政組織条例

- ・ 奈良市行財政改革大綱
- ・ 奈良市行財政改革実施計画
- ・ 奈良市定員適正化計画

奈良市章



奈良市の市章は1903年（明治36年）5月に制定されました。
「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」と万葉集に歌われた、
ゆかり深い奈良八重桜をかたどっています。

市 民 憲 章

- 奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。
- 奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。
- 奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。
- 奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。
- 奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市第4次総合計画 「まほろばVISION2020」 市民が育む世界の古都奈良 ～豊かな自然と活力あふれるまち～

発行日 2012年2月

発 行 奈良市

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

T E L 0742-34-1111（代表）

企画・編集 奈良市総合政策部総合政策課

